

145
2

14. 5-562



1200501217729

ソ聯研究資料
第三十七號

ソ聯邦經濟の檢討

奥澤篤次郎訳



始



14.5
562

聯研究資料第三十七號（昭和十四年三月）

ソ 聯邦經濟の檢討

滿鐵調查部

例言

發行所寄贈本

一、本資料は N. de Basily: *La Russie sous les soviets*, 1938, Paris. (Pocuzu noz Comenekoŭi Kaetruo) の中、第四、第六及び第七章の翻譯である。

一、原書は政治、經濟、社會及び文化全般に亘るソヴェート聯邦の全般的的研究乃至検討をなしたものであるが、本資料はその内、主として經濟部面の検討に當てられた前記の三章の翻譯である。本資料はソヴェート聯邦の經濟狀態の客觀的研究であると同時に、比較的偏見に捉はれざる検討乃至批判である。ソ聯邦經濟に對する一つの見方を提供するものとして有益な資料であると信ずる。

擔當者 奥澤篤太郎

昭和十四年一月

調査部北方調査役



例言

目次

第一章 ソヴェート聯邦の政治經濟機構……

ソヴェート體制はその敵味方が考へてゐるよりも確固たるものである。——ソヴェート憲法は純形態上の價値を持つに過ぎない。——獨立民族共和國聯邦。——聯邦加盟共和國。——自治共和國。——州、管區、區及び自治民族ソヴェート。——聯邦の政務及び「地方政務の獨立執行」。——ソヴェート聯邦の聯邦機構及び新憲法による聯邦加盟共和國。——一九三六年の憲法改正前におけるソヴェート國家機構の基本原理解。——新憲法によるソヴェート聯邦の最高機關。——新憲法における聯邦人民委員會。——新憲法における立法權。——地方自治。——「非常委員會」(チエカ)とそれに代つた諸機關。——司法權。——民主主義より官僚主義へ。——書かれざる憲法。——國家の公認教義。——共產黨の組織。——黨の執行機關。——「黨首」。——獨裁制度。——黨大衆。——黨機關への國家機關の從屬。——ソヴェート制度の民主主義的粉飾。——新憲法における直接的權力機關——共產黨。——新憲法による「人民の基本的權利義務」——スターリン憲法の本質。——ソヴェート聯邦における國家の經濟的機能。——最高經濟機關。——工業の管理。——商業の管理。——運輸の管理。——ソヴェート制度における所有權。——ソヴェート政權と農業。——集團經營、「コルホーズ」。——コルホーズ規約の最近の改正。——コルホーズ經營の國家的性質。——ソヴェートの經營、「ソフホーズ」。——個人農業の殘骸。

目次

第二章 社會主義への前進

レーニンその夢想を悟る。——一九二〇年における工業の瓦解。——レーニンの工業計畫。——一九三二年末における工業化の實績。五箇年計畫。——重工業の發展。——電化。——機械の建造。——工業化の「テンボ」の促進。——行き過ぎた工業化の放棄。——第二次五箇年計畫。——第一次五箇年計畫の實績に關する政府の評価。——ソヴェートの成功の眞價。ソヴェート聯邦の資源。——ソヴェートの實績と舊ロシアの經濟的達成。——ソヴェート聯邦における經濟的發展の諸特性。——歐米の工業とソヴェート聯邦の工業との比較。——第一次五箇年計畫時代における政府の壓制。——歐米の技術的援助。——工業化費。——工業化の財源。——原料及び消費財の輸出強化。——消費財の輸入禁止。——外國爲替の追求。——急激な資本の蓄積。——工業化のための國內的支出。——インフレーション。——工業と農村。——集團化以前の農村。——農村の集團化。——コルホーズ。——集團化の犠牲。——家畜の減少。——畜産業の瓦解の結果。——如何に農村の集團化は行はれたか。——政府財源の主要な供給者をるコルホーズ。——政府がコルホーズ農民から得るものは何か。——コルホーズの實際とマルクス主義的理論。——コルホーズの内部生活。——コルホーズ農民の所得。——「労働日」と生産物の分配。——第一次五箇年計畫の實際的結果。——スターリンの意圖する五箇年計畫の目的。——スターリンの五箇年計畫と最初の五箇年計畫案。——輕工業及び食料品工業に於ける計畫の未遂行。——重工業に於ける計畫の超過遂行。——工業化と軍備。——工業の技術的水準。——作業見積の缺除。——巨大狂。——ソ

ヴェート政府の前資本主義的方法。——工業化テンボの緩和。——機械の崇拜より人間の尊重へ。——スターリンの新演説。

第三章 ポリシェヴィキ的經驗の諸結果

ソヴェート經濟の動搖とスターリンの五箇年計畫。——スターリンの退却の概観。——「住宅附屬地」と新コルホーズ規約。——ソヴェート社會における心理的變化。——農業集團化に對するソヴェート政權の絶えざる努力。——新工業計畫の重壓に疲らされた國民經濟。——豫算の絶えざる増大。——間接税の大きさ。——一九三六—三七年度豫算における取引税。——農村に對する間接課税。その課税方法。——取引税と工業生産物税。——租税及び義務的公債。——貨幣表章の發行より得る収入。——ソヴェート工業における利潤の問題。——ソヴェート工業の質的方面。——スターリンの現經濟政策の新らしい特徴。——「平等主義」の放棄。——労働強化の諸手段。——「スタハノフ」運動。——ソヴェート貨幣制度。ルーブルの下落。インフレーション。——インフレーションの終り。——金の採掘。——貿易バランス。——チエルウオネツ・ルーブルの購買力の連続的の下落。——生活必需品の小賣價格。——調達價格、標準價格及び商業價格の相互關係。——一九三五年の物價制度の改革。——トルグシンの廢止。——チエルウオネツ・ルーブルの平價切下。——チエルウオネツ・ルーブルの安定問題。——ポリシェヴィキ的方針の連續的變化の影響を受けた労働賃銀。——ソヴェート労働者の特權。——ソヴェート聯邦における社會保險。——外國労働者の状態とソヴェート労働者の状態との比較。——ソヴェート聯邦における勞

働大衆の生活水準。——コルホーズ農民の生活水準。——家畜数。——農村における人口過剰。
 ——工業生産品の不十分な配給。——最近における工業生産額。——主要な経済的推論。——重
 工業におけるソヴェートの達成。——鐵道。——結論。

ソ 聯 邦 經 濟 の 檢 討

第一章 ソヴェート聯邦の政治經濟機構(註一)

ソヴェート體制はその敵味方が考へてゐるよりも確固たるものである



臨時政府を倒して勝利を得たばかりの初期においては、ボリシエヴィキの首領達は長期間に亘つて政權を確保するこ
 とは極めて困難であつた。十一月革命の直後主要な一指導者トロツキは云つた、「ロシア革命はヨーロッパ革命を惹き起す
 だらう。しかし我々は撃滅されるだらう。黨の中央委員會もこの意見に同意して、「四ヨーロッパに社會革命が起らぬ
 ならば、我が社會主義共和國は滅亡するかも知れぬ」と公言した。中央委員會の勝れた一委員の聲明に對して、スターリン
 は我々は凡ての望をヨーロッパ革命にかけてゐる、しかし我々は諸君のやうに革命が直ぐ勃發するとは考へない」と反駁
 し得るのみであつた。この論争がなされたのは一九一八年の初頭であつた。その後同年三月レーニンは第七回黨大會で「若
 しドイツ革命が起らぬならば、我々は滅びるであらう」と公然と斷言した。

(註一) 帝政ロシアの面積は二、一七八萬四、〇〇〇平方キロメートルであつたに對して、ソヴェート聯邦の面積は二、一三五萬三、一〇一平方キロ
 メートルである。この地域の減少は大戦に續く革命によつて、フィンランド、エストニア、ラトヴィヤ、リトアニア及びポーランドがロシアか
 ら獨立し、ベッサラビヤ地方がルーマニアに併合され、ザカフカズの一部がトルコになつた結果である。

大戦直前のロシア帝國の人口は一億七、五〇〇萬乃至一億八、二〇〇萬であつた。現在のソヴェート聯邦の人口は一九一四年一億三、九七〇萬であ
 つた。一九二六年以後國勢調査が行はれない。(譯註、一九三八年一月に行はれたがその結果は發表されず、一九三九年一月の再實施が發表され
 た)のでソヴェート聯邦人口に關する正確な數字は存在しない。我々の入手し得る資料によれば現在の國境内のロシア人口は次の如くである。
 一八九七年(國勢調査).....一〇四・〇百萬

一九一四年(一月一日).....	一三九・七百萬
一九一七年(一月一日).....	一四一・七百萬
一九二〇年(八月二十八日の國勢調査).....	一三一・六百萬
一九二二年(一月一日).....	一三一・七百萬
一九二六年(十二月二十七日の國勢調査).....	一四七・一百萬
一九二九年(一月一日).....	一五四・〇百萬

一九二九年以後の人口の年増加率は二%ち約三〇〇萬と推定される。近年人口の増加は幾分減少した。一九三六年一月一日のソヴェート聯邦の人口は一億七、〇〇〇萬と推定されてゐる。

舊地域のロシア

現地域のロシア

一九二四年.....	三・〇%	一九一四年.....	一八・四%
一九二二年.....	四・四%	一九一七年.....	一一・七%
一九二一年.....	七・八%	一九二〇年.....	一四・七%
一九一八年.....	九・二%	一九二二年.....	一六・二%
一九一〇年.....	一二・八%	一九二六年.....	一七・九%
一九一〇年.....	一二・七%	一九二九年.....	一八・七%

かくの如く、ロシアにおける都市人口の百分率は絶えず増加を示してゐる。殊に革命直前に急激に増加した。ボリシエヴィキ革命後の都市人口は革命前の水準以下に減少し、ソヴェート政權成立後十五年にして初めて一九一七年の水準に回復し、やがてそれを凌いだ。ソヴェートの統計によれば都市人口は現在約二五%に達してゐる。

ロシア並びに其他の諸國のボリシエヴィキの反對派はソヴェート政體がそれ程確乎たるものであるとは現在でも考へてゐない。彼等はボリシエヴィキの打ち建てた政治的社會的「ユートピア」は長く存続し得ないと信じてゐる。しかし、ロシアにおけるソヴェート政權の成立以來二十年の歳月が経過し、この二十年の期間はソヴェート政體が我々が経験した市民的、法律的、社會的及び經濟的條件とは幾分異なつた安定條件を備へることを充分示してゐる。

ソヴェート憲法は純形態上の價值を持つに過ぎない

しからば、一九一七年末より新憲法の承認された一九三六年十二月五日——その後幾分部分的な修正がなされたが——まで存在し続けたソヴェート・ロシアの政治經濟制度の基礎は何か。

ソヴェート社會主義共和國聯邦(ソヴェート聯邦)において一九三六年末まで行はれた政治制度を研究し、更に進んで「スターリン憲法」と呼ばれる新憲法を検討する場合に、國家の支配者達はその課せられた目的を達するためには凡てのものが彼等に許されてゐると、確信してゐるといふことを忘れてはならない。従つて支配者達は法律的形態によつて拘束されてゐるとは殆んど考へてゐない。かゝる條件の下では、ソヴェート聯邦においては立憲政體及び國法は近代立憲國家におけると同様な價值を持たない。更に、ソヴェート憲法の表面的な法律の意味は、ソヴェート聯邦は國法によつては統治せられずして、如何なる法令集にも記されてゐない共產黨の決議に従つて統治されるといふ事實によつて失はれる。

他の諸國においても、法律上の秩序が事實上の政治制度と異なる場合が稀ではないが、ソヴェート聯邦においては事實上の政治制度が書かれたる憲法に代り、しかもそれが眞の憲法たるの意味を持つに至ることが屢々である。

獨立民族共和國聯邦

ソヴェート憲法によればソヴェート聯邦は民族聯邦の形態を採る。即ちソヴェート聯邦は種々の等級の聯邦國家であり、その構成分子はまた聯邦機構を採る。しかし、民族を單位とするこの政治的階級制度の内においては、凡ての人民が同一の權利を持たない。

一九一八年三月十八日のソヴェート政府の決定の實行に際して、聯邦の首府はセント・ペテルスブルグからモスクワに遷

された。

聯邦加盟共和國

聯邦加盟共和國に最高權力が與へられてゐる。新憲法の實施以前には七箇の聯邦共和國があつた。即ちウクライナ共和國、白ロシア共和國、ウズベク共和國、トウルクメン共和國、タジク共和國、三種の民族——ゲオルギア、アルメニヤ及びトルコ・アゼルバイジャン——を包含する後カウカサス共和國、最後に大ロシア民族が支配的であるが、その内には十四の自治共和國と種々の民族及び種族の住んでゐる一聯の自治州を含む最も大きな、最も複雑なソヴェート國家たるロシア・ソヴェート聯邦社會主義共和國（ロシア共和國）である。（註一）聯邦共和國は全く獨立に地方政務を處理し、その代表者によつてソヴェート聯邦の共同の管理に参加する權利を有するのみならず、新憲法の第十七條に確認する如く「ソヴェート聯邦から自由に脱退する」權利をも有する。

（註一）これらの共和國の内民族別に人口の割合を示せば次の如し。

共和國名	總人口 (百萬)	大ロシア人 (%)	土着住民 (%)
ロシア共和國	一一六・〇	八二・七〇	八二・七〇
ウクライナ共和國	三三・〇	九・二三	八〇・〇二
白シカ共和国	五・六	七・七〇	八〇・六二
ザカフカズ共和国	七・二	五・七四	八一・六〇
ウズベク共和国	五・二	五・六〇	七六・〇〇
トウルクメン共和国	一・三	七・五〇	七二・〇〇
タジク共和国	一・三	〇・八〇	七八・四〇

この表は全然ソヴェート側の統計に基いて書かれたニールマイヤー、セミヨノフ著「ソヴェート聯邦、一つの政治地理學的問題提起」(Niethe-Myer-Semjonow: Die Sowjetunion. Einogeographische Problemstellung. Berlin, 1934)より作成した。人口数は訂正して現在数で示しておいた。「ソヴェート便覽」(U.S.S.R. Handbook, 1935)によればソヴェート・ロシアには一八〇種の民族がある。その内最も主要なものを一九二六年の國勢調査に従つて示せば

民族名	人口總數 (百萬)	全人口中に占める %
大ロシア人	七七・七	五二・九
ウクライナ人	三一・一	二二・二
白シカ人	四・七	三・二
カザフ人	三・九	二・七
ウズベク人	三・九	二・六
タタール人	二・九	二・一
ユダヤ人	二・六	一・七
ゲオルギヤ人	一・八	一・二
アルメニヤ人	一・七	一・一
トルクメン人	一・五	一・〇

言語學的指標によつて、同一の資料から主要な人口群を示せば

言語名	人口總數 (百萬)	全人口中に占める %
大ロシア語	八四・一	五七・二
ウクライナ語	二七・五	一八・七

ウ	カ	タ	白
ズ	ザ	タ	ロ
ベ	イ	シ	ア
ク	ル	シ	語
ク	ク	語	語
四・〇	三・九	三・五	三・四
二・七	二・七	二・四	二・三

ロシア共和國は全聯邦人口總數の六八・五%を占める。ウクライナ人は屢々小ロシア人と呼ばれてゐる。

自治共和國

ソヴェート聯邦の地域形態の第二の範疇は「自治共和國」である。自治共和國は各「聯邦共和國」に屬する、少数民族の居住する地域から構成される。一九三六年末の憲法改正以前には、ロシア聯邦共和國内に一四、ウクライナ聯邦共和國内に一、ザカフカス聯邦共和國内に三の自治共和國があつた。自治共和國は「脱退する」権利を持たないが、地方政務を獨立に管理し、その屬する「聯邦共和國」の行政に代表者を通じて参加する。

洲、管區、區及び自治民族ソヴェート

最後に第三の、より下級の自治権がソヴェート共和國内に小集團をなして散在する民族に與へられてゐる。これらは民族的な自治州、管區、區及び村落を構成する。その數は種々である。これらの諸民族は地方政務の管理權を有するが、その獨立性は彼等の屬する聯邦共和國或は自治共和國の行政機關の統制に服することによつて或る程度減少する。

「聯邦の」政務及び「地方政務の獨立執行」

ソヴェート共和國及び諸「聯邦共和國」の固有の活動範圍は次の如く分割されてゐる。

或る種の政務は全然聯邦の中央政權の權限に屬し、行政はモスクワの「全聯邦的」各人民委員部に分屬する。これらの人民委員部は全聯邦に亘つて各共和國政府機關に屬せざる地方機關を直接管理する。新憲法は國防、外務、外國貿易、交通（主として鐵道を管理する）、通信（郵便、電信及び電話）、水運、重工業及び國防工業の七つの「全聯邦的」人民委員部を承認した。同様に全聯邦的中央政權の權限から除外された、他の多數の政務は「聯邦共和國的人民委員部」（舊憲法では「單一人民委員部」と呼ばれてゐた）によつて管理される。聯邦共和國の各人民委員部は各ソヴェート共和國と同一政務を管理するが、同一系統の中央の人民委員部に從屬する人民委員部を経て各々の行政管轄を管理する。かくて茲に地方分權の形態が生ずる。新憲法によれば、食料品工業、輕工業、木材工業、農務、ソフホーズ、財務、國內商業、内務（その權限は他の系統に含まれる）、司法及び保健の十個の「聯邦共和國的人民委員部」が設けられた。

最後に、若干の政務は少くとも、原則的には各聯邦共和國に專屬する。新憲法は更に教育、地方工業、公共事業、社會保障の四部を設けた。各聯邦共和國において、これらの四行政管轄は自治的人民委員部、所謂「共和國人民委員部」によつて管理される。（註一）茲において地方自治はかなりにその權限を制限されることになる。實際上現在凡ゆる重要問題を管理するのは中央であり、地方的自由は漸次減少して、ソヴェート聯邦に居住する各民族の言語を用ひるだけの單純な權利となる。同様な關係が聯邦共和國とその一部分をなす自治共和國の間に存在する。（註二）

（註一）一九一八年の憲法によれば、自治的地方人民委員部は内務、司法、教育、農務、保健、社會保障の六部があつた。しかし一九二九年に聯邦共和國的單一農務人民委員部が創設されて、農務に關する地方自治は廢止された。一九三〇年には「共和國的」内務人民委員部は變形されて、その機能は中央に屬する諸機關に分割された。一九三六年には全聯邦的藝術委員會及び高等學校委員會が設けられ、高等學校は専ら自治的な教育人民委員部の權限に屬した。かくの如く、一九三六年の憲法以前に既にソヴェートの立法權は次第に活潑となり、益々明らかに「民族的自治」の領域は減少して行つた。

(註二) ソヴェート聯邦の民族政策が黨の中央機關の採つた方針に従つて、如何に發展したかを見ることは興味がある。黨は常に内容的には全民族的に統一された、形態上では民族毎に異つたプロレタリア文化を創造せんと長い間努力してきた。民族的形態は何によりも先づソヴェート聯邦に居住する民族が各々その固有の言語を使用することを前提とする。この方略は全聯邦に亙つて大規模に採用され、現在でも學校の教養は出来る限り地方的の民族語でなされてゐる。(後れた民族に就てはこの原則は只初等學校でのみ行はれてゐる。)この民族語の使用は地方的國家行政においては強制的である。書籍及び新聞(それらを持たない民族のために)は豫め特別のパンフレットを作つた後)にも、劇場でも、民族語が用ひられる。しかし實際上の行政的中央集權によつて映畫、書籍、新聞、授業の内容を決定するのは中央である。我々は共產黨の民族政策において二つの時期を分つことが出来る。一九三二年に終る第一期においては民族的差別が強制された。殊にウクライナでは出来るだけ白ロシア語とは異つた文語の急速な創造のために種々な手段が促進された。この時代に諸民族的共和國において少數民族の眞の壓迫がなされた。一九三三年以後は民族的差別はなされなくなつた。ウクライナにおいて共產黨は科學アカデミー及び極端なウクライナ主義者の指導者チエフチエンの名稱を持つた學會を「清掃」した。ウクライナ語をロシア語に近づけるためにアカデミーの辭典を改訂すべき命令が發せられた。この變化は一九三三年七月ウクライナ教育人民委員スクループニツクの自殺といふ特徴的な事件によつて劃された。スクループニツクは急速なウクライナ化の實現を熱心に希望し、そのために免官された。彼の自殺前一九三三年二月、ウクライ共産黨の地方的な七人の書記の内三人が明らかに「新方針」の實行を容易にするために免官された。民族政策のこの變化は白ロシア及び中央共和國にも同様に行はれた。ソヴェート政權は現在でも日常生活及び學校で地方的な方言を使用することを禁じてゐないが、聯邦内の諸民族に「文化的自決」を強制することを止めて、それと同時に民族的共和國の自治機關の權限を縮少した。

ソヴェート聯邦の聯邦機構及び新憲法による聯邦加盟共和國

一九三六年の新憲法によれば、ソヴェート聯邦は七共和國ではなく十一の聯邦共和國より構成される。(註一)更に或る民族はより高い等級に進められた。彼等は「自治州」ではなく「自治共和國」に組織された。(註二)一般的に新憲法によつて廢された、ソヴェート聯邦及び聯邦共和國の構成上の變更の目的は聯邦機構の單純化にある。

新憲法は今後ソヴェート聯邦の民族的聯邦構成は、一般憲法上の法文の改訂に要する複雑な手續によつてのみ變更され得ると規定した。この將來の地域改訂の間接的禁止は、出來得る限り現状を維持するといふ新憲法の支配的な考へ方から直接生じたものである。(註三)

ソヴェート聯邦の聯邦的構成を變更する場合、一九二三年舊憲法は共和國の正確な境界は決定しなかつたが、新憲法は同時に共和國の法律上確定された境界を設定する。舊憲法は全「社會主義共和國」にソヴェート聯邦への加盟權を認め、かくて舊憲法は全民族的、革命的な性格を明かに強調した。スターリン憲法はかかる權利を全然認めない。新憲法はソヴェート聯邦を構成する社會主義共和國を列挙するに過ぎない。

(註一) 聯邦の新共和國は、以前ロシア共和國の一部であつたカザフ及びキルギス共和國、及び以前ザカフカズ共和國をなしてゐたグルジャ、アルメニア及びアゼルバイジャン共和國である。ザカフカズ共和國の議長であつたエル・ベリヤはその創立の目的が達せられたので、同共和國は廢止されたと説明した。一國家がかゝる動機から廢止されたといふことは歴史上前例のないことである。

(註二) 次の如き諸地域が自治共和國である。コミ(シリヤ)、マリ(チエレミシ)カバルヂノ・バルカリヤ、北部オセチヤ及びチエチエノ・イングーシ。

(註三) この禁止令は如何なる理由によつても市名、村名、驛名等の變更を禁止した一九二六年五月二十七日の法令と同種のものである。

一九三六年の憲法改正前におけるソヴェート國家機構の基本原理解

ソヴェート聯邦成立以來一九三六年の新憲法の採用までの、ソヴェート社會主義共和國聯邦の行政制度の獨自性は、第一に上級機關は下級機關によつて選舉されるといふ選舉原理に全然基いてゐること、第二にブルジョア社會の階級制度から論理的に生ずるブルジョアの獨斷と考へられる、立法、司法及び行政の三權分立が存在しないこと、(註一)最後に中央的行政代理機關と地方的自治機關の行政的分權を無視するといふことにあつた。

(註一) 一九三六年のスターリン憲法以前には、三權分立の觀念はソヴェート政體には全然存在しなかつた。法學者ストウチカは「國家學說」(モスクワ、一九二二年)なる極めて學問的な研究において、凡ゆるソヴェート國家機關は労働者階級なる一階級を代表すると述べた。従つて機能の分割は單なる實際上の便宜の問題に過ぎない。かくて實際上の便宜によつて、上級機關は同時に立法、行政及び司法の三機能、或は少くとも

立法及び行政機能を行ふ。

一九二三年七月六日の聯邦憲法は全くこの原則に従つてゐた。同憲法第十七條によれば、全聯邦的執行委員會は法律及び命令を發するのみならず、行政令を發することによつて全ソヴェート行政を中央集權化した。聯邦人民委員會は同憲法第三十七條によれば「執行及び管理機關」であるが、第三十八條によればソヴェート聯邦に對して決定及び執行命令をも發布する。司法上の機能は單に一般行政上の一機能と看做されてゐる。このことはウクライナの司法人民委員スクルシニツクによつて明言された。(ソヴェート法律週報一九二四年第四十四號)

凡ゆる國家機關は直接人民に接觸する下級機關から生じてくる。市内及村ソヴェートの如き下級機關は選舉によつて構成され、選舉權は勞働者及び(耕作に賃銀勞働者を使用する者及び「クラーク」を除いた)農民、及び勤務員に與へられる。「非勞働者」及び「權利を奪はれた」個人(クラークはこの内に含まれる)、商人及び僧侶は選舉權を持たない。かくて選舉された市及び村ソヴェートはその代表者を區ソヴェートの會議に送り、區ソヴェートはまたその代表者を州或は共和國ソヴェートの會議に送る。州或は共和國ソヴェートは各々ソヴェート聯邦内の民族及び聯邦の原則に基いて作られた、各構成單位毎に公式的代表者會議を構成する。最後に州或は共和國ソヴェートの會議は憲法に明言されてゐる如く、ソヴェート聯邦の全勞働者の意志を代表する全聯邦的ソヴェート會議へ送るその代表者を選定する。(註一)

(註一) 最も大きな共和國においてはこの選舉は州ソヴェートの會議に任される。

累進的なこのソヴェートの會議は各々その執行機關を選舉する。村ソヴェートはその議長を、市ソヴェートはその幹部會を選舉する。區、州、共和國、聯邦ソヴェートは共和國或は聯邦の場合には「中央」執行委員會を選舉する。執行委員會はその幹部會及び中央執行委員會、更にその内から資本主義國家の閣議に相當する人民委員會(略稱「ソフナルコム」)を任命する。

累進的な全ソヴェート制度の特徴は各段階の會議は獨立的な、自治的な實體であることである。各會議には憲法の法文によつて選舉民の意思を表明し、それ自身その執行機關を任命し統制する、特別の選舉された、代表機關即ち小中或は大のソ

ヴェート或はソヴェート會議が屬する。しかしソヴェートは稀にしか召集されないので、地方政務の實際的管理は國家の一般政務の管理と同様に、事實上執行機關が掌握する。殊に最近では諸ソヴェート共和國及びソヴェート聯邦ソヴェートの會議は四年に一度しか召集されてゐない。執行委員會は現行の全法律を決定するが、之に反して幹部會或は人民委員會議の決定だけでは實現されない。

新憲法によるソヴェート聯邦の最高機關

假令スターリン憲法が多くの舊國家機關を繼承してゐるとしても、しかし、新憲法はソヴェート機構に多くの變化を齎した。

新憲法によれば、幹部會の主宰する「最高ソヴェート」が聯邦の最高機關である。(註二)ソヴェートのトライニン教授はブラダ紙上で、スターリン憲法が幹部會に附與した役割を次の如く表現した。即ち「第四十九條が最高ソヴェートの幹部會に附與した權限は、ブルジョア國家においては「總統」、皇帝或は大統領によつて殆んど同様に行使されてゐる。」トライニンは同時に、最高ソヴェートの幹部會は法律の公布を拒否し或は延期する權利を持たないといふことを強調した。彼の意見によれば、このことはソヴェート聯邦における執行權に對する立法權の優越を保證するものである。しかし、先づ第一に「否認」權は共和國たる獨裁國たるを問はず、多くの「ブルジョア」國家においては既に長い間存在しない。第二にスターリン憲法は最高ソヴェートの幹部會に實際上「否認」權よりは遙かに廣汎な内容を持つ一つの權利を認めてゐる。即ち「幹部會は法律に解釋を與へ、命令を發する。」(憲法第四十九條、ロ)

(註二) 最高ソヴェートの幹部會議長一名、議長十一名、書記一名及び會員二十四名を以つて構成される。

最高ソヴェートは「聯邦ソヴェート」及び「民族ソヴェート」の兩議院より成る。「聯邦ソヴェート」の議員は、舊選舉法と異

なつて、人口三十萬人につき代表一名の割合でソヴェート聯邦の全人民から直接選舉される。「民族ソヴェート」の議員も同様に各聯邦加盟共和國、自治共和國及び自治州の人民から直接選舉される。(註一)各共和國及びソヴェート聯邦の他の構成體の最高機關も亦人民から直接選舉される。(註二)

(註一) 聯邦加盟の十一共和國は各々二十五名の代表を任命し、二十二自治共和國は各々十一名の代表を任命し、九自治州は各々五名の代表を任命し、各自治管區は一名の代表を任命する。

(註二) 選舉された全團體の代表は如何なる場合においても差別なく選舉民の多數決によつて免官される。

「聯邦ソヴェート」及び「民族ソヴェート」の兩議員は平等の權利を有する。「最高ソヴェート」の幹部會選舉及び「人民委員會」(ツフナルコム)の幹部會選舉のためには、兩議院合同會議が召集される。最高ソヴェートは年二回召集される。(註一)

(註一) 一九三七年十月一日のソヴェート聯邦中央執行委員會の決議は、最高ソヴェートの選舉期日を一九三七年十二月十二日と決定した。

新憲法における聯邦人民委員會

新憲法によれば聯邦人民委員會は議長、副議長、「全聯邦的」人民委員及び聯邦加盟共和國人民委員、更に人民委員部と同資格の委員會の議長から構成される。

舊組織に比して新憲法は地方的執行權力の自治を極度に制限し、それに代るべき新しい中央委員會をモスクワに創設した。新憲法は一九二三年の憲法では各共和國の管轄に屬してゐた司法及び保健等の管理を、「聯邦加盟共和國人民委員會」に移管した。更に新憲法は、以前存在しなかつた全聯邦的な國防工業人民委員會を創設した。また同様に全聯邦的教育人民委員部が創設されるだらう。少くともこの問題はソヴェート新聞紙上で議論されてゐる。

新憲法における立法權

他方、新憲法は各國家上級機關相互間の權限の分割上にも本質的な變化を齎した。新憲法は舊憲法の集權の原則を放棄して、ソヴェート聯邦における立法權は専ら「最高ソヴェート」に屬すると聲明した。(註一)新憲法は最高ソヴェート幹部會及び聯邦人民委員部の權限の内から注意深く立法權を除外した。しかし、分權の原則はこゝには全然認められない。上述の如く、スターリン憲法は權限上最高の行政機關たる最高ソヴェート幹部會に法律解釋の權限を與へた。かゝる事實上の條件の下においては、その本質上司法權から派生する法律解釋の權限附與は最高ソヴェートの權力を上記の幹部會が侵害することを得せしめ、事實上幹部會を立法機關に轉化することを得せしめる。かくて人民委員會及び各人民委員部の決定及び命令が現行法律と抵觸する場合、それを無効にし得るのは裁判所でもなく行政裁判機關(しかしこれはソヴェート政體には存在しない)でもなく、常に最高ソヴェート幹部會である。この條項は明かにソヴェート聯邦の適法性を立證するものではない。況して、スターリン憲法は一法律が他の一法律によつてのみ無効にされ得るとは規定してゐない。かくてソヴェート聯邦の適法性は將來においてもまた單なる擬制に過ぎないであらう。

(註一) 聯邦加盟共和國及び自治共和國においても立法權は各々の最高ソヴェートに屬する。

地 方 自 治

ソヴェート政體は原則上極度の地方自治を認めてゐる。しかし、累積的な各行政機關が各自權限上の分割を決めずに相互に重なり合つてゐるので、地方自治といつても實際には單なる擬制に過ぎない。

(一九二四年十月十六日及び一九三一年一月一日の)舊村ソヴェート規約及び(一九二五年十月二十四日及び一九三三年一月二十日の)舊市ソヴェート規約はこれらの制度及びその執行機關、即ち幹部會及びより正確に云へば、執行委員會の權限を非常に詳しく規定してゐる。その機能を列挙すれば數頁を要するだらう。(註一)若し列挙の範圍を「制限」するならば、

國家の上級及び中級機關の機能は、外交及び國防のみに限られてゐる。しかし、そこに列擧されたものも絶對的なものではなく、その機能は全然地方機關の権限のみに屬するのではない。一九二八年及び一九二九年に發布された區及び州の行政に關する法規は、各國家機關の全機能を列擧してゐる。ソヴェートの法規によれば、各政務は諸等級の國家機關の権限に屬してゐる。従つて、全然一機關の権限のみに屬するものはない。或る一政務が専ら市或は村ソヴェートの権限のみに屬するといふ様な條文は無い。市及び村ソヴェートの業務は公共事業である、しかし區及び州の機關も同様な事業に従事する。更らに各聯邦加盟共和國及び自治共和國には公共事業總管理局があつて、その共和國內の公共事業を管理する、しかるに共和國はまた地方ソヴェートに従屬する。

(註一) 市及び村ソヴェートの業務を列擧すれば、國家と教會との關係、災害及び犯罪に對する鬭争、人民の身分書の登記、記録の保管、裁判所の組織、公債を含めて地方的な税金及租税の設定、その管轄内の企業經營、商工業の發達、運輸、耕地整理事業、勞働法規適用の監督、失業鬭争、衛生秩序の處理、社會保健、醫療事業の組織、傳染病豫防、衛生監督の組織、母子の保護、老人及び病人の扶養、一般及び特殊教育の學校の設置及び維持、孤兒の救助、古代記念物及藝術品の保護、軍隊の駐屯、少數民族の保護。

上級機關は委員の選舉及び任命に反對する権利を持たないが、免官する権利を持つ。更に上級機關は事情の如何を問はず、下級機關に強制的な命令或は執行命令を發することを得る。下級機關が獨立に行ひ得る活動範圍は全然存在しない。例へば市の教育部はその市區の學校の教師を任命し、免職するが、上級機關たる區或は州の教育部は自由に市教育部の任命した教師を免職し、その選んだ教師を代へることが出来る。

かゝる行爲は權利の亂用ではなくて、法律の合法的な適用なのである。従つて、地方的な執行機關は「二重の從屬」に服することになる。即ち地方的な執行機關は自己の選んだ會議の永久的統制を受けると同時に、實際上その凡ゆる活動において上級の行政機關の統制に服する。

かゝる状態においては、ソヴェート國家には地方自治は存在しない。地方自治とは單なる行政的分權の擬制に過ぎない。

換言すれば、全政務は中央權力の権限に屬する。しかし、中央權力はすべてを管理することは全然不可能なので、その業務の大部分を「二重從屬」制度によつて、地方的な代理機關となつた諸執行委員會及びその支部に委任する。この権限の委任は次の如き簡單な方法で行はれる。即ち中央權力は第二級及び下級機關にその熟練、知識、政治的安全の如何に應じて委任し得る限りの業務を委任する、しかし中央權力は如何なる場合においても自由にそれらに代り得る権利を保留する。

かくてソヴェート國家には如何なる地方的權力も、地方的権限も有り得ない。之に反して、その本質上國家は中央集權をその論理的極限にまで擴大する。かくて、この點に關しては新憲法は何等新らしきものを齎さなかつた。

「非常委員會」(チエカ)とそれに代つた諸機關

ソヴェートにはその政體の敵對者を壓迫するための、ポリシエヴィキの機關である特別の「委員會」及び「局」がある。その一般的性格及び司法上の保證の完全な免除によつて、この「委員會」及び「局」は決して司法上の制度を持たないが、それにも拘らずこの委員會は或る種の機能を果すのである。

十一月革命後間もなく「反革命」鬭争の諸手段を集中化し、同時に組織化することが必要だと考へた。彼の提案に従つて人民委員會は一九一七年十二月二十日「反革命、サボタージュ及び投機に對する鬭争のための全露的非常委員會」(チエカ)を設立した。この特別委員會規約は何等この委員會に司法上の權根を附與せず、只違犯者を革命裁判所に起訴する權利を與へた。

しかし、この非常委員會の初代議長チエルジンスキーはレーニンの許可を得て違犯者の裁判官であり、同委員會の下した判決の執行官を以つて自任した。かくて非常委員會は主要な、最も恐るべきポリシエヴィキのテロ機關となつた。しかし、やがて同委員會は「赤色テロ」の執行權を公認された。(註一)

(註一)一九一八年九月三日人民委員會は「赤色テロに關する」決議をなした。同法令によれば、「現在の立ち運れを直接守るためにはテロを用ふる必要である。……階級的敵に對してソヴェート共和國を守ることが絶対必要である。階級敵は強制労働者收容所に收容されるであらう……白衛軍に入隊したる者、陰謀に組したる者、或は暴動に参加したる者は軍隊によつて逮捕せられるであらう。これらの全權限の執行は人民委員會によつてフチエカ及びチエカに委ねられた。(『法令集』一九一八年第八十一號)

全露的非常委員會に從屬する非常委員會が同様に全都市、鐵道驛、水路及び國境地方等に組織された。「フチエカ」及び「チエカ」は俵給及び糧食の點で他の種の軍隊と異つて、特別待遇を受ける軍隊を配備してゐた。

非常委員會及びその議長チエルジンスキーはやがて世界の最も忌はしい悪評を蒙るに至つたので、當時革命後直ちにロシアに社會主義を建設する希望を失ひヨーロッパ諸國と直接關係を結ばんと欲してゐたレーニンは、この極めて恥辱的な悪評を蒙つたフチエカ及びチエカを廢止することが必要だと考へた。そこでレーニンは反革命に對する鬭争を續行するために、新たに一九二二年二月六日「國家保安局」(ゲ・ベ・ウ)を設立した。しかし、その後一九二三年十一月十五日以來「ゲ・ベ・ウ」なる名稱は地方機關のみ適用され、中央機關は「ソヴェート聯邦合同國家保安局」(オ・ゲ・ベ・ウ)と公稱されるに至つた。

しかし、この改革は本質的には單なる名稱の變更に過ぎない。オ・ゲ・ベ・ウはフチエカと全然同一物であり、やがて諸外國から一層の悪評を蒙つた。そのためにゲ・ベ・ウも亦やがて廢止される運命にあつた。一九三四年スターリンがその外交政策を全然轉換して「資本主義諸國」と接近せんとした時、ゲ・ベ・ウは廢止され、「革命的秩序及び國家保全の維持」は全聯邦的內務人民部の手に委ねられた。オ・ゲ・ベ・ウに代つた「國家保安本部」(ゲ・ウ・ゴ・ベズ)は一九三四年の法令によつて犯罪者を裁判し、處罰する權利を與へられた。事實ソヴェートの現状においてはこの制限は死文に等しい。キエフの暗殺(一九三四年十二月一日)後「國家保安部」は訴訟の形式をとらずに、暗殺團に参加した多數の人を銃殺した。新憲法は「國家保安部」の權利及び機能に何等の制限を加へなつた。

保安機關はソヴェート聯邦においては、政體の保護以外に屢々技術上の建設に参加した。「ドネプロストロイ」中央發電所、

白海及びヴォルガ・モスクワ運河の如き大建設はゲ・ベ・ウ及びゲ・ウ・ゴ・ベズの直接管理の下に行はれたし、また現在も行はれてゐる。白海とバルチック海をつなぐ白海運河の掘穿工事だけに約四十萬の人が働いてゐる。その内約三十萬人は殘忍な條件の下に、「懲罰」として強制的無報酬労働に服する政治囚である。彼等の内多數の者が死亡するが、勿論その數は秘密にされてゐる。ソヴェート聯邦の全機關の内で保安機關は最も嚴重に政府の意思に服されてゐる機關であり、數十萬の犠牲者を出すことも敢へて辭さない。

チエカ、ゲ・ベ・ウ、ゲ・ウ・ゴ・ベズ等の特殊機關を創設し、事實上の裁判所たる保安機關の起訴する全事件を恐ろしく簡單な權力に委ね、無裁判で流刑に處せられた政治囚を無制限に殘酷に使役することによつて、ソヴェート聯邦は近代立憲國家たるの資格を失つた。

司 法 權

ソヴェート・ロシアにおいては司法權は聯邦加盟共和國の權限に屬する。共和國は各々その司法人民委員を持つ。只、政治的及び軍事的重大犯罪を審理するソヴェート聯邦最高裁判所のみは全聯邦的な裁判所である。しかし、近年他の諸方面におけると同様に中央集權の傾向が司法權の領域にも生じて來た。一九三六年七月二十日の法令によつて、聯邦司法人民委員部が設立された。同法令はまた聯邦共和國及び自治共和國の全檢事局をソヴェート聯邦檢事に從屬せしめた。

全聯邦加盟共和國を通じてソヴェート聯邦の裁判所機構は同一である。一九二二年十月三十一日付のロシア共和國司法行政規約(更に一九二六年十一月十九日に改訂され、その後多くの特殊法令によつて補足された)は細則の變更を除けば、他の聯邦加盟共和國にも同様に適用された。

一九三六年の憲法改正以前には、裁判所は上級或は中級執行機關に直接從屬してゐた。大多數の民事及刑事事件に對し

て、その権限を及ぼす人民裁判所は市ソヴェート或は區執行委員會によつて任命され、その任期は一箇年であつた。任期が完了すれば、また一箇年延期することが出来た。しかし他方、人民裁判所は上級裁判所の検事或は所長の發意及び州或は地方裁判所の特別懲罰委員會の決議によつて、何時でも懲罰に付され免職され得る。州及び地方裁判所（一般的には第二審裁判所であるが、例外的には第一審裁判所となる）の構成員は州及び地方執行委員會によつて任命され、司法人民委員部によつて追認され、その任期は一箇年である。しかし、構成員は任期完了前においても、懲罰或は彼等を任命した機關の單なる決議によつて免官され得る。各共和國及び全聯邦最高裁判所の構成員は、各中央執行委員會幹部會によつて任命された。ソヴェートの裁官所はその判決が権力の意思に副はない場合には、任意に免官され得るのである。（註一）

（註一）ソヴェートの凡ての裁判所における事件の審理は、特に法律に規定された場合を除いて人民陪審員の討論によつて行はれる。この規定は一九三六年新憲法（第一九三條）にも保存されてゐる。

新憲法は裁判所の組織に關して若干の變更を齎した。或るものは純形態上の變更であるが、他の或るものは國家機關の新設を惹き起した。新憲法によれば、ソヴェート聯邦最高裁判所をも含めて、裁判所は今後執行委員會によつて任命せられず、その屬するソヴェートによつて任命される。只、「人民裁判所」は例外をなす。人民裁判所は「普通、直接、平等の選舉權に基き秘密投票の下に區の人民によつて」選舉される。最後に任期は「人民裁判所」の場合は三箇年に、其他の場合は五箇年に延長された。

スターリン憲法は判事の獨立及び單なる法律への服従の原則を確認してゐる。しかし、同憲法は司法官の終身性には觸れてゐないのでこの獨立も事實上空文である。この事實は抽象的に「ソヴェート聯邦及び聯邦加盟共和國全司法機關の裁判業務に對する監督」はソヴェート聯邦最高裁判所に課せられるといふ第一〇四條によつて實證されてゐる。

其他の點に就ては、新憲法は何等の變更をも齎さなかつた。かくて、ソヴェート司法制度は將來においても過去と同様、

帝政ロシア及び歐洲諸國の司法制度と極めて異なつた機構を持つだらう。（註二）

（註二）新憲法及び一九三六年七月二十日付法令によつて、全檢事局機關は例外なく一律に「ソヴェート聯邦檢事」に從屬する。「聯邦檢事」によつて任命され、或は少くとも追認される。この處置は一般的に一九二三年の憲法に比して、一九三六年の憲法の特徴をなす全國國家機關の中央集權化の傾向の一表現である。

ソヴェート裁判所の第一の特徴は、司法上の成立を受けた個人から構成されてゐないことである。裁判所構成法によれば、人民裁判所に任命され得る資格は只國家機關「労働者及び農民組織、社會或は職業組織、或は黨組織において二箇年間の責任ある政治的職務」を果すことである。ソヴェート諸新聞は屢々判事の知的水準に就いて驚くべきことを報じてゐる。例へば一九三六年五月六日のイズヴェスチヤ紙には、同年一日一日の資料によつてソヴェート判事の僅かに五%が高等法律學校の課程、或は少くとも高等教育といふには餘りに簡單な「高等司法教程」の教育を修了したに過ぎぬと記されてゐた。

他方また、裁判所の構成員は多く共産黨員である。共和國最高裁判所の構成員は全て黨員であり、州及び地方裁判所においては八〇%が黨員に占められてゐる。また、幹部會は全部黨員に占められてゐる。

かくて、司法上の職員任命は候補者の政治的保證に基いてなされるのであつて、その職業的準備の如何によつてなされるのではない。

ソヴェートの裁判はその構成及び手續上から殆んど何等の保障も被告に與へない。ソヴェート法典の條文は裁判所に對して、法文に基いてではなく寧ろ「革命的理由」に基いて判決を言渡す權限を與へてゐる。かくて、一九二二年十一月十一日に發布された民法第一條は公民權は、それが社會的及び經濟的存在理由に反して行使される場合には、何等の保護を受けずと明確に規定してゐる。一九二三年七月十日に發布された民事訴訟法第四條は、裁判所は法文を無視して、「労働者農民の政府の一般的政策」に基いて判決を下すと規定する。一九二六年十一月二十二日に發布された刑事裁判法第十六條は、同様に

明瞭に法文に規定されてゐないが、社會的危險と看做される行爲に對しては前述の民事訴訟法第四條の適用を認めてゐる。かゝる立前から、一九二八—三〇年間に麥を最低價格で穀物調達官に引渡すことを拒否した農民は、價格の不當な騰貴を惹き起さんとする意思の下に行はれた故意の貯藏を罰する同法第一〇七條の適用を受けて裁判され、收監された。

殊に特徴的なことは、刑事訴訟手續において事件が重大となればなる程、被告の保障は制限されるといふことである。例へば、一九二三年二月十五日に發布された刑事訴訟手續法は、證人の供述によつて充分事實が確定された場合には、審問の進行中と雖も或る一證人或は全證人の訊問を中止する權利を最高裁判所に與へてゐる。同時に、最高裁判所は法廷において訴訟理由が充分明かにされたと考へる場合には、當事者間の討論を中止する權利を有する。之に反して、人民裁判所はこの簡単な手續を行使する權利を持たない。

ソヴェートの裁判においては、事件が重大となればなる程、被告の保障は制限される傾向が認められる。一九三四年十二月一日の法令は、反革命事件は被告の缺席裁判によつて死刑の宣告がなされるべきことを規定した。換言すれば、被告も辯護人も法廷に召喚されず、従つて訴訟手續は檢察機關の提出した報告の單なる承認となる。この事實の確かな證明となつたものは、ソヴェート聯邦内に「全聯邦内の共產黨の指導者達及びソヴェート政府要人」の暗殺團を組織したことによつて告訴された、ジノビエフ及びカーメネフ等の十六人の勝れたポリシエウイキの事件である。全被告の死刑が宣告されるまで、豫審の基礎となつた事實は全然無視された。被告自身の陳述は繰返されず、裁判は「審理は完了した……」と無理由に宣告することによつて終つた。檢察官は審問廷において、被告の有罪を立證する證據事實を覆すやうなことはしなかつた。之に反して、法廷においては、辯護人を拒否した被告の討論は數日間に亘つて行はれた。被告は彼等に對する告訴の全てを認めたのみならず、また彼等の行爲はイデオロギー的動機からなされたものではなく、全く「黨及國家の主腦者に對する憎惡、及び彼等の失つた權力に對する渴望」(カーメネフの聲明)によつてなされたことを聲明した。被告の言葉によれば、彼等の闘争手段は全く被等の

「明かに犯罪的企圖」に相應し、「その目的と同様卑劣な唾棄すべきものであつた。このことは我々を、權力を得るための闘争に導いた原理及び理想の全き缺陥となつて表はれた。」(ジノビエフの討論より引用)かくて、被告は死刑の判決を受けた。

老大な判決書及び指導的なブラウダ及びイズヴェスチャ兩紙上、に告訴状の内容及び被告の態度の謎の真相を探すことは出来ない。只スターリンの意志の忠實な執行者であり、ゲ・ベ・ウの後継者たるソヴェート聯邦の保安機關の首領達のみが、この驚くべき殘虐を説明し得るだらう。ソヴェート聯邦の保安機關は明かに全能なソヴェート首領達がその忌はしき恣意行爲を隠蔽するための掩護物に過ぎない。(註一)

(註一) 一九三七年一月モスクワに勃發し、その主謀者の死刑が宣告された「十七人のトロツキスト事件」において、被告の口から裏切りとサボタージュの絶望的自白を行はしめた、ソヴェート裁判のやり方は遙かに殘酷であつた。同様なことが一九三七年六月のトハチエフスキー元帥及び七人の陸軍の主腦者の事件についても云はれ得る。被告は、その後につつた多くの政治的事件の場合と同様に、死刑の判決を受け、即時に執行された。この驚くべき自白制度は重要な事件に使用される一手段となつたやうに思はれる。

民主主義より官僚主義へ

理論上、ソヴェート國家は自治的な共和國の自發的結合に基いて形成された國家である。即ちソヴェート國家は民主主義的原理の絶對的適用に基き、人民は下級より上級に至る凡ゆる行政及び立法機關に参加し、凡ゆる執行權力機關及び裁判所は選舉される。しかし、ソヴェート國家はその成立以來現在に至るまで、自由な民主主義的聯邦から中央集權的官僚國家に轉形する多くの要因の根深い活動を受け續けて來た。

書かれざる憲法

事實、ソヴェート聯邦の國家機關は單一な中央權力に從屬してゐる。しかし、こゝに中央權力とは憲法に規定された機關

ではなく、共産黨の最高指導者達である。

國家の公認教義

ソヴェート政體の本質に関するソヴェートの見解は、政府の出版した一九二八年のソヴェート聯邦案内に記された如く、「國家機關の階級闘争の手段としての公然たる意識的な利用は、國家は階級の機關であると説くマルクス主義的教義に全然一致する。ソヴェート聯邦はプロレタリア獨裁に奉仕する階級機關である。この概念が、全聯邦内の社會及び政治生活の全形態を決定する」といふ簡潔な公式の中に明瞭に述べられてゐる。同教義は、社會が社會主義的基礎の上に完全に再組織されてゐない場合には、プロレタリア階級はその前衛たる共産黨の達成した獨裁の形態の下にその權力を行使すると公然と確言する。新憲法はこの基礎の上に立つてゐる。第八回全聯邦ソヴェート大會前、憲法草案に就いてスターリンは「新憲法草案は共産黨の現在の指導的役割を變へることなく、労働者階級の獨裁政體を保持するものであると考へる」と聲明した。かゝる條件の下においては、共産黨の組織及び規約を知らないでは、ソヴェート聯邦の統治機構の機能を理解することは出来ない。

共産黨の組織

ボリシエヴィキ黨は第七回黨大會（一九一八年三月六―八日）の決議を以つて、正式に「共産黨」の名稱を採用した。（註一）一九三四年二月に修正した共産黨規約は、謂はばこの國の第二の憲法である。同規約によれば、黨機關はソヴェート機關と同様に徹底的な委任の原理に基いてゐる。多數の共産主義者のゐる機關、企業、學校、部隊内に各々「初歩的組織」が作られる。組織は公開の或は秘密の總會を召集し、その會議で、（一）主要な役割を演ずる書記と共にビュロー及び、（二）區或は市の會議へ送る代表を選挙する。（註二）一般的に區或は市の會議は全ての黨の會議と同様、現在四に年一回召集される。この會議は委員會を選挙し、委員會はそのビュロー及び書記を任命し、更に全聯邦共産黨大會へ代表を派遣する。この黨大會は全聯邦ソヴェート大會に相當するものである。

（註一）レーニンの希望に従つて、その歸國後間もなく第七回黨大會は「今後、我が黨——ロシア社會民主主義ボリシエヴィキ黨——にボリシエヴィキを括弧内に加へて、ロシア共産黨の名稱を附することを規定した。第十四回大會（一九二五年十二月十八―三十一日）は黨の名稱を更に變更し、それ以後正式に「全聯邦ボリシエヴィキ共産黨」と名付けられた。

（註二）共産黨規約によれば、大會が正式に成立し、有效な投票を行ひ得るためには、大會は「決議權の大半に上る黨機關の代表者を集めなければならぬ。」この「議決定數」は諸會議には要求されない。（一九〇三年の第二回黨大會で採決された黨規約）

全聯邦黨大會は中央委員會の委員——現在七十一名（註一）——及び黨員の政治的忠實さを監督する統制委員會を選挙する。中央委員會は黨機關においてソヴェート機關における中央執行委員會に殆んど匹敵するやうな役割を演ずる。即ち中央委員會は最近十年間、三年乃至四年に一回開かれた黨大會の中間期においては、大會の權能を代行する。黨の中央委員會はその指導機關を任命する。

（註一）更に大會は六十八名の中央委員會の「候補者」を任命する。

（註二）一九三四年二月二十七日付の黨中央委員會の一決議はソヴェート國家機關の職員の政治的忠實さを監督する權利を統制委員會に與へるためにその特權を黨外にまで擴大した。

黨の執行機關

黨の執行機關は（一）政治局（ポリト・ビュロー）、（二）組織局（オルグ・ビュロー）及び（三）書記局である。

政治局は、外國人には「ソヴェート聯邦の眞の政府」と思はれるやうな廣大な役割を演ずる。政治局は現在ではソヴェート國家の憲法にも、黨の規約にも、規定してない「赤色の黨首」に附屬する諮問官に過ぎない。

組織局は國家及び黨の全機關に黨員を配置する。何故なら、ソヴェート聯邦の現行制度の下においては全ての重要な機能は黨員が占めてゐるのだから。

現在書記局は黨の全機構を運用する楨桿である。その定員は不定である(現在は五名)。書記長は他の書記を支配し、且つ事實上國家を統治する。即ち「黨首」がこれである。

「黨 首」

事實「人民の首領」——同時に「世界プロレタリア階級の首領」——は文字通りの絶對的權力を有する。黨首は假令自身自身を命令することがあつても、法律に束縛されることはない。彼は或る集團の集團的意思にも束縛されない。このやうな状態であるから、ソヴェート國家の憲法及び黨の規約によつて召集される諸集會は、黨首の恣意的自由を束縛するためではなく、むしろその意思の登録機關に過ぎない。更に、ソヴェート聯邦には眞實の獨立な裁判所は存在しないので、赤色の黨首は如何なる裁判所の判決にも拘束されないし、またソヴェート・ロシアが「ブルジョアの偏見」として非難する「臣民の公權」によつても束縛されない。最後に黨首の行爲は如何なる形態の手續も必要としない。黨首は如何なる機關に意見を諮問することも自由であれば、誰とも評議せず決定することも自由である。

「赤色の首領」となり得るための條件を決定する何等の規則もない。先例から判断すれば、舊黨首がその側近者中の決定的な人間に引き繼ぐといふ、一種の暗黙の法律があるやうだ。黨首の任命は單なる事實問題であつて、實力によつて勝利を得たものが黨首となる。

法文にはこのことに關する何の規定もない。政治的實力によつて決定される均衡が続く限り永續するだらう事實狀態の結果である。

獨 裁 制 度

獨裁制度は如何にして事實上黨規約に記された寡頭制度、及び「勤勞民の民主主義」、新憲法第一條に記された「勞働者及び農民の國家」に代ることが出来たか。

共產黨の組織機構は、一方においては黨組織に對するボリシエヴィキの理論的概念、他方においてはその權力を握つて以來黨は獨裁者レーニンによつて支配されたといふ事實、これらの二要素の作用により構成された。

その後繼者スターリンは既存の状態を維持し、更に強固にした。彼は全書記及び統制委員の職に自己の支持者を任命した。

スターリン全權力を保持するために、黨の「書記長」——これが彼の新しい官名である——となり、その下に忠實な中央委員會を設置した。中央委員會は全聯邦黨大會によつて選舉されるのであるから、この大會において忠實な多數派を得ることが問題となる。そこで、共和國或は州の各々の黨大會によつて代表が選ばれる。換言すれば、中央委員會は事實上各中央委員會の書記から選ばれる。各共和國或は州の中央委員會はスターリンの支持者であり、黨大會には適當に選擇された人間を派遣する。この形式は全下級機關の選舉にも同様に適用され、従つて共和國、州及び區の各黨大會において、完全な「調和」が得られるのである。

黨 文 衆

しかし、下級組織の書記は如何にして黨大衆(註)を確保し、何によりも先づ區大會の代表の選舉で勝利を得るか。先づ第一に黨員は入黨に際して充分に選擇され、その後も「黨の教育」によつて訓練される。更にその後においても、黨員は統制委

員會による清黨即ち除名の恐るべき脅威に暴らされる。一九三五年十二月の中央委員會總會は區委員會のビニローの追認を保留して、單獨で清黨を行ふ權利までも書記に附與した。かくて、書記は下級機關の總會において満場一致を繰返すためには、區大會へ候補者名簿を提出すれば充分である。(註二)

(註一) 一般に黨員數は大會においてのみ公表される。大會は漸次歴々開かれなくなるので、黨の數的構我に關する資料は、次第に長い期間を置いて發表される。次に黨大會速記録に掲げられてゐる數字を示さう。

大會及びその時日	黨員	候補者
第八回大會(一九一九年三月)	三二一、〇〇〇	
第九回大會(一九二〇年三月)	六一二、〇〇〇	
第十回大會(一九二一年三月)	七三三、〇〇〇	(候補者の數は一九二四年以前は發表されなかつた)
第十一回大會(一九二二年三月)	五三二、〇〇〇	
第十二回大會(一九二三年四月)	三八六、〇〇〇	
第十三回大會(一九二四年五月)	三六二、〇〇〇	
第十四回大會(一九二五年六月)	三九二、〇〇〇	
第十五回大會(一九二七年七月)	八八七、〇〇〇	
第十六回大會(一九三〇年七月)	一、二六一、〇〇〇	
第十七回大會(一九三四年二月)	一、八七二、〇〇〇	

最も最近の黨大會に先立つて、一九三二年十二月中央委員會は「清黨」即ち疑はしい者及び不適當な者を除名するため、全黨員の統制を命令した。同時に新黨員の入黨を禁止した。一九三五年十二月黨中央委員會の決議は清黨の完了を聲明し、新黨員の募集を一九三六年六月以降許可した。新入黨者、死亡者及び自發的な脱黨者の記録が全黨公表されてゐないので、現在黨員數を正確に推定することは不可能である。一九三七年三月五日黨中央委員會總會の閉會の辭において、スターリンは黨員數は殆んど二百萬であると述べた。

(註二) 最近まで、共產黨の役員の選挙は公開投票で行はれてゐた。一九三七年五月、六、七月に初めて黨の選挙に秘密投票が採用された。しかし、清黨は過去と同様必要であつた。現在においては選挙者に與へられた「批評」と「獨裁」によつて保證されてゐる。一九三七年八月十七日のプラウダ紙も全黨機關は「レーニン及びスターリンの黨に死命を捧げたる人間」によつて全黨充たされるだらうと附言した。新選挙は殊に幹部の更迭を行つた。

黨機關への國家機關の從屬

黨機關は國家機關即ちソヴェート機關へ次の如き方法でその權力を及ぼす。即ち地方選挙は村及び市ソヴェートが共產黨員或は共產黨の方針に反対しないやうな人から構成されるやうに行はれる。多かれ少なかれ黨と關係を持たぬ人は意識的に敬遠さなる。市ソヴェートでは常にまた到る處で共產黨員が多數派をなしてゐる。村ソヴェートでは農村における共產黨は少數であるから、市ソヴェートの場合のやうには行かないが、區大會となると既に共產黨員及びソヴェート機關の小官吏から構成されてゐる。投票は常に公開で行はれるから、これらの集會は通常上級機關へソヴェート機關によつて任命された候補者を派遣する。従つて州、共和國及び聯邦のソヴェート大會はその大部分が黨員であり、黨の中央機關の意思に全く忠實なソヴェート官吏から構成される。(註一)

(註一) スターリン憲法を採決した第八回ソヴェート大會當時は、黨員數は「肅清」のために非常に減じてゐた。ソヴェート聯邦においては黨は全人民を代表する。それにも拘らず、ソヴェート大會が「最も完全な」、同時に「最も民主主義的」なものであると公言する新憲法を採決した時、共產黨員は總代表數二、〇一六名の内七二%を占めてゐたので、全國民を代表する事が出来た。(第八回全聯邦ソヴェート大會資格審査委員會議長の報告)かくて、ソヴェート大會における共產黨の指導的影響は大會において黨員が黨の嚴格な規律の下に組織され、服従する多數派を擁してゐる事實によつて確保される。

一九一九年に開催された第八回黨大會以前既に黨規約に定められに「黨フラクション」制度が行はれてゐた。この名稱は最

近「グループ」と變更された。各ソヴェート國家機關の職に就いてゐる共產黨員はそれに対応の黨機關に直接從屬する「グループ」を作る。(例へば地方執行委員會における黨の「グループ」は黨の地方機關に從屬し、中央執行委員會の黨「グループ」は黨の中央委員會に從屬する。)ソヴェート集會に附議された問題に關して黨グループは黨の委員會——事實上は黨の書記——の指令を受けて、満場一致で黨の方針が容れられるやうに努力する。舊規約では黨規約は「フラクション」と委員會との不一致の生ずることを考慮して、その解決方法を定めてゐた。しかし、黨の規律は次第に嚴格となつたので、この條項はその存在理由を失つた。

假令、國家機關が個人的色彩を現在も保つてゐるとすれば、それは黨の、即ち黨首の意思である。例へば、或る自治共和國において教育人民委員を任命する場合、その選挙を行ふ權限は同共和國の上級機關に屬する。新スターリン憲法以前にはこの權限は中央執行委員會に與へられてゐたが、新憲法によつて最高會議に與へられた。しかし、實際上は黨の組織局が候補者を指名し、更に投票は黨員が當該上級機關に参加してゐるので有効に行はれる。

共產黨員は假令、國家機關の職に選挙され或は任命されても、黨の嚴格な規律に從つて活動することを止めない。彼等は形式上凡ゆる種類の執行委員會に從屬するが、實際上黨の各機關に屬してその方針に從ふ。形式上、タタール自治共和國教育人民委員はタタール共和國の人民委員會及び中央執行委員會以外の權力に服しないし或は服しなかつたが、彼は共產黨員であり、從つてモスクワにある黨の上級機關の意思に忠實に從ふ。

下級の、地方行政機關の職にある「非黨員」の官吏も、同様に黨の意思に從はねばならない。共產黨員は常に確實に最高ソヴェート機關の方針を支持し、全ソヴェート制度の基本原則を黨の方針から逸脱するやうな處置に適用するために利用する。かくて、下級執行委員會の幹部會は上級幹部會に從屬し、下級ソヴェートの「部」は上級ソヴェートの「部」に從屬することになる。(「部」とは地方的諸行政機關の官名である。)かくして、上級の國家機關において多數派を占める共產黨員は下

級機關の態度を規制することが出来る。

斯くして、國家機關は黨の支配に服従し、黨の影響は上級より下級まで、「非黨員」の地方小官吏にまで及ぶ。從つて、國家機構の「段階的構成」は完全にその外形は保たれてゐるに拘らず、實存しないといふことになる。

黨フラクション——現在は黨「グループ」と呼ばれてゐる——は單に國家機關のみならず、職業組合、協同組合、更に一般的にソヴェート聯邦内の全ての團體及び組織の内に作られてゐる。これらの全グループはソヴェート機關内に活動する「グループ」として黨の上級機關に從屬する。共產黨はこの「細胞制度」によつて、ソヴェート聯邦を「統治」する。ソヴェート・ロシアでは、好んでこの細胞制度を、全機構を「黨首」の意志に從つて前進せしめる「調革」に喩へて表現する。

地方委員會の書記は、事實上この「フラクション」或は「グループ」を統制し、それによつて實際上の權力の保持者となる。眞の「赤色統治者」たる者は、國家權力の地方機關の議長ではなく、黨の地方委員會の書記である。

新憲法は國家機關に對する黨機關の權利上の優越を認めた。かくて、黨は裏面から國家を支配するだけでなく、今後は公然と全國國家機構の實權を握ることになる。

ソヴェート制度の民主主義的粉飾

新憲法によつてソヴェート制度に齎された變化を要約するに當つて、先づ注目する最も重要なことは、舊憲法におけるやうな「ソヴェート制度」の廢止である。事實、新憲法は多階的な委任原則に基き、而も勤勞民の初歩的集會がその基礎をなす、舊國家機構を廢除した。今後は聯邦及び各共和國の最高ソヴェートは、男女に拘らず十八才に達したるソヴェート聯邦の全人民より選挙される。選挙權は兵士にも與へられ、更にスターリン憲法は「選挙權の剝奪」といふ範疇までも普通法に入れてゐる。精神病者を除いては、裁判上の判決を受けた者のみが選挙權を剝奪される。最後に、新憲法は平等な選挙權に基

づく秘密投票の制度を設けた。(註一)

(註一) 新憲法は今後「勤勞民代表ソヴェート」と呼ばれる地方的(州、區、市及び村)集會にも同様な選挙法を設けた。

斯くて、ソヴェート選挙において労働者の農民に對する特權は廢除された。事實、ソヴェート政體は農村人口に對して都市人口の五分の一の代表を與へた。村ソヴェートは選挙人三百人につき一人の代表を區ソヴェート大會に送るに對して、市ソヴェートは選挙人六十人につき一人の代表を區ソヴェート大會に派遣する。州、共和國及び聯邦のソヴェート大會についても同様な割合で行はれる。この代表の不平等は、ソヴェート權力が「國の行政における指導的役割」を都會のプロレタリア階級に與へた結果である。(註二)しかし、農民も集團化運動によつてプロレタリア化されたのであるから、スターリンは彼等にも都市のプロレタリア階級と同數の代表を與へることが出來ると信じてゐる。

(註二) ソヴェート聯邦便覽。(ロンドン、一九三六年)一六頁。

新憲法における直接的權力機關—共產黨

新憲法によつて、普通、直接、平等及び秘密選挙がソヴェート聯邦に眞實の民主主義を打ち建てんとする眞面目な意圖の下に設けられたと考へることは大きな誤りであらう。事實は全く異なる。新しい選挙制度を規定したスターリン憲法の條文は、人民の多數の意思に副ふやうな代表制度を創設することを殆んど目的としなかつた。新憲法はソヴェート聯邦人民に共產黨或はその統制下にある諸機關の提示する候補者のみに投票することを許す。(註一)新憲法はソヴェート聯邦において公認された全組織が共產黨に忠實であり、従つてこれらの諸組織が推薦する候補者は實は黨の候補者であることを明瞭に證明する。(註二)新憲法第一二六條は、「労働者階級或は其他の勤勞民階級における最も積極的且つ自覺的な人民は、社會主義體制の發展強化のための闘争における勤勞民の前衛部隊にして、社會的であると國家的なるとを問はず、勤勞民の凡ゆる團體

の指導的核となる全聯邦共產黨に結合する」と規定する。この選挙制度はソヴェート聯邦人民の個人的權利を増大しない。しかし、全聯邦行政における共產黨の權利を公然と、而もソヴェート制度の成立以來認めてゐる。

(註一) 「候補者推薦の權利は、社會團體及び労働者團體、即ち共產黨諸組織、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體に對して保障される。」(第一四一條)

(註二) 黨中央委員會は一九三〇年の選挙闘争の方法に關して、「非黨員から孤立せず、彼等と協定して、共同の候補者を立てることが大切である」と指令した。國家權力は黨組織のみが推薦した候補者が、選挙團體の壓倒的多數を占める非黨員から支持せられないことを恐れてゐた。そこで、非黨員を黨の方針に従はせるために、合同集會における「協定」と共同候補者の推薦とが必要となつた。しかし、合同集會において、好ましからざる候補者が選ばれる恐れのある場合には、候補者の登録を拒否する資格を持つ「選挙委員會」は、合同集會の「獨立な且つ自由な」決定を取消すことが出來た。「選挙委員會を作ることが現段階における主要な任務である」とアラウダ紙が云つてゐるのは理由のないことではない。選挙委員會のメンバーは社會的諸組織及び労働者の集團の代表者、即ち先づ第一に職業組合、黨組織、青年同盟、工場及び職場の労働者及び労働者の集會、及びホルホーズ農民の集會の代表者から選ばれる。かくて、選挙團體が公認候補に投票するやうに煽動する。

新憲法による「人民の基本的權利義務」

新憲法によつて宣言された、「人民の基本的權利義務」は全くその眞實の價値を失つてゐる。新憲法は諸外國の新聞紙によつて極めて注意深く稱揚された。新憲法は「勤勞民の利益に適應し、社會主義體制強化の目的を以つて」、宗教的儀式的舉行の自由及び反宗教宣傳の自由(第一二四條)、言論の自由、出版及び集會の自由、示威及び街頭行進の自由(第一二五條)、住居の不可侵權及び信書の秘密(第一二八條)をソヴェート聯邦の人民に對して保障する。「人民のこれらの權利行使は、印刷所、用紙、共同建物、街路、通信手段、其他これらの權利の行使に必要な物質的諸條件を勤勞民及びその團體に提供することによつて保障される。」(第一二五條)

ソヴェート憲法は、凡ゆる「ブルジョア」國家における個人の最も本質的な權利、即ち轉居の自由の權利を認めない。ソヴェ

エートの國家主義の下においては、單にこの權利に言及することすら既に非常な不調和であるだらう。自由に轉居する權利及び自由に居を定める權利は、ソヴェート聯邦においては共產黨員にさへ、長い以前から認められてゐない。勤勞民が工業化事業に参加することに餘り熱意を示さなかつたので、その住居及び労働場所を固定することが必要であつた。かくて、一九三〇年以來ソヴェート聯邦の勤勞民は嚴重に束縛を課せられた。

一九三〇年秋、全ての工業労働者とその工場或は職場に固着させ、且つ企業長、組合委員會議長及び黨細胞の書記の許可がない限り、その労働場所を放棄することを禁ずる法令が出された。一九三一年一月の法令は、強制的に全鐵道従業員をその元の位置に戻すことを規定した。一九三二年十一月の新法令は、充分な理由なしに、只の一日の労働をさへ休んだ廉によつて處罰された労働者を總て解雇するやう規定した。この解雇規定は「労働手帳」に記されており、かくて労働者及びその家族は罰として失業と貧困に落される。しかし、スターリンはこれらの諸手段を以つて満足せず、同年十二月革命前のロシア警察統制よりも遙かに厳格な國內旅券制度を設けた。新旅券には政治警察に關する全ての點に就いて詳細な身許が記されており、ソヴェートの一市民が二十四時間内の旅行する場合にさへ、特別の檢印が必要であつた。(註一)

(註一) 外國に旅行するために國外に出ることは、公的任務を持つか或は官權の便宜がない限り、絕對に不可能であつた。

かゝる手段は「資本主義的」立憲國家には有り得ざることである。スターリンはこの手段によつて「社會主義的建設」に對する、大衆のむしろ反抗的態度を一時的に緩和せんとしたのである。新憲法が轉居の自由に關して言及してゐないのは、この問題は現在においても何等改善されてゐないことを證明するものと思はれる。

個人的自由に關して、新憲法の明記する宣言的な諸條文、殊に第一二五條は大きな公式を含んでするが、それらは單なる欺瞞に過ぎず、眞の個人的自由はソヴェート人民には認められてゐない。「自由」は實利的目的、即ち「労働民の利益」及び「社會主義的建設の要求」を達することを目的とする。新憲法による人民の權利とは、ソヴェート權力の「達成」を批判する自由で

はなく、それを讚美する自由を意味する。(註二)

(註二) 一九二五年五月十一日のロシアソヴェート聯邦社會主義共和國憲法は次の條文を含んでゐた。「労働民に眞の言論の自由を保障するため、ロシア共和國は刊行物を資本より獨立せしめ、労働階級及び農民に對して新聞、冊子、書籍及び其他凡ての印刷物の刊行に要する一切の技術的及び物質的手段を與へ且つ全共和國內における自由なる頒布を保障する。」(第五條)「労働民に眞の集會の自由を保障するため、ロシア共和國はソヴェート共和國人民に對して自由に集會、會合、行列等を舉行するの權利を認め、民衆的集會を行ふに適する一切の場所を労働階級及び農民の處置に供す。」(第六條)かくて、結局ソヴェート聯邦新憲法第一二五條と一九二五年のロシア共和國憲法のそれに對應の條文との間には、何等原則的な相異はない。ソヴェート聯邦新憲法においては、自由は「労働民の利益」及び「社會主義建設の要求」によつて制限され、之に對してロシア共和國憲法においては、自由は明瞭に「資本の束縛よりの解放」と解釋されてゐる。かくて、一九一八年及び一九二五年の憲法における自由は事實上全然存在しなかつたし、スターリン憲法もまた同様であると考へられる。

新憲法第一二五條を他の意味に解釋することは出来ない。ソヴェートの「自由」をこの言葉の普通概念で解釋することを禁ずるかの如く、ブラウダ紙は共產黨機關紙としての權威を以つて次の如く註釋した。即ち「ソヴェート聯邦においては、ブルジョアジー、メンシヴィキ及び社會主義者の墮落せる出版物は資本主義と同時に常に禁じられてゐる。……言論及び出版の自由は社會主義體制強化のための強力な手段である。社會主義體制を覆さんとする者は人民の敵である。かゝる人民の敵はその卑劣な企圖を實行するために、一枚の紙も、一つの印刷所も得ることが出来ないであらう。更にその卑劣な企圖を言論によつて普及するための一つの室と雖も見出すことは出来ないであらう。」(註二) 第八回全聯邦ソヴェート大會において、スターリン自身次の如く明確に斷言した。「ソヴェート聯邦には多數の黨の存在の基礎、從つて多數の黨の自由は存在しない。ソヴェート聯邦には只共產黨のみの存在の基礎がある。」(註二) 第一二五條のかゝる「眞正な」解釋は、ソヴェート政權が現在ソヴェート聯邦人民に、自由にその意見を發表する權利を與へてゐると信ずる者の幻想を破るものである。スターリンの言葉からも、ブラウダ紙の解釋からも、ソヴェート憲法における「自由」とは近代立憲國家における自由と同じ意味を持つものとは考へられない。

(註一) 他方、ソヴェート政府の機關紙イズヴェスチヤ紙も、個人的自由に関するスターリン憲法の條文を同様に解釋してゐる。自由は勤勞民の利益に反する行爲及び思想を持つ者、及び社會主義體制を覆さんと企てる者を除いて、全ての人民に與へられるであらう。ソヴェート聯邦においては精神病者の會合は許されない。それと同様に罪人、即ち帝政主義者、メンシヴィキ、社會革命主義者等々の集會は許されない。」

(註二) 意見の自由を拒否するために、ソヴェート政權がソヴェート聯邦における階級の排除を主張する場合には、彼等は好んで、承服し得ざる且つ現實と矛盾する議論を用ひる。かくて、スターリンは第八回全聯邦ソヴェート大會において次の如く述べた。多數の黨、従つて多數の黨の自由は相互に利益の對立する、階級對立のある社會にのみ存在し得る。」

個人の不可侵權は凡ゆる國家觀念の基礎となる基本的原則の一つである。スターリン憲法においてもこの原則が認められてゐる。第一二七條によれば、「ソヴェート聯邦人民は個人の不可侵權を保障される。何人も裁判所の判決或は檢事の許可なくして逮捕されることはない。」しかし、この條文の正確な意味によれば、「不可侵權」は中央權力によつて任命され且つそれに從屬する「檢事の許可」以上に出でないといふ單なる事實は、スターリン憲法はソヴェート聯邦人民に對して近代立憲國家における如き法律上の公正な不可侵權を保障してゐないことを示してゐる。しかし、ソヴェート聯邦において不可侵の原則が宣言されたのは今度が初めてではないのだから、新憲法に何等かの改革を期待することは出来ない。一九二三年二月十五日に發布され、現在も效力を有してゐる訴訟法典は、矢張り新憲法と同様個人の權利を「保障」してゐる。しかし、この法典の規定は個人に對するソヴェート權力の態度には何等影響を及ぼさない。個人は「社會主義的建設」のために全く犠牲にされ、個人の權利は明らかに無視されてゐる。あらゆる誤解を避けるかの如く、スターリンは明らかに新憲法の中に法律上の新時代の徵候を求めることは出来ないと言つた。一九三六年十一月二十五日、第八回全聯邦ソヴェート大會の報告においてスターリンは次の如く述べた。「綱領と憲法とは本質的に相異する。綱領が現在存在しないもの、將來獲得されねばならないものに就て語つてゐるのに對して、憲法はそれと反對に現在既に存在するもの、既に獲得され達成されたものに就て語らねばならない……かくして新憲法草案は自から過ぎ去つた行路の決算、既に獲得された成果の決算となるのである。従つ

て、本草案は現實に達成された成果の記録であり、その法制化に他ならない。」

要するに、新憲法の草案者は結局總てが過去の儘であることを確認する。

憲法第一一八條乃至第一二二條はソヴェート聯邦人民に極めて多様な物質的及び精神的利益を與へてゐる。しかし、これらは實際的價值を持たない純粹に宣言的な性質のものである。確かに、これらの條文は立派な言葉を以つて充たされてをり、ソヴェートの新聞紙がスターリン憲法の分析に當つて先づ第一に持出すものはこれらであり、スターリン憲法の他の諸國の憲法より勝れてゐる點を指摘するのもこれらの條文においてである。「勞働の權利！ 教育の權利！ 休息の權利！——とプラウダ紙は昂然と叫ぶ——全世界の壓倒的多數の人間が、最も好ましい而も現社會で實現することの出来ない希望を表はすためにこれらの言葉を發する。しかし、ソヴェート人民にとつてはこれは當然の權利である。」不幸にして、スターリン憲法の誇張的約束は實際には存在しない。疑ひもなく、新憲法はソヴェート聯邦人民に對して、サナトリウム、休息の家、俱樂部、老人、病人及び不具者の物質的保障、勞働者の社會保險、無料醫療、大規模な溫泉網、總ての階級に對する無料教育、大部分の最高學校の學生のための「財源等々を約束した。しかし、勞働者の平均的生活水準が屢々他の國の失業者よりも低い國においては、かゝる約束も大部分の勤勞民にとつては無意味である。

スターリン憲法の本質

新憲法の本質及び基本的重要性は、「ソヴェート聯邦の人民及び世界プロレタリア階級的首領」であるスターリンが、一九三六年に現在まで、鎌と槌の國においては「ブルジョアの偏見」として輕蔑されてゐた諸原則を公然と認め且宣言したといふ單な事實の内にあるのではない。かゝる宣言はそれ自體確かにソヴェート聯邦の現在の傾向を端的に示すものであり、その心理的變化の明らかな現はれである。しかし、假令スターリン憲法が現實に充分眞實の價值を持つとしても、それはその民

主々義的斷言或は權利の宣言の内にあるのではない。その究極の意義は、スターリンが國內並びに國內において長い間執拗な闘争の結果成功した、個人的權力に對する闘争の決算をなしたといふ事實のうちにある。

スターリンは共產黨と並んで最高權力を行使す國家機關の擬制を事實上及び法律上斷念する前に、先づ共產黨を彼の忠實な道具に轉化しなければならなかつた。新憲法において、スターリンは先づ單なる裝飾と化して、その存在價值を失なつた凡てのものを放棄した。スターリンは素直にソヴェート大會及び中央執行委員會を廢止し、次いで憲法において共產黨を公法に規定された權力機關として公認した。更に共產黨に殆んど國家と平等の資格を與へた。(註一)

(註一) スターリンは黨を公的權利を持つ機關とするために長い間準備した。一九三〇年、農村を集團化する任務を課せられたのは、國家機關の官吏ではなく共產黨員であつた。一九三一年以來ソヴェート聯邦の主要な命令及び法令は人民委員會議長モロトフ及び黨書記長スターリンの署名で出された。第十七回黨大會(一九三四年一月)以來主要な人民委員部の議長は黨の政治局員であつた。現在においては、黨の政治局は必ず何等かのソヴェート機關の主要な地位を占めてゐる。スターリンは一九三五年の第七回ソヴェート大會以來ソヴェート聯邦中央執行委員會幹部會の一員に選ばれてゐるのであるから、彼もまたこの例外ではない。更に最近人民委員會と同等の權限を持つ部たる黨の中央委員會が創設された。この中央委員會は人民委員會の活動を直接指導する。かくして、スターリンは長期間に亘つて除々に黨組織の眞の國家機關への轉化を準備した。その時以來國家機關は黨組織の單なる一機關となつた。

新憲法は同時に共產黨の基礎を變更せんとした。「プロレタリア階級」なる名稱が、只の一度だけ一般的説明の性質を持つた新憲法第一章に現はれてゐる。新憲法は最近の流行語によつて美化されてゐる。即ち「労働者及び農民代表ソヴェート」は「勤勞民代表ソヴェート」に置き代へられ、知識階級がその大部分を占めてゐる。一九三六年六月十八日のブラウダ紙はこの言葉の變更の註釋に當つて、知識階級に課せられた任務を強調した。「スターリン憲法草案は、労働階級及び農民と全く同様、ソヴェートの支配者である知識階級が異常な能力を持つものであり、平等の權利を持つものであるといふ事實を反映する。……ソヴェートの知識階級は搾取階級が廢除された國の、他の人民と平等の權利を持つ社會の一成員であり、かゝる社

會においては労働者階級、コルホーズ農民及び知識階級は平等な權利と利益を享受する。(註二)

(註二) ブラウダ紙が革命前のロシア知識階級を嘲笑するために設けた口實はすべて立派なものである。例へば、ソヴェート知識階級の價值と革命前の知識階級の價值を比較して、後者の價值を貶すためのスローガンはロシアの偉大な心理學者ペプロバの「諸君が總てのことを知つてゐるとは信じられない」といふ語句である。しかし、現在ソヴェート政權がマルクス主義的教義から絶對的眞理を作り上げ、ロシアの不幸な知識階級に對してその支配階級と異なつた世界觀を持つことを禁じてゐることを考へれば、全く殘酷な皮肉である。

スターリンはその憲法草案の發表以前に、屢々「黨員でないボリシェヴィキ」の重要な役割を指摘した。「労働者及び農民」に代ふるに「勤勞民」なる辭句を以てしたこと及びソヴェート知識階級に拂つた多くの考慮は「黨員でないボリシェヴィキ」に與へた報酬に過ぎない。共產黨が公然と國家機關に對するその優越性を確保して以來、スターリンは黨の内部機構の改革を明かに欲してゐた。黨員の募集に當つて、その政治的意見を唯一の指標とすることにスターリンは満足しなかつた。一九三七年三月五日の共產黨中央委員會總會の閉會の辭において、スターリンは「黨員の募集に當つては、先づ第一に政治的指標即ち黨員たるに價する政治的信念、第二に職業的指標即ち一定の職務を遂行するその態度、を考慮する」必要を力説した。彼は黨員の上からと下からとの同時的な統制、換言すれば「民主主義的中央集權主義」の挽まざる實行によつて、かゝる撰權、祕密投票、批判及び自己批判の自由」を意味してゐる。

しかし、この命題を立てるに當つて、「上から」の指令と「下から」の指令とが對立した場合、如何になさるべきかに就ては一語も觸れてゐない。それは兎に角、最近においてスターリンが絶えず誇張的に唱へる「民主主義的中央集權主義」とは黨の下級機關に對しては「民主主義」を、上級機關に對しては權力の「中央集權主義」を當嵌めるものやうに思はれる。ブラウダ紙は一九三七年四月九日の社説において次の如く論じた。「民主主義的中央集權主義は上級より下級に至るまでの黨の全指導機關の選舉を意味するものであり、同時に下級機關及び黨員に對しては上級機關の決定は義務的性格を持つものであるこ

と、を記憶することが必要である。……このことは選挙の指導に對する上級機關の責任を免れしむるものでもなければ、また區委員會が中央委員會の方針を明かに蹂躪し、或は黨の規約に違反した場合、その誤謬を正し且つ選挙を無効にする権利及び義務を奪ふものではない。」

斯くして、現在曖昧な而も屢々正反對な状態にある黨の下級機關の改造は、決してスターリンの共產黨内における獨裁的至上権を必要としない。

結局、新憲法はスターリンの獨裁が過去において達成したよりも遙かに高い水準を具體化した。新憲法は最高ソヴェートを全聯邦の最高統治機關であり、最高權力の保持者となした。最高ソヴェートにはその幹部會があり、それが全聯邦の行政權を握つてゐる。しかし事實上、而も恐らく正式上、これらを支配する者は過去と同様スターリンなのである。

ソヴェート聯邦における國家の經濟的機能

ソヴェート聯邦における政治機構の特徴がその權力的な性格であり、事實絶對的權力を實現した。これに對して、その經濟機構は工業、商業、運輸及び集團的形態による農業の、國家による獨占を特徴とする。即ちマルクス主義的教義による凡ゆる生産手段及び要具の集團化である。

ソヴェート聯邦においては、國家の經濟的機能は最大限度に擴大されてゐるので、國家の經濟管理は主要資本主義諸國におけるとは比較にならぬ程の大なる役割を演じてゐる。

最高經濟機關

ソヴェート聯邦の最高機關たる中央委員會、人民委員會及び全聯邦中央執行委員會幹部會の諸決議のうち、その大部分は

經濟問題に關するものである。

ソヴェート聯邦の人民委員會の内には、經濟問題に關する人民委員部が大部分を占めてゐる。即ち工業に關する人民委員部が五つ、商業に關するものが二つ、他の二つが運輸に關するものであり、更に農業に關する人民委員部が二つ、財政に關するものが一つ、通信に關するものが一つである。最後に、最も特徴的な機關たる「ゴスプラン」、即ち人民委員部と同等の資格を持つ國家經濟計畫委員會がある。(註一)

(註一) 一九二〇年に創設された「ゴスプラン」は、ソヴェート聯邦が五箇年計畫の基礎の下に工業化時代に入つた時以來、極めて大なる重要性を持つに至つた。ゴスプランは直接管理には携はらないが、全生産及び配給計畫を指導する四半期及び年次國民經濟計畫を立案する。前述の經濟關係の人民委員部はすべてこの計畫に従つて活動する。しかし、ゴスプランは決議權を持たず、その立案した計畫が執行命令となるためには、黨の諸機關(一般的には中央委員會、時としては黨大會)、及び國家諸機關の追認が必要である。更にこれら諸機關は現在においても、殊に形式上聯邦中央執行委員會に從屬する。

ソヴェート聯邦人民委員會には前記の十四の經濟關係人民委員部以外には、經濟關係外の五つの人民委員部があるに過ぎない。このことによつても、ソヴェート國家において占める經濟の重要性を判斷することが出来る。事實、教育はソヴェート聯邦の一構成部分たる「聯邦加盟共和國」の權限に屬し、勞働問題は現在人民委員會にある「全聯邦職業組合中央委員會」と稱する一特殊機關によつて統制されてゐる。この委員會は専ら共產黨中央委員會を通じて國家諸機關と連絡する。

工業の管理

國家による工業獨占の原則は一舉に達成されたものではない。戰時共產主義時代の末期、換言すれば一九二二年直前においては殆んど全工業企業が事實上國有化されてゐたが、一九二一年に新經濟政策(ネップ)が採用されるに至つて、多數の小企業が元の所有者に返還された。それと同時に、新たに私的企業の廣大な活動分野が開かれた。

ネツプが廢止されて強制的な工業化が始められた時、何等の公式の法令も出されずに工業企業は再び國有となつた。現在においては、全工業活動は國家によつて保障されてゐる。只農民及びその家族、所謂「クスタリ」が農閑期に行ふ手工業労働のみが國家の獨占外に置かれてゐる。しかし、この手工業労働者はソヴェート政權下においては、國家機構の一種である「工業協同組合」と稱する組織に統一されてゐる。手工業者はこの組織を通じて、自己の生産するもの以外の原料を購入し、また直接消費者に販賣し得ざる生産物を賣却しなければならない。(註一)

(註一) ソヴェートの工業管理制度を検討する場合には、圖式的に次の諸段階を區別することが出来る。

- 一、戰時共產主義(一九一八—一九二一年)。絶對的中央集權。工業企業は直接中央の諸委員部に從屬し、何等の獨立性を持たない。中間的機關或はトラストは存在しない。
- 二、ネツプの第一期(一九二二—一九二六年)。企業の機能が修正された。各工業企業は私的企業と同様各々その收支の決算を行ひ、而も一定の小賣價格が課せられる。生産を統制するためにトラストが作られ、原料の購入及び生産物の販賣を集中するためにシンジケートが作られた、少くとも中央による一般的規制は減少した。
- 三、ネツプの第二期(一九二六—一九二九年)。外部機構は變化しなかつたが、中央の干渉が絶えず増大した。中央機關が生産額、國營企業間の卸賣價格、國營企業に對する信用操作を決定する。事實上、トラスト及びシンジケートの機能は零となつた。
- 四、工業化政策の初期(一九二九年十一月五日—一九三四年二月)。トラストは殆んど消滅した。トラストは最早や技術的指導を持たず、全ての商業機能も失つた。企業は次第に獨立性を獲得した。シンジケートは中央の諸委員部の「指導」に併合され、大きな統制的機能を持つた「合同」が作られた。
- 五、最近の時期。黨大會は新らたな改革を規定したが、それは未だ實現されてゐない。「合同」は廢止され、トラストの数は減少した。企業は可能な限り直接(聯邦或は加盟共和國の)中央機關に連絡された。かくして、戰時共產主義時代の特徴をなした中央集權の原則が復活した。

商業の管理

商業は外國商業と國內商業とに區別されねばならぬ。外國貿易は一九一八年初頭以來國家によつて獨占せられ、その後二

十年間絶えず國家の獨占が維持されてゐる。これは恐らく共產主義經濟の内でも固定的な原則の一つであらう。

國內商業においては、工業におけると同様な諸變遷を認めることが出来る。戰時共產主義時代の末期には、國內商業は事實上國家によつて獨占せられ、只僅かに「秘密賣買者」及び「投機業者」の不法的活動が存在するに過ぎなかつた。秘密賣買は禁止され、重罰が課せられてゐたに拘らず、國家機關から補給されない生活必需品を人民に供給したのはこれら秘密賣買業者であつた。ネツプ時代には先づ私的小賣及び卸賣商業が廣範圍に亘つて許可された。次いで、卸賣商業は重税と專斷的な抑壓手段によつて破壊され始めたので、ネツプの末期には私的卸賣商業は全く絶滅するに至つた。第一次五箇年計畫の初期には、私的小賣商業が同一の運命に置かれた。

一九三二年以來國內商業の領域に一つの激變が生じた。市場が許可され、そこで農民は自己の生産した商品を直接消費者に賣却することが出来た。しかし、職業的な私的商業は依然として禁じられてゐた。(註二)

(註二) 一九三六年七月、八月にソヴェート聯邦は「投機に對する闘争」を再び開始した。民警所及び検事局は「投機業者」を追求し、投機業者は検事局によつて裁判され、處罰される。しかし、處罰者の数は減少する様子は無い。

かくして、現在ソヴェート聯邦においては全ての商業、即ち外國貿易及び國內商業(卸賣及小賣商業)が國家によつて獨占されてゐる。只農民及び「クスタリ」の個人的勞働の生産物が唯一の例外であつて、それは消費者への直接の販賣が許されてゐる。

運輸の管理

鐵道、海運及び水運はソヴェートの成立以來國有となつてゐる。ネツプの初期に一部の水運が國有から解放されたが、その後運輸の獨占は完全に再建された。陸運も、農民が偶然的に報酬を受けて従事するのを除いては、現在ソヴェート國家によつ

て獨占されてゐる。最近においては(國家の権力者及び、特權的な労働者及び勤務員の所有する)個人所有の自動車があることは事實であるが、これらの自動車を使用するのは専らその所有者であつて、決して商業的經營に使用することは出来ない。

ソヴェート聯邦における所有權

ソヴェート聯邦の經濟體制は一般的にソヴェートのな所有權によつて明瞭にされる。

土地の私有は(一九一七年十一月八日の法令によつて)ソヴェート體制の成立以來廢止されてゐる。それ以後、この問題に關しては何等の變更も行はれてゐない。

ネツプ時代一九二二年十月三十日の土地法典は、農民が自由に處分し得、農民自身耕作する土地に對する權利は、無期限であり且つ法律に規定される場合に限つて停止すると明記した(第一一條)。農業の集團化が始められた時、集團化は法律に抵觸せざる限り、土地の使用權を完全に奪はれてゐる「富農(クラーク)」も排除することはなかつた。他の農民の土地は共有財産となり、共有財産はコルホーズと稱する集團經營の共有物となつた。事實上、集團農場の農民は土地に附屬する農業労働者となつた。コルホーズ規約の改訂(一九三五年二月)以來、これら農業労働者は「永久的な」土地の使用權を保障された。

土地法典(第二八―三八條)はその期限が十二箇年を越えざる限り土地の賃貸を認めた。しかし、土地が集團化されるに従つて、コルホーズの土地は賃貸を禁じられ、この禁止を犯すものは重罪を課せられたので、この規定は實際上の價値を失つた。土地を小作させる權利及び小作する權利は、未だ集團化されない少數の農民に關してのみ保持されてゐた。(註一)

(註一) ネツプ時代一九二二年十一月十一日の民法(第七一―八四條)は都市における建築用地の長期賃借を規定した。賃借期間は石造建築にあつては六十年、木造建築にあつては四十年に決定された。この權利は譲渡されることも、また抵當とすることも出来た。この合法的處置は常に行はれてゐる。

同様にまた、ネツプ時代一九二一年八月八日の法令は徵發された土地を除いて、都市及び郊外地の小建造物の國有の解放(即ち元の所有者への返還)を認めた。この權利も同様に存續してゐる。

コルホーズ農家は「小住宅附屬地」において、小規模な「自家消費のための經營」を自己の計算で行ふことを許されてゐる。この「小住宅附屬地」の使用權はコルホーズ農家の各々に無期限に與へられてゐる。しかし、この權利はコルホーズ農家のみ與へられ、コルホーズから脱退すればこの權利は當然失はれる。この「小住宅附屬地」は譲渡することは出来ないが、只破壊するためのみ建築物の賣却が許されてゐる。

一九三六年十二月五日の新憲法は既に獲得された狀態を確認し、「社會主義的」所有と「個人的」所有との二形態の所有を認めた。「ソヴェート聯邦における社會主義的」所有は國有(全人民の財産)の形態或は協同組合コルホーズの所有(個々のコルホーズの財産、協同組合合同の財産)の形態をとる。(第五條)土地、その埋藏物、水域、森林、工場、鑛山、鐵道、水上及び航空運輸、銀行、通信手段、國營大企業、及び一般に都市における基本的住宅施設は國有である。協同組合及びコルホーズはその家畜、要具、生産物及び共同建造物のみ所有する。コルホーズの占むる土地はコルホーズの財産ではなくて、只「その無償且つ無期限、即ち永久的使用を保障される。」(第八條)

新憲法は同時に、小住宅附屬地を各コルホーズ農家の「個人的使用」に供することを認めた。最後に「労働收入及び貯蓄、住宅及び自家用副業經營(註二)、世帯道具、個人の日用品並に娯樂品」に對する人民の「個人的所有權」が認められた(第一〇條)。集團化されない農民經濟に對しては、スターリン憲法は土地の所有權を認めてゐない。同憲法は只極めて漠然とした言葉で「個人的労働に基き、他人の労働の搾取を排除する個人經營農及び手工業者の小規模個人經營」を認めてゐる(第九條)。

新憲法は個人的所有權の對象となり得る凡ゆる財産の相續權を認めてゐる(第十條)。(註二)

(註一) この範疇は就中各コルホーズ農家の個人的所有の對象となり得る生産的家畜を意味する。(第七條)

(註二) しかし、相續權は配偶者間及び子孫にのみ認められてゐる。一九二二年以前には、相續權は總額一萬ルーブル以内に限られてゐたが、それ以後この制限はなくなつた。

かくして、スターリン憲法によつて「ソヴェート聯邦の經濟的基礎」をなすものとして確認された「社會主義的」所有は、第

一に國民的或は國家的所有の、第二に協同組合・コルホーズの所有の形態をとる。従つて、新憲法は舊憲法における所有權の原則に何等本質的變更を齎さなかつた。「社會主義的所有」なる言葉はそれ自身決して新らしいものではない。

ソヴェート政權と農業

ソヴェート聯邦においては、所有權の形態から農業經濟の平行的な三制度、即ち(一)純國家經營、(二)集團經營、(三)個人經營が存在する。

現在支配的な制度は第二の集團經營である。一九三六年秋のこれら三グループの收穫割合は一一%、八七%、二%であつた。かくて我々が最初に分析を試みるものは第二の所謂「コルホーズ」である。

集團的經濟。「コルホーズ」

コルホーズ或は正式の名稱に従へば「農業アルテリ」(註一)は一定數の個人的農民經營の合同より成立する經營である。コルホーズに加入した農民は、小住宅附屬地を除いた土地、及び大部分の家畜及び農業器具をコルホーズに讓渡する。全ての財産は集團的なものとなり、その個人性を喪失する。經營はコルホーズ員總會で選舉された理事會の下に、單一な計畫によつて管理される。總生産物のうち第一に結局現物税の性質を持つた國家への納付、第二に種々のコルホーズ資金(種子、家畜飼料、保険料等)に充てられる分を控除する。その殘額が「労働日」に應じて組合員に分配される。組合員への支拂は、コルホーズ理事會が國家への賣却或は現物での直接消費者への販賣によつて得た額に應じて現金でなされる。こゝで「労働日」とは規約で定められた労働量の意味であつて、その大いさはコルホーズ員のなした仕事の種類及び質を考慮に入れた労働日數によつて決定される。

コルホーズ規約の最近の改正

第一次コルホーズ規約(一九三〇年三月)並びに第二次の改正規約(一九三五年二月)における、基本的規則を簡単に要約しやう。しかし、一九三五年の改正規約は第一次規約の極めて重要な變更を齎し、而もこの變更はコルホーズが其集團的性格を一層深めたことを物語つてゐる。第一次規約によれば、コルホーズの總生産物の五%が各組合員の出資即ち加入に際して共同資金に提供された財産に應じて分配された。この條項は改正規約にあつては消滅し、舊い財産の不平等の殘滓は取除かれた。之に反して、新コルホーズ規約はコルホーズへの加入は加入農家の個人的經營を完全に排除するものではないことを極めて明瞭に示してゐる。各コルホーズ農家は(一)住宅、(二)小住宅附屬地(その廣さは地方的條件によつて四分の一乃至二分の一ヘクタールであり、更に或る地方では一ヘクタール)、(三)馬を除いた若干頭の家畜、を個人的に使用し得る。一般に、この意味の家畜とは一頭の牝牛、二頭の小牛、一定數の牝山羊、豚及び牝羊、及び家禽等である。(註二)かくして、コルホーズとは多數の零細個人經營の複雑な並置であると同時に、一つの大規模な「共同」經營である。

(註一) こゝに擧げた家畜頭數は「純農業地方」の例であり、他の地方においては幾分増加する。

コルホーズ經營の國家的性質

コルホーズ經營の本質を理解するためには、コルホーズの管理——「コルホーズ的民主主義」——は國家機關におけると同様な方法で行はれてゐるといふことを忘れてはならない。コルホーズの生活は事實上、黨の指導の下に行はれるのであるから、理事會、特にその議長はコルホーズ員の選舉會で共產主義的委員會によつて選出される。更に、黨は事實上國家機關を指導するのであるから、コルホーズ經營は現在においては國家の一業務と看做すことが出来る。但し、國家は常に一定額の

納付を徴収するに拘らず何等危険の負擔をなさない。

ソヴェートの經營。「ソフホーズ」

農業の純國家的制度の特徴は、屢々「國家の小麥工場」と呼ばれる「ソフホーズ」に現はれてゐる。(註一)ソフホーズは國營農業企業であり、全労働は國家の、事實上黨と任命する管理者の指導の下に賃銀労働者によつて行はれ、その全収益は國庫の収入となる。數箇のソフホーズは合同して「トラスト」となり、トラストは直接或は「總管理局」を通じて農務人民委員部に從屬する。

(註一) 一九三六年の若干の法令は、ソフホーズの土地を取上げてコルホーズに與へることを規定した。一九三六年七月二十日のグルジア地方のみ適用された特別な一法令は一聯の全ソフホーズの解消を命令し、その財産はコルホーズに信用で賣却された。これはソフホーズに對する失望と近き將來におけるソフホーズのコルホーズへの分配の前徴と見るべきであらうか。

個人農業の殘骸

ソフホーズに對して、舊時代からソヴェートに繼承された農民經營の殘骸である、個人的農業制度が存在する。非集團的經營數は絶えず減少しつつあるが、しかし最近においてもかなり多數殘存してゐる。一九二八年にはその數は二千四百萬以上であつたが、一九三五年七月一日には三百六十萬に減少した。(註二)個人農の播種面積は次第に減少し、一九三五年にはその平均播種面積は一農家當り一・九ヘクタールであつた。(註三)重税に苦しめられ、凡ゆる迫害を受けて個人農は絶滅に瀕してゐる。一九三七年十二月三十一日に完成される第二次五箇年計畫は、就中「農村における資本主義制度の殘滓」の解消、換言すれば非集團的家族の排除を豫定してゐる。コルホーズ經營は事實上國家的性格を持つものであるから、國家獨占の原

則は完全にソヴェート聯邦の經濟機構を支配し、只コルホーズ農家の個人的小地域のためのみ、例外として農家の自家生産物及び手工業者の小工業生産物の市場への直接販賣が許されてゐると推論することが出来る。

(註一) 「ソヴェート聯邦の農業」一九三五年版。モスタワ。一九三六年刊、一九二頁。

(註二) 上掲書二〇八頁。

第二章 社會主義への前進 (註一)

レーニンその夢想を悟る

一九二〇年に至つてレーニンは、ロシアを社會主義國へ「飛躍」せしめるといふ夢想の決定的に不可能なるを悟つた。(註二)「その廣大な地域は數十の大文明國を包含し得る」程の、この國は「貧困と無知」の支配下に「半未開或は未開の状態」にあることを認めた。即ち、そこには實現された或は實現の途上にある社會主義の時代を思はせるが如きものは全然存在しなかつた。全體として、當時のロシアの状態は「極めて困難な」ものであるとレーニンは考へた。「我々は社會主義へではなく、官僚主義の復活に到達した——とレーニンは書いた——何故なら、眞に社會主義的社會の建設に缺くべからざる經濟的諸條件が存在しないから。……我が國家機關の完成のための闘争を組織的に、執拗に行はざる限り、我々は社會主義を創造せざる以前に滅亡してしまふであらう。」(註三)

(註一) 我々は本章及び次章において、屢々貨幣單位「ルーブル」を使用する。諸外國と關係ある問題を取扱ふ場合には、ソヴェート統計は戰前の「金ルーブル」に基いて計算することを通例とする。そして、この「金ルーブル」は當時アメリカ合衆國の金通貨で五一・四七セントに等しく、一ドルは平價で一・九四二ルーブルであつた。そのルーブル價値の變動の結果、ソヴェート・ルーブルを以つては同一標準によつて測られない種々の經濟的大いさを比較する場合には、一般に層々この金ルーブルを以つて計算される。この著書において金ルーブルが問題となる場合には、特に斷らざる限り、常に「ルーブル」と呼ぶ場合にはソヴェート聯邦の國內生活にのみ通用する紙幣ルーブルを意味する。より小さな價値を表はすものとして、一九二四年のソヴェート政府の採用した名稱に従つて「チエルウオネツ・ルーブル」を使用する。我々は後に、この紙幣ルーブル或は「チエルウオネツ・ルーブル」の公定相場の下について言及する。しかし、これは國內市場におけるルーブルの購買力とは全然無關係である。一般に後者は前者よりも價値が低い。更に、讀者は「チエルウオネツ」と、一九二四年に採用された新ソヴェート貨幣である「チエルウオネツ・ルーブル」とを混同してはならない。「チエルウオネツ」は一〇「チエルウオネツ・ルーブル」に等しい。

ルーブルは一〇〇カペークに分たれる。
 (註二) 第九回黨大會におけるレーニンの報告(一九二〇年三月二十九日より四月五日)。
 (註三) 「糧食税について」(一九二二年)なる小冊子のためのレーニンの誓書、一九二五年に出版されたレーニン「全集」の遺稿集。
 かくの如く、十一月革命の煽動者であり、實行者たるレーニンは一九二〇年以來、ロシアは「社會主義に必要な經濟的諸條件が未だ存在しない」といふ結論に達した。「物質的、經濟的、工業的觀點より見て、我々は社會主義の入口にさへ達してないことは明かではないだらうか」とレーニンは問ふた。(註一)レーニンの考へによれば、かゝる條件の下におけるソヴェート政權の當面の任務は、國內に急速に鞏固な經濟的基礎を創り上げ、國を飢餓状態から救ひ出し、生産と交換を促進することであつた。

(註一) 第十回黨大會におけるレーニンの演説(一九二二年三月八日より十六日)
 レーニンは農業の復興を第一の課題として採り上げた。事實、「戰時共產主義」時代における農業は破滅的狀態にあつた。國際聯盟の資料によれば、農村經濟は次の數字に示される如き低下を生じた。(註二)

	一九〇九—一三年 (平均數)	一九一六年	一九二〇年	一九二一年
穀物收穫高(百萬トン)	六八七〇	六四八三	二六四九	二六三〇
播種面積(百萬ヘクタール)	八七〇〇	七八八〇	七三〇〇	五九〇〇
一ヘクタール當り收穫高(キントナル)(註二)	七三〇	七〇八	三六〇	四四〇

農業を戰時共產主義の重壓より解放する問題に當面したレーニンは、「勤勞農民」を「經濟復興の中心的象徴」と考へた。(註三)「コルホーズの問題は——と彼は更に云つた——當面の問題ではない。……個人的生産者を基礎としなければならぬ。固より個人的生産者は飽くまで個人的生産者であつて、それが近き將來に別個なものとはならないだらう。しかし、現在は

社會主義や集團主義について云々すべきではない。(註四)

(註一) 「ロシア經濟状態に関する報告書」ゼネバ、一九二二年。

(註二) 本書においては、常に「キントル」は「〇〇キログラムを意味する。」

(註三) レーニン「全集」第三六卷、三二三頁。

(註四) 上掲書、五五頁。

農民の生産物は租税、没收、徴發の方法によつて都市及び労働者にまで渡らねばならない。「農民の生産物と(社會化された)大工業の生産物との交換、これこそ——とレーニンは云つた——社會主義の經濟的本質であり、その眞實の基礎である。」(註一)

(註一) レーニン「全集」第三六卷、三二二頁。

一九二〇年における工業の瓦解

これと同時にレーニンは、一九二〇年當時完全な崩壊状態にあつたロシア工業に精力を集中することを勿論強調した。工業の生産高は大戦前の二〇%を超えず、而も機械及び器具の製作を含めた大工業の生産高は一二%にさへ達しなかつた。レーニンは電化によつて全工業を復興し、發展し、再建することが重要であると考へた。周知の如く、「共産主義とはソヴェート政權プラス電化である。これによつてのみ、我々は勝利を得ることが出来るであらう」とは彼のスローガンであつた。「よく組織された重工業なくして、社會主義は問題となり得ない。況んや農業においては殊に然りである……重工業、殊に機械製造工業を創設せざる限り、我々は如何なる工業をも發達せしめることは出来ない。かゝる工業が存せざる限り、我々は獨立國として存立し得ない。しかし、重工業にとつては補助金が必要である。若し我々がこの補助金を調達し得ないならば、最早文明國として存立し得ず、社會主義國について云々することは出来ない。」(註一)

(註一) 第九回黨大會におけるレーニンの報告。レーニンは同報告において電化問題を「將來十年或は十二年を要する大事業」であると定義した。

レーニンの工業計畫

そこで一九二〇年、レーニンの提案に従つて、約百八十人の専門家、技術家及び學者達が工業の復興計畫の立案に着手した。同年末「國立電化委員會」(略稱「ゴエルロ」)は第八回ソヴェート大會に發電所の建設、採掘及び加工工業の發展及び運輸の發展のために、十年間に約一七〇億金ルーブルに上る投資計畫案を提出した。

レーニンはこの經費を支辨するための資金を、二つの主要な財源より得んとした。第一の財源は、外國資本家への利權の讓渡であつた。レーニンは極めて大膽にこの考へを主張した。若し「その代償として最新式の工業設備を得ることが出来る」ならば、ペクー油脈の四分の一、グロースヌイ油脈の四分の一、國の最良の森林の四分の一を利權として讓渡することも、決して過大な價格ではないと、彼は考へた。(註一)更に一層重要な他の財源は、國民の節約によつて得らるべきものであつた。「若し労働者の農民に對する優越權を確保し得るならば、我々は節約を強化することによつて實現された最少の節約をさへ、機械化された大工業及び電化の發展のために全く有用に使用し得るであらう。我々の希望はこの内にのみ存在する……」

(註一) レーニン「全集」第二卷、二二三頁。

一九三三年末における工業化の實績。五箇年計畫。

レーニンは一九二四年に死去した。その後六箇年にして、既にソヴェート聯邦は強大な重工業を有し、機械製造のための設備を終へた。三回、更に四回もの修正を受けた「ゴエルロ」の計畫案は、有名な「ソヴェート聯邦國民經濟發展のための五箇年計畫」となり、一九二九年以來建設の急激な飛躍のための刺戟となつた。

シベリアには、スターリンの名譽を讃へるために、後にスターリンスクと改名されたクズネスクに、巨大な冶金工場が建設された。南ウラルのマグニツトゴルスクには、更に巨大な世界第二の冶金工場が設立された。ウラル及びクラマトルスクには巨大な機械製造工場が、ルガンスクには機關車工場が、ハリコフにはタービン工場が、ツァリツィン(現在のスターリンドラード)、ハリコフ及びチェリアピンスクにはトラクター工場が、ニージニ・ノウゴロド(現在のゴールキー)、モスクワ及びヤロスラウリには自動車工場が、モスクワ及びニージニ・ノウゴロドには工作機械及びボール・ベアリング製作工場が、ロストフ・ドンには農業機械製造工場が、サラトフ及びサボロージには「コンバイン」製造工場が建設され、更にドニエプル大水力発電所を始めとして多数の発電所が設立された。次いで、ベレズニアク及びポブリキ(現在のスターリンドルスク)には化学工場が建設された。その他、飛行機製作工場、モーター製作工場、電気機械工場、熔銅所、亜鉛工場、製材工場、人造肥料工場、木材伐採機械及びクラッキンク製作工場等々が續々と建設された。その全くと列挙すること出来ない程の多数の工場が設立され、その工場数は殆んど二千に達した。

重工業の發展

新設された工場及び施設が操業を開始し、三交替労働制が多くの企業に實施された(夜業の廢止及び嚴重な四時間労働を要求したポリシエヴィキの綱領に反して)結果、重工業の生産は次に掲ぐる数字が示す如き驚威的な飛躍を遂げた。(註二)

	一九一三年	一九二八年	一九三四年
石油 (二〇〇萬トン)	九・二	一一・六	二五・五
石炭 (同)	二九・一	三五・四	九三・六

	一九一三年	一九二八年	一九三四年
鉄 鑛 (同)	四・二	三・三	一〇・四
鋼 鑛 (同)	四・二	四・二	九・五
鋼 延 鋼 (同)	三・五	三・四	六・七
銅 (二〇〇〇トン)	三二・一	三〇・〇	五三・三
硫酸 (同)	一一・〇	一一・〇	七八・二
セメント (同)	一、四三八・〇	一、八五〇・〇	三、五九二・〇
電力 (二〇〇〇キロワット)	一、〇九八・〇	一、九〇五・〇	六、一九七・〇
電力生産 (二〇〇萬キロワット時)	一、九四五・〇	五、〇〇七・〇	二〇、五二〇・〇
貨物自動車 (一臺)	一〇〇・〇	六七一・〇	五五、四〇〇・〇
乗用自動車 (同)	一	一、三〇〇・〇	一七、一〇〇・〇
トラクター (十五馬力型に換算、一臺)	一	四七九・〇	一四、八〇〇・〇
機關車 (一臺)	六六四・〇	一〇、六二二・〇	一、三二六・〇
貨車 (二軸車型に換算、一臺)	一四、八三三・〇	一〇、六二二・〇	三二、四〇〇・〇

アルミニウムの生産高は一九三二年には八五五トン、一九三四年には一萬四、四〇八トンであつた。(註二)

(註一) 「ソヴェート便覽」ロンドン、一九三六年版、一四六、一四七、一四八頁。

(註二) 本表及び後出の諸数字はソヴェートの公表数字より引用するものであることは云ふまでもない。しかし、これらの数字に關しては、それが多数の重大な缺點を持つものであり、殊に後に引用される最近年間の生産高を示す若干の数字は、故意に過大に作製されたものであることが明かにされるだらう。

一九二六―二七年の不変價格で算定すれば、工業の生産高は明白に上昇を示してゐる。

かくて、木材工業、漁業及び鐵道附屬工場を除いた大工業(註一)の總生産高は次の如き数字を示した。(註二)

一九一三年	一〇、二五二百万ルーブル	一九二五年	七、七三九百万ルーブル
一九二〇年	一、四二〇 同	一九二六年	一一、〇八三 同
一九二一年	二、〇〇四 同	一九二七年	一二、六七九 同
一九二二年	二、六一九 同	一九二八年	一五、八一八 同
一九二三年	四、〇〇四 同	一九二九年	一九、九二三 同
一九二四年	四、六六〇 同	一九三〇年	二五、八三七 同
一九三一年	三二、二六三 同	一九三三年	四〇、〇七九 同
一九三二年	三六、八一三 同	一九三四年	四七、六三六 同

(註一) 木材工業、漁業及び鐵道附屬工場を除外したのは、戦前に既にかゝる除外がなされてゐたので、一九一三年の生産高とソヴェート時代のそれとの比較を一層正確ならしめるためである。これらの数字の内、一九一三年、一九三〇年及び一九二八年より一九三四年間の数字は「ソヴェート聯邦社會主義的建設統計年鑑」(モスクワ、一九三五年、三頁)より、一九二一年より一九二七年間の数字は「ソヴェート便覧」(ロンドン、一九三六年、二〇一頁)より引用した。こゝに大工業とは、動力を有せざる三十人以上の労働者を使用する企業或は動力を有する十六人以上の労働者を使用する企業を意味する。

一九二八年	一六、八九一百万ルーブル	一九三二年	三八、八三一百万ルーブル
一九二九年	二一、二四三 同	一九三三年	四二、二六一 同
一九三〇年	二七、七五九 同	一九三四年	五〇、六〇〇 同
一九三一年	三四、二一九 同		

(註二) 本表において故意に除外した木材工業、漁業及び鐵道附屬工場に関する数字を加へれば、大工業の生産高は次の如くなる。
 (一九三六年度國民經濟計畫「第二版、モスクワ、一九三六年、三九二頁参照」)
 假令上記の数字は訂正されねばならぬものであるとしても(註一)、ロシアにおける工業化が量的に巨大な成功を達成した事

實は否定し得ない。

(註一) 上掲の数字を詳細に検討するまでもなく、或る種のソヴェート側の資料はこゝに我々が示した数字及び他の同様に公表資料から引用した数字と、一致しない数字を示してゐることを指摘すれば充分であらう。例へば、財務人民委員グリニコは或る報告において、一九一三年の生産高を一六八億ルーブルと評價した(「プラウダ」紙、一八三二年六月二十五日)。同様にまた、「ソヴェート聯邦國民經濟建設五箇年計畫」(第一卷、一九三〇年出版、一五頁)は一九二〇年の生産高を三三億ルーブルと評價した。之に對して、我々の評價によれば一四億一、〇〇〇萬ルーブルであつた。更に、我々の掲げた数字とスタリリンの發表した一九二九—三三年に関する数字(第十七回黨大會におけるその報告「プラウダ」紙一九三四年一月二十八日参照)或は政治局員クワイヂシエフの發表した一九四年の数字(「プラウダ」紙、一月十二日)との相異は尙一層甚だしい。しかし、この相異はスタリリンもクワイヂシエフも、その全ての資料においてソヴェート工業の生産高を過大評價してゐる結果である。

農業國ロシアから大工業國に轉形するために達成した實績を強調するために、ソヴェート統計は他の極めて明瞭な諸数字を發表してゐる。

全經濟において占める工業部分と農業部分の割合は次の如く變化した。

大工業	一九一三年	一九三四年	(註一)
農業	四〇・六%	七三・一%	
	五九・四%	二六・九%	

(註一) 「ソヴェート聯邦社會主義的建設統計年鑑」一九三五年版、二六頁。
 (註二) この数字は同様に木材工業、漁業及び狩獵を含んでゐる。

これらの数字は、革命前においては農業がロシアの經濟において優位を占めてゐたに反して、一九三四年にはソヴェート政府の實行した政策の結果、既に工業が明らかに支配的な發達を遂げたことを決定的に示してゐるかの如くである。しかし、この数字が人為的な技工を施されたものであることを示すことは容易である。ソヴェート統計はこゝで比較し得ざる二つの

要因を比較してゐる。先づ第一に、一九三四年にはソヴェート政府の採つた農村対策の結果、農業は一九一三年に比較して後退を示してゐた。農村の強制的集團化の結果惹き起された畜産業の破滅的狀態は、その典型的なものであつた。(註一)このことのみを以つてしても、同國の一般經濟において農業の占める地位が一九一三年に比して減少したことは當然であつた。更に、こゝに利用された數字は故意にこの事實を無視してゐる。如何なる國においても、農業生産物の大部分が消費者の手に入るのは若干の工業上の加工過程を経た後においてであるのだから、假令それが農業國であらうとも、農業生産物總額が常に工業生産物總額より少いのは當然なことである。(註二)一九一三年の農業生産額が工業生産額より多いのは、當時の工業企業の大部分は個有の所有に屬し、従つてそれらの企業の生産物が官廳統計に含まれてゐない結果である。しかるに、全工業生産を支配するソヴェート政府は全ての工業活動を例外なくその統計に加へてゐる。

(註一) 強制的集團化が農業に及ぼした悪影響については後に論及しよう。
 (註二) 従つて、工業の總生産額とは(一)殆んど大部分の農業生産額、(二)加工によつて生じた農産物の附加價値、(三)礦産物及びその加工品の價値を含んでゐることになる。

我々の示した如く、ソヴェート統計は屢々信頼し得ないものであるが、それにも拘らず、ソヴェート工業の成功は否定し得ざる事實である。

電 化

工業の分野において、殊に顯著な成果を収めたものは、レーニンが特に強調した二つの部門、先づ第一に電化においてであつた。發電能力は一九一三年には一一九萬二、〇〇〇キロワットであつた。ゴエルロは一九二〇年には、十年間に更に一七五萬キロワットの發電能力を増加する計畫を建てた。一九三〇年には發電能力は總計二八七萬六、〇〇〇キロワットとなつた。即ち、未だ計畫は完全に遂行されなかつた。しかし、一九三五年一月一日には火力及び水力發電所は、ゴエルロの計畫

を二倍も超過遂行して、六二二萬二、〇〇〇キロワットの發電能力を備ふるに至つた。

機 械 の 建 造

第七回ソヴェート大會の報告によれば、重工業の最も重要な部門である機械の建造における進歩は、更に顯著なものがあつた。四箇年を一時期として、機械の生産額を一九二六―二七年の不變價格で表示すれば次の如くである。

一九〇二——一九〇五年	二、四五三萬ルーブル
一九一〇——一九一三年	三、四〇四萬ルーブル
一九二三——一九二六年	三、六一四萬ルーブル
一九二七——一九三〇年	一、一、五七二萬ルーブル
一九三一——一九三四年	四〇、七四九萬ルーブル

ソヴェート聯邦は自國內で生産される材料によつて、トラクター、自動車、農業機械及び凡ゆる種類の工業裝備等の全ての機械類を建造するに至り、更にそれをトルニ、ベルシヤ、アフガニスタン及びバルチツク沿海諸國に輸出するにさへ至つた。

ソヴェート・ロシアの工業上の發展において驚くべきことは、單にその生産額の増加が一九一三年に比して三倍となつたといふ事實にあるのではない。何故なら、かゝる進歩はむしろ當然なことであつた。眞に驚くべきことは、工業の生産額が五年間(一九二九年より一九三四年)に二二億ルーブルから五〇六億ルーブルに激増したといふ事實であり、而もかゝる激増が主要な資本主義國の工業生産額が著しく減少した時期に生じたといふことは、更に驚くべきことである。(註一)

(註一) こゝに注意すべきことは、ソヴェートの生産統計は人爲的に決定されるルーブルの公定相場で示されてゐるので、ルーブルで算定された

諸統計は相互に比較することが出来ないといふことである。従つて、ルーブルで算定された生産額の増加は必ずしも生産額の眞實の増加を表はすものではなく、單にルーブル價值の減少の結果でもある。それ故に、個數或は重量及び尺度單位でその進歩を評價する場合に初めて、ソヴェートの資料は極めて眞實なものとなるのである。

大戦前においてはロシアの工業生産額は世界第五位であつたが、現在においては第三位となつた。同様に、戦前における石炭の産額は第六位であつたが、現在では第四位となつた。鐵の産額は第五位であつたが、現在では第三位となつた。發電力は第九位であつたが、現在では第三位を占めてゐる。

獲得せられた實績を表示する統計表を見て、多くの共產主義者達は、後にスターリンが「成功の眩惑」と呼んだ一つの感情に捕へられてしまつた。しかし、スターリンはかゝる言葉を投げ掛ける際に、この「眩惑」を第一に感じたものは彼自身であつたことを忘れてゐた。一九三三年一月に開催された黨中央委員會の席上で、スターリンはソヴェート工業の諸部門の發展において達成された成功を列挙し、ソヴェート工業の飛躍の規模と能力は全ヨーロッパ工業を顔色ならしむるものであると絶叫した。更に、一九三四年初頭に開かれた第十七回黨大會において、スターリンは參集した代議員に向つて、「技術及び文化の遅れた、廣大な地域に三、四年の短期間に如何にしてかかる驚異すべき變革が生じ得たか。これは奇蹟ではないだらうか」と問ひ掛けた。尙、スターリンはかゝる工業上の飛躍は「資本主義と個人的小經營を基礎としては、決して達成し得ざるものであつたと附言した。(註一)

(註一) 以上二つの引用句は一九三四年一月二十六日に開かれた第十七回黨大會におけるスターリンの報告より引用した。

工業化の「テンポ」の促進

第一次五箇年計畫の完成に當つて、スターリンが得た結論は「我々は全てのことを爲し得る」といふことであつた。そこでスターリンは、更に一層工業化のテンポを促進せんと直ちに決意した。今やソヴェートの指導者達は、一九二八年に開始

した第一次五箇年計畫は最早や不十分なものと考へるに至つた。最近までは、トロツキー及び反對派の主張は「無益な工業化の行き過ぎ」と看做されてゐた。しかるに、一九三〇年にはトロツキーの過大な計畫もスターリンの毒舌をかりれば、最早や輕蔑にしか價せぬものと考へられた。最高機關によつて承認され、而もトロツキストの反對派の最大の希望をさへ遙かに凌駕した。膨大な計畫を達成した五箇年計畫それ自體が、今やその同じ指導機關によつて不十分な、輕蔑すべきものと看做されるに至つた。

更に、ソヴェートの指導者達は、五箇年計畫を立案した「非黨員」の技術家及び舊メンシエヴィキ的經濟學者達は、國の資源を意識的に過小價値し、且つ「社會主義的發展を阻害せん」とする明白な意圖の下に、計畫の成果を減少したことを「暴露」した。そこで、妨害者達の殘した害惡を根絶し、國民により多くの成果を擧げ得たのであつたと教へることが問題となつた。かくて同じ一九三〇年に、建設のテンポを促進し、計畫を擴大するといふスローガンが提起された。生産及び建設の領域において、達成すべき新目標の決定は日常生活の決定的任務となつた。それは集團的な一種の精神病とも謂ふべきものであつた。天文學的數字や荒唐無稽な計畫が續々と、メンシエヴィキ及び右翼共產主義者達の制扼を脱した統計局、經濟機關及び科學研究所等から提出された。これら實現不可能な計畫の實現の可能性を疑ふ者は、誰でも投獄の不名譽を受けた。この集團的な精神病は一九三一年にその絶頂に達した。「我々の前進の一步一步は一時期を劃し、二年乃至三年の期間は一時代を爲すものである。大膽に行動せよ！ 慎重は落伍者、臆病者、無能者、老人、俗物の特性である。」第一次五箇年計畫は最早や問題ではなかつた。それが四箇年で遂行され、更に超過遂行されるであらうことは疑問の餘地がなかつた。凡ての人々が、一九三三年一月一日より開始されて一九三七年末に完成される第二次五箇年計畫の立案に没頭した。第二次五箇年計畫において、アメリカをも含めた全資本主義國を追ひ越さんとして、恰もカルタで將來の運命を占ふが如く、人々は計畫數字の中にロシアの將來を夢みてゐた。しかも、數字は人間の思ひのまゝに作り上げることが出来たので、人々は全く數字に眩惑され

てしまつた。種々の膨大な計畫數字が續々と發表され、建設中の巨大工場はそれらの數字に踊らされ、數百萬の労働者は戰爭熱と巧妙な煽動によつて、誇張した緊張の中に夜に日を繼いで働き續けた。一九三〇年の精神病は益々亢進して、一九三一年には集團的な精神錯亂となつた。物にはすべて限度がある、といふことを人々は忘れてしまつた。彼等が「欲しさへすれば」、思ひのまゝに工業生産は年々増加し、一〇〇%でも、二〇〇%でも、三〇〇%でも、更に四〇〇%……でさへも増大し得るものと考へてゐた。

一九三一年における石炭の産額は五、六七〇萬トン、石油は二、三〇〇萬トン、鐵は四八七萬トン、更に電力の生産高は一〇六億キロワット時であつたが、計畫の立案者及び「計畫主義者」達は偶然の障礙を全然考慮に容れてゐなかつた。彼は「抽象的な起重機」を動かす如く、生産高を無制限に増大し得るものと考へて、六年後の一九三七年には次の如き膨大な生産額を上げ得ると斷言した。(註一)

石	炭	四五〇—五五〇百萬トン	……	増加率	八五〇%
石	油	一五〇百萬トン	……	同	六〇〇%
鐵		六〇百萬トン	……	同	一、二〇〇%
電	力	一、五〇〇億キロワット時	……	同	一、四〇〇%

(註一)「アラングオエ・ハジャイストジョ」誌、一九三二年第五—六號二九頁。

しかし、「ソヴェート聯邦及び世界プロレタリアート」の主領達自身は、一九三二年以來彼等の工業化政策は餘りに行き過ぎてゐると考へ始めた。一九三二年初頭に開催された第十七回總大會は、彼等が最も「成功の眩惑」に捉へられてゐた時期に立案された計畫を、二分の一乃至三分の一に修正した。かくて、黨大會は一九三七年度の石炭の豫定産額を四五〇—五五〇百萬トンから二五〇百萬トンに、石油の豫定産額を一五〇百萬トンから八〇乃至九〇百萬トンに、鐵の豫定産額を六〇百萬ト

ンから二二百萬トンに、電力の豫定産額を一、五〇〇億キロワット時を一、〇〇〇億キロワット時に修正し、減少することを承認した。しかし、かゝる修正が行はれた後においても、第二次五箇年計畫は重工業及び大建設事業に關する限り、依然としてこの國の實力に不相應な膨大なものであつた。従つて、若しこの計畫が第一次五箇年計畫時代のやうな手段と條件の下に實施されたとしたならば、ソヴェート聯邦の國民は仕事に押し潰され、過勞のために多數の死亡者が出たであつたらう。しかし、既に目覺むべき時が到來した。避け得ざる破局が近づいた。第二次五箇年計畫に對する熱狂的讚美の聲が靜まりもせぬ内に、早くも政府は出来るだけ速かに後退することが必要であると感ずるに至つた。かくて退却が始まつた。

行き過ぎた工業化の放棄

ソヴェート聯邦は既に完全に工業國に轉化したと誇らかに宣言した一九三三年一月の黨中央委員會の席上で、皮肉にもスターリンは自分の口から「テンボを緩和」することの必要を聲明した。二年前には、我が國はかゝる急激な工業化のテンボには耐え得られない、テンボを幾分緩和する必要があると主張する者に答へて、スターリンは次の如く云つた。「否、テンボを緩和することは不必要であり不可能である。それどころか却つて、テンボを強化することが必要である。」(註二)しかし、一九三二年初頭には、スターリンは既に計畫化の行き過ぎを修正する必要があると悟るに至つた。「第二次五箇年計畫において、第一次五箇年計畫と同様な政策を維持して、テンボを促進し得ると誰が云ひ得るか。否、かゝる斷言をなし得るものはない。假令我々がそれを欲するとしても、第二次五箇年計畫、殊にその初期の二、三箇年間は、かゝる政策を維持して、急速なテンボを實現することは出来ないだらう。」(註三)

(註二)「工業労働者大會におけるスターリンの演説」。「イズヴェステヤ」紙、一九三二年二月五日。

(註二) 第十七回回黨大會(一九三三年一月三十日より二月四日)。

第二次五箇年計畫

「指導者」スターリンの指示に従つて、政治局は一九三四年末第二次五箇年計畫原案を發表した。同原案においては、投資、重工業の壓倒的建設、石炭、鐵、石油、銅等の膨大な産出のために、國の全財源を支出せんとするやうな舊い馬鹿氣な傾向は放棄されてゐた。一九三七年度の生産計畫の減少を見れば、この退却の程度を知ることが出来る。

次に掲げる三欄の内、第一欄は一九三一年春の氣狂じみた膨大な原案であり、第二欄は一九三二年に開かれた第十七回黨大會で採決された、修正はされたが未だ明かに無稽な數字であり、第三欄は一九三四年二月に開催された第十七回黨大會で新たに修正された數字である。

一九三七年度の生産計畫

	一九三一年案	一九三二年案	一九三四年案
石炭 (百萬トン)	四五〇—五五〇	二五〇	一五二
電力 (十億キロワット時)	一五〇	一〇〇	三八
鐵 (百萬トン)	六〇	三三	一六
石油 (同)	一五〇	八〇—九〇	四七
銅 (千トン)	八四七	五四〇	一三五
木材 (百萬立方メートル)	—	九〇—一〇〇	四三
鐵道の電化 (キロメートル)	—	一一、四〇〇	五、〇〇〇

重工業に關す計畫の修正と平行して、政府は農村における農奴制度を緩和し、輕工業及び食料品工業を發展せしめるための手段を講じ始めた。第一次五箇年計畫時代には、反革命的なものと看做した觀點、即ち輕工業の發達テンポは重工業の發達テンポを追ひ越さねばならないと云ふ考へ方を採用した。

第一次五箇年計畫の實績に關する政府の評價

スターリンが彼の採つた退却を、出来るだけソヴェート政權の威信を傷けないやうな聲明によつて糊塗しようとしたことは論を俟たない。

國民の拂つた犠牲が決して無益ではなかつたことを彼等に示すために、スターリンは五箇年計畫は「九三・七%まで」完全に遂行されたと聲明した。「極く僅かな」未遂行に關しては、スターリンは「極東における紛争の結果、若干の工場がその本来の目的である建設事業から、軍需生産に振り向けられねばならなかつた」からであつたと説明した。(註二)

(註二) 「アラウダ」紙、一九三五年七月二十七日。

諸外國の共產黨の首領達のこのことに關する結論は一層樂觀的であつた。モスクワに開催された、第八回コミンテルン大會におけるフランス代表マルセル・カシャンはソヴェート工業の建設實績に關して、次の如き絶讃の言葉を送つた。「兩次の五箇年計畫遂行のための偉大な事業は、全世界のプロレタリアートの喜びであり、誇りである。無限の困難を勇敢に克服し、内外の冷酷な敵と戦つて、諸君は最大の資本主義國においてさへ數世紀を要するであらうやうな大工業を、偉大な努力によつて創造した。諸君は諸君の事業と前例なき大成功に對して誇る權利を持つ。諸君は社會主義は決して夢物語ではなく、最も生きしき現實であることを如實に示したのである。」マルセル・カシャンのこの言葉は、現在の歐米諸國の労働者及び知識階級層の最も一般的な思想と感情の生きた見本である。

若し、ソヴェート聯邦の達成した結果が、事實かくも偉大なものであるならば、何故ソヴェート政府は明白な退却をなしたのであつたか。

ソヴェートの成功の眞價。ソヴェート聯邦の資源

この問題に解答を與へるためには、ソヴェートの經濟的活動がなされた物質的及び歴史的條件を規定することが必要である。

「ロシアの奇蹟」を分析するためには、先づ第一にこの「奇蹟」は全地球面積の六分の一を占める廣大な地域で行はれたといふことを絶えず念頭におかなければならない。この廣大な地域は到る處に天然資源を蔵してゐる。ソヴェート地質學者の最近の算定によれば、ソヴェート聯邦の鐵礦埋藏量は(含鐵石英を除外しても)世界埋藏量の五二%に當り、マンガンの埋藏量は六四%、加里鹽の埋藏量は六四%、燐礦及び燐灰石の埋藏量は六二%に當る。蒸氣機關、機關車、汽船、發電所等に必要なる燃料資源は實に豊富である。ソヴェート聯邦は世界の石炭資源の一五%、木材資源の一七%、石油資源の三五%、を有し、更に二億馬力の水力資源を有してゐる。更に、ソヴェート聯邦はブラチナ、金、銅、亞鉛、鉛、鐵礬土、ニッケル、廣大な硫酸鹽礦(カラブガス)、水銀、アンチモニー、ラヂウム、モリブデン、タングステン、蒼鉛等の礦物資源を有してゐる。「ソヴェート聯邦便覽」(一九三六年版)によれば、ソヴェート聯邦の石炭埋藏量は一、二〇〇、〇〇〇百萬トンであつて、世界第二位を占め、泥炭の埋藏量は世界既知埋藏量の七二%を占め、石油の埋藏量は三、〇〇〇百萬トン、マンガンの埋藏量は六六二、七〇〇、〇〇〇トンである。

ロシアには亞麻、棉花及びエチプト棉花(タチキスタン地方)の栽培に好適な、廣大な面積を占める黒土地帯がある。同國は北部地方から亞熱帶地方に至るまでの地域に、茶、葡萄、米、柑橘類及びマンダリンの産出多く、更に多種類の

果實及び野菜類の産額に富み、毛皮獸及び漁類も豊富である。かくて、この國の資源の數々を知るならば、その經濟的飛躍の偉力は決して奇蹟ではなく、寧ろ單純に現存資源から生じた當然の現象であつて、彼等は只これらの資源を開發しさへすればよかつたのであつたといふことを理解するだらう。

スターリンの「一國社會主義建設」の決意は、確かにロシアにおける無限の資源にその論據を置くものに違ひなかつた。彼の考へたソヴェート聯邦の經濟的「アウタルキー」の思想は、その豊富な資源に根據を置くものである。ソヴェート政府はこの國の資源を完全に踏査するために、必ずしも常に成功しなかつたが、異常な努力を拂つた。ソヴェート政府は地質探險のためだけにさへ一萬二千人の學者と十萬人の勞働者を従事せしめたのであつた。これらの探險は如何なる場合においても、只「一國社會主義建設」のために必要な、而も必要な限りの全てのものを、國內に發見し得るといふ確信ある豫想の下に行はれたのであつた。その結果多くの失敗を繰り返したはしたが、それにも拘らずソヴェートの技術家達が未開發の多數の資源を發見したことは否定し得ざる事實である。

ソヴェートの實績と舊ロシアの經濟的達成

しかし、舊帝政時代のロシアは常に經濟的停滯状態にあつたに反して、ソヴェート政權が初めてこの昏睡状態を打破したものであると、考へることは大きな誤りを犯すものである。勿論、ソヴェート新聞は「我々は飛行機、自動車、トラクターを製造する、しかるに舊ロシアはこれらを製造しなかつた」と絶えず書き立てゝゐる。一九〇七年には、二〇〇キロワットのタービンを建造した。而もやがて五〇、〇〇〇キロワットのタービンを建造するだらう。帝政時代のロシアには、機械の建造は殆んど無きに等しかつた。しかるに我々は複雑な飛行機用發動機から巨大な分塊爐(註一)に至るまで、多くの種類の機械を製造し得る。」

(註一) 鋼鐵を壓延するに用ふる機械。

ソヴェートの指導者達が自己の達成した成果を誇大視する助けとなつたものは、殊に大戰前の状態との比較であつた。かかる比較が、極めて粗俣なものであることは全く明らかである。我々が現在の紀元一九三八年から過去の歴史に溯ることが遠ければ遠い程、益々現代の技術は奇蹟と感ぜられるであらうことは論を俟たない。三十七年前のロシア人は、大空を征服することも出来なかつたし、完成された自動車も知らなかつたし、更に五〇、〇〇〇キロワットのタービンを建造するなどと云ふことは夢にも考へなかつた。現在においては、かかることは既定の事實であり、日常の出来事に過ぎない。しかるに、ソヴェート政権はかかる既定の事實の中に何を求めんとするのであるか。タービンも、飛行機も、自動車も決してソヴェート政権が発見したのではない。若し何等かの手段を用ひて、この國に戦争も革命も起らず、更に或は革命が單に資本主義的共和國の建設に歸着したものととして、ロシアの工業を假定し得るとするならば、ソヴェート聯邦の達成と舊ロシアのそれとを比較することも、或は意義を持つかも知れない。かく假定した場合に、資本主義的共和國たるロシアの一九三八年の工業状態が、ソヴェート體制下の現状態よりも強大なものではないだらうと、果して誰が保證し得るだらうか。

レーニンはその著「ロシアにおける資本主義の發展」において、十九世紀末の十年間におけるロシアの工業發展のテンポは他の何れのヨーロッパ諸國におけるよりも急速であつたと指摘した。レーニンがこの著を書いた、一八八九年より一九一七年の革命までの間に、ロシアの經濟的發展は更に著しいものがあつた。日露戦争より世界大戰勃發までの僅か九年間に、ロシアの工業生産は二倍に増大した。その發展は一般的に遅れてゐたに拘らず、大戰前においてロシアの工業生産總額を凌駕するものは、ヨーロッパにおいてはイギリス、ドイツ及びフランスのみであつたといふことが忘れられてはならない。

かくの如く、大戰勃發當時のロシアは疑もなく輝ひかしい經濟的躍進の途上にあつた。勿論、ロシアにも他の諸國におけると同様恐慌と不況の時期があつた。しかし、これらの一時的な弛緩を除けば、ロシアの經濟的發展は益々急速なテンポで絶えず上昇を續けてゐた。而もこの上昇運動は、ソヴェート政権がその經濟的活動において絶えず採つたやうな極度の暴力手段を用ふることなく、正常な方法と手段によつて達成されたのであつた。

ソヴェート聯邦における經濟的發展の諸特性

同様に他の角度からも、ソヴェートの工業的建設は極めて明白に大戰前のロシアに既に形成されてゐた一要素を利用することが出来た。

ソヴェート聯邦における労働の集中、即ち少數の工業企業への巨大な労働者群の集中の程度は、アメリカ合衆國及びドイツを遙かに凌いで世界第一である。大工業に使役される總労働者数は次の如き割合に分たれる。

	ド	イ	ツ	アメリカ合衆國	ソヴェート聯邦
労働者二〇〇人以下の企業			五九%	一一二%	四・七%
労働者一〇一—五〇〇人の企業			一三	四一	一七・二
労働者五〇〇—一、〇〇〇人の企業			二八	一七	一四・一
労働者一、〇〇〇人以上の企業				三〇	六四・〇

一九三〇年から一九三二年までの間に、ソヴェート聯邦における五、〇〇〇人以上の労働者を使役する企業数は二倍に増加した、即ち一〇二から二〇一に増加した。一企業の平均労働者及び勤務員数は九、六〇〇人に達した。他の諸國において、労働者の集中の程度が低いのは輕工業及び食料品工業である。しかるに、ソヴェート聯邦においては輕工業及び食料品工業における労働者の集中の程度が極めて高い。これらの部門に使用される労働者總数の内、一、〇〇〇人以上の労働者及び

勤務員を有する企業数は次の如き割合を占めてゐる。

業種	ソヴェート聯邦(一九三三年)	アメリカ合衆國(一九二九年)
綿布工業	九三%	三一%
被服工業	七八%	一六%
靴工業	七一%	一六%
莫菓工業	七〇%	二一%
製菓工業	六六%	二一%
羊毛工業	六五%	二七%
製糖工業	三八%	二九%
製パン工業	二二%	七%

かかる現象はロシアに特有なものであらうか。決してさうではない。ソヴェート工業における労働の集中といふ現象は、古い國民的足跡、即ち既に確立された足跡の延長である。ソヴェート工業は舊ロシアの工業から受け継いだ方法を強化したに過ぎない。昔、奴隸を使役した、屢々重要な工場は論外に置くとしても、既に四十年前ロシアは大企業が優位を占めてゐることはヨーロッパ第一であつた。一八九五年に總數五〇〇人以上の労働者を使役する企業数は、ドイツにおいては總労働人口の一五%を占め、ロシアにおいては四五%を占めてゐた。諸工業における労働者数は次の如く分割される。即ち、食料品工業においてはドイツの六%、ロシアの二四%、金屬工業においてはドイツの二四%、ロシアの三五%(一九〇〇年には五二%)、亞麻、大麻及び黃麻工業においてはドイツの二四%、ロシアの七五%、綿布工業においてはドイツの二七%、ロシアの八五%。工業が早期に發達したヨーロッパにおいては、工業發展は除々に一形態から他の形態に移行した。即ち、手工業から初期的な

工場手工業へ、工場手工業から初歩的な工場工業へ、最後に機械化された大工業へ移行した。しかるに、ロシアにおける工業は仲介的な諸段階を飛び越えて、一躍最も發達した工業形態に飛躍した。即ち、一九二八年より一九三三年までの間に、ロシアの工業は新しい機械類、新しい思想、新しい人間の輸入を強行して、巨大工場を確立した。しかし、ロシアにおけるこの過程は第十九世紀末或はそれ以前に行はれつゝあつたことは、ソヴェート時代に特有な誇張を用ひずとも明白なことである。

舊ロシアから、集中化された工業、機械化された設備、技術家、知識と經驗の蓄積を繼承することが無かつたならば、スターリンの五箇年計畫は殆んど實現することは出来なかつたであらう。「ロシア資本主義はステップ地帯にアメリカ式の大工場を建設し得た」といふ事實は、ソヴェート政權は資本主義と同様なことを爲し得たに過ぎない、といふトロツキーの主張の論據であつた。

歐米の工業とソヴェート聯邦の工業との比較

ソヴェートの出版物が絶えず書き立て、ロシア及び諸外國の共產黨の首領達が執拗に繰りかへす如く、ソヴェート聯邦はアメリカを追ひ越さんとしてゐるといふ主張は全然根據を持たない。

事實ソヴェート聯邦の生産額からソヴェート統計自身に基いて、人口一七〇百萬人の一人當りの生産額を算出するならば、ソヴェート聯邦は現在においても資本主義諸國の最下位にあることを容易に理解することが出来る。石炭の貧弱なフランスは恐慌期においてさへ人口一人當りの石炭産出額は一トン強であつたに對して、ソヴェート聯邦はそれより半分以下であつた。フランスは恐慌期においてさへ人口一人當りの電力生産額は三七〇キロワット時であつたに對して、ソヴェート聯邦はその三分の一であつた。恐慌前における諸國の人口一人當りの生産高を示せば次の如くであつた。

石炭……	
イギリス	五、三二四キログラム
アメリカ合衆國	四、四七〇 同
ドイツ	二、三一一 同
ソヴェート聯邦(一九三四年)	五五〇 同
ベルギー	八三七 同
アメリカ合衆國	三二一 同
フランス	二四四 同
ドイツ	一八四 同
イギリス	一四〇 同
ソヴェート聯邦(一九三四年)	六二 同
ベルギー	八二二 同
アメリカ合衆國	四二二 同
フランス	一三〇 同
ドイツ	一二六 同
イギリス	一八一 同
ソヴェート聯邦(一九三四年)	五七 同
鉄……	
イギリス	一四〇 同
ソヴェート聯邦(一九三四年)	六二 同
ベルギー	八二二 同
アメリカ合衆國	四二二 同
フランス	一三〇 同
ドイツ	一二六 同
イギリス	一八一 同
ソヴェート聯邦(一九三四年)	五七 同
銅……	
イギリス	一八一 同
ソヴェート聯邦(一九三四年)	五七 同

人口一人當りの生産額のうちに明白に表はれてゐる如く、ソヴェート聯邦が資本主義的列強と同様な經濟的高水準に達するために更に多くの年月を要するであらう。しかし、只ソヴェート聯邦の總生産額を考慮する限り、同國が偉大な躍進を

とげたことは否定し得ざる事實である。かくて、假令舊ロシアの經濟的發展はソヴェート聯邦が凡ゆる資本主義國を追ひ越した程の急速な前進をなし得なかつと云ふが如き不益な確言に耽ることは不必要であるが、「一國における社會主義の建設」と云ふスローガンの下に實現されたこの事實はそれ自體確かにより詳細な検討に値ひする。

第一次五箇計畫時代における政府の壓制

經濟學者、歴史家、政治家、心理學者、社會學者は第一次五箇年計畫時代は驚異的な一時代であると考へてゐる。全く世界歴史に前例なき一時代であつた。

ソヴェート政權の極度な壓迫の下に、この廣大な國の全國民がその衣食住を全然無視して、その全生活を擧げて鐵、銅、石炭、タービン、分塊爐、工作機械、巨大工場の建設に没入した。この時代における國民の筋力と神經は、頭の方から足の裏に至るまで緊張に包まれてゐた。「我々は只建設のためにのみ生活した。我々は只建設に關する數字のみを考へ、建設のことのみを語つた。我々は會議において、建設のことのみを論議し、建設に關する希望のみを夢見てゐた。」人間としての存在を考へたり、考慮を拂つたりすることは最早や許されざることであつた。(註一)人間としての存在は石炭、鐵、銅、大機關車、硫酸アンモニアの生産、亞鉛の電化分解等の建設事業の背後に押しやられてしまつた。絶えず到る處で、「資本主義國の工業に追ひ付き、追ひ越せ！アメリカを追ひ越せ！テンボを高めよ！」といふスローガンが叫ばれ續けた。

(註一) その頃、人民委員會議長モロトフは次の如き大膽な聲明をなした。「社會主義とは、即ち消費者の需要を充たすための生産であるといふ命題は否定されねばならない。」

歐米の技術的援助

しかし、全ての新しいタービン、分塊爐、工作機械、巨大工場、發動機、トラクター、発電所は如何にして生産されたのであつたか。この問題に對する極めて明瞭な、極めて適切な一つの解答を與へたものは、重工業人民委員オルジョニキーゼが第七回ソヴェート大會においてなした次の如き演説であつた。「今や我々の工場、鑛山、製作所は他の如何なる國よりも卓越した裝備を有する。(拍手喝采、報告書参照)そこで諸君は私に問ふだらう、何故他の諸國は我々のやうな完全な技術を持たないのかと、我々は如何にしてかゝる技術を獲得したのであるかと。我々は最も完全な機械、世界的技術の最近の成果を、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの諸國から購入し、それを以つて我々の企業を裝備した。しかるにこれらの諸外國の多くの工場、鑛山は未だに十九世紀乃至二十世紀初頭に製造された機械を以つて裝備されてゐる。」

他の「如何なる」國もソヴェート聯邦のやうな完全な技術を持たないと、單純に斷定することは出来ない。かゝる斷定は明らかに誇張である。しかし、オルジョニキーゼの説明は概して正鵠を得てゐる。彼の説明は「東洋における奇蹟」に關して故意に創造された神祕論の實體を暴露する有力な根據となる。即ち、東部ヨーロッパ及びアメリカからドイツ、イギリス、イタリアフランス、アメリカ等々の技師、労働者、工業組織者の精神的及び肉體的労働がシベリヤ、ウラル、ウクライナのステップ地帯に送られたといふことが斯ゝる神祕論の實體なのである。

かゝる客觀的推論に基いて、ヨーロッパ及びアメリカ合衆國が「東洋における奇蹟」の眞の創造者であることが認められる。歐米諸國はその技術的才能の驚異すべき成果をソヴェート・ロシアに移植した。かくして、ソヴェート政權がかくも自負する巨大工場が建設されたのであつた。

工業化費

必要な財源があるならば、勿論ソヴェート聯邦に全ての近代的技术を輸入することは決して困難ではなかつた。従つて、

問題は國の工業化のために必要な財源を如何にして急速に調達するかといふことに限定された。新らしい工場の建設のためには巨額の費用を要し、更に諸外國の労働者、技師、資本家に支拂はねばならなかつた。

例へば、ヴォルガ河畔のスターリングラードに大トラクター工場を建設するために必要な種々な工作機械を輸入するに要した費用は三、五〇〇萬ルーブルであつた。而もソヴェートの紙幣ルーブルではなく、金ルーブルであつた。更に、ハリコフ・トラクター工場の建設に一五〇〇萬金ルーブルを、ニジニノヴゴロドのモロトフ自動車工場の建設には四、〇〇〇金ルーブル強を、モスクワのスターリン自動車工場の建設には一、五〇〇萬金ルーブル強を、チェリヤピンスタの無限軌道トラクター工場の建設には三、二〇〇萬金ルーブルを、ドネツブルスク発電所の建設には三、一〇〇萬金ルーブルを、カガノヴィツチ・ボールベアリング工場の建設には二、〇〇〇萬金ルーブル強を費した。諸発電所の機械器具を購入するためには八、三〇〇萬金ルーブルを、マグニットゴルスク及びクツネツク等の十六個の冶金工場の機械器具を購入するためには一億五、四〇〇萬金ルーブルを外國に支拂つた。一九三五年モスクワを訪問したフランスの大臣達が激賞した「ブラヴダ」紙の印刷所もまた外國製のものであつた。外國貿易人民委員の報告から推定すれば、ソヴェート聯邦が一九二九年から一九三二年間だけに、新工場の建設、即ち工業化のために諸外國に支拂つた金額は四〇億金ルーブルに達した。若しこの金額をソヴェート聯邦に流通してゐる紙幣ルーブルで表はせば、恐らく天文學的數字となるだらう。以上の外國から輸入された「物質」の他に、ソヴェート聯邦が技術問題に關する「知識」及び技術家を輸入するために支拂つた金額も膨大なものであつた。殊にアメリカ及びドイツ等の諸外國は、工場の建設案を作成するために積極的援助を與へた。諸外國は更に、ソヴェート聯邦に數萬人の技術家専門家、工場長等を提供した。第一次五箇年計畫の全期間を通じて、ソヴェート聯邦の全ての工場、全ての工業は外國人の直接の援助の下に建設された。東部ヨーロッパ諸國及びアメリカ合衆國からの物、知識及び人間の輸入がなされなかつたならば、「東洋における奇蹟」は實現されなかつたであらう、或は少くともかくも短期間には實現されなかつたであらう。

工業化の財源

しからば、既に述べた如く、ソヴェート聯邦が工業化のために行つた輸入の代償たる四〇億金ルーブルの金額は如何にして調達されたか、シベリヤにおける金の採掘(註一)、外債及びクレジット、レーニンの提案による利権の譲渡、及び最後に輸出によつて調達された。(註二)殊に最も重要な調達手段は、レーニンが嫌悪したにも拘らず、食料品の激しい輸出であつた。レーニンは「全國民が未だ充分な食料を得てゐないのに、而も食料品を國外に輸出するといふことは最も忌むべきことであり、最も危険なことであり」、許さるべからざることであると云つた。(註三)

(註一) ソヴェート・ロシアは一九三四年には世界第二の金産國となつた。

(註二) ボリシェヴィキ達は帝政時代の外債の返還を拒否したといふことも、同様に忘れられてはならない。

(註三) レーニン「全集」、第二十五及び二十六巻。

原料及び消費財の輸出強化

工場の建設及び裝備を出來得る限り急速に實現するためには、輸出すべからざる國民の必需品までが國外に輸出され出した。例へば牛酪は國內で缺乏してゐるに拘らず輸出された。砂糖が輸出される一方、ソヴェートの國民は砂糖の缺乏に悩んでゐた。一九三一年には激しい飢饉が襲ひ、數百萬の國民は一片のパンを得るために長い行列を作つた。小麦を外國へ輸出するなどと云ふことは、全く許さるべからざることであつた。而も、それにも拘らず、タービン、工作機械、近代的な機械設備を購入する代償として、三億ブード(註一)以上もの小麦が國外へ輸出された。

(註一) ブードは一五・三八キログラムに相當する。

消費財の輸入禁止

他方において、ソヴェート國家は國民にとつて、缺くべからざる正常な消費財の輸入を減少し、更に禁止し始めた。(註一) 茶は何時の時代にもロシア人の國民的飲料であつた。一九一三年の茶の輸入額は七五、〇〇〇トンであつたが、一九三〇年には、二、四〇〇〇トンに減少した。國民對して、ソヴェート國家は近い將來にはカウカサスのパツーム附近で栽培された茶が出来るやうになるだらう、それまでの間、國民は人參の煎じ薬を茶に代用して、不自由を忍んで、その費用を工場の建設に充てねばならないと辯解した。一九一三年には石鹼の原料として一一萬トンの種々な動物性及び植物性脂肪を輸入した。しかるに、第一次五箇年計畫時代には脂肪の輸入が禁止されたので、その代りに粘土を原料として石鹼を製造した。一九三二年のソヴェート製石鹼の目方の四〇％は粘土であつた。ゴスプランの機關紙たる「エコノミーチエスカヤ・ジーズニ紙」の一九三二年六月十八日號は、「モスクワの石鹼工業はゲリヤ粘土を原料とし、レニングラード、カザン、ニージニ・ノウゴードの石鹼工業はそれぞれの地方の粘土を原料とすべきである」と、恥ぢらひもせず書いた。製紙用の皮革、米、紙、コーヒー等の輸入も同様に禁止された。

(註一) ソヴェート聯邦の輸入額のうち工業に向けられる生産財の割合が明かに大となればなる程、消費財の割合の減少は益々大きな影響を國民に及ぼした。一九二三年におけるロシアの輸入額のうち、生産財は六四・九％、消費財は二八・七％、其他の商品が六・四％を占めてゐた。しかるに、一九二八―二九年度におけるソヴェート聯邦の輸入のうち生産財は八六・八％を占め、その他の商品の〇・二を除外すれば、消費財は僅かに一三％を占めるに過ぎなかつた。絕對數で示せば一層このことは明瞭となる。即ち、一九二三年における消費財の輸入額は三億九、五〇〇萬金ルーブルであつたに對して、一九二八―二九年度における消費財の輸入額は僅かに五、五〇〇萬金ルーブルに過ぎなかつた。

ロシアには高級な羊毛が産出されなかつたので、外國から輸入されるのが通例であつた。しかるに一九三二年には、ソヴェートの機關紙「リョーフスカヤ・インドウストリヤ」紙が同年五月十五日號に誇らかに書いてゐた如く、羊毛は「一グラム」

と雖も輸入されなくなつた。靴の製造に代用品を用ひると同様に、毛織物は棉花及び襪襦肩から製造され、羊毛は羊毛物としての體裁を止めるためにほんの僅かに用ひられた。棉花は、中央アジア、タリミヤ、北カウカサス地方に「將來」多量に生産されるといふ口實の下に、その輸入は無禁にも禁止されてしまつた。しかるに、良質の産額の多い棉花の栽培は灌漑網の設備を必要とし、而もこの設備は短期間に行ふことが出来ないもので、國民はシーツ、ズロース、シミーズ、ナプキン等の缺乏に悩んでゐる。「奇妙な事態になつたものだ。手拭もなければ、ハンカチーフもない」と、或る時輕工業次官エレミンが云つた。政府は羊毛及び棉花の輸入を禁止することによつて、二億五四〇萬金ルーブルに上る莫大な金額を「節約」した。この金額は國民の消費需要には向けられず、新しい偶像の祭禮に供へられた。即ち國民の生活を犠牲にして巨大工場の建設に費されたのであつた。

外國爲替の追求

食料品の輸出と消費財の輸入禁止とは、確かに第一次五箇年計畫の財源を調達するための主要な手段であつた。しかし、それのみに止まらなかつた。これと平行して、政府は石油と木材の輸出を強化し、金の産出を増大した。他方また、アメリカとの貿易上の支拂勘定を、イギリス、フランス、ベルギーとの受取勘定を以つて償ひ、更に（ドイツ、イタリアにおいては）外國國家の保證付のクレジットを獲得する等の極めて巧妙な操作を行つた。ソヴェート聯邦は國立博物館の繪畫の賣却に至るまでの、これらの凡ゆる手段によつて、世界恐慌の眞只中にあつた諸外國に對する借款を完済し得たのであると、正當に斷定し得る。政府は「外國爲替」を得るためには如何なる犠牲をも厭はなかつた。かくて、木材の輸出を強化するために、政治犯人及び刑事犯罪人は眞の強制労働に服せめられた。更に多數の一般労働者及び農民が強制労働を課せられ、これを拒む時は配給切符を沒收され且つ「労働忌避者」と看做された。外國への木材の大量賣却は、同様にまた濫伐の原因であつた。ゴスプランの

欠

欠

人であつた。一九二三—一九二四年には七一四萬人であつたが、第一次五箇年計畫開始直前の一九二八年には一、一四二萬人に達した。第一次五箇年計畫の立案者達は、同計畫の完成される一九三二年までには、大工業は更に四三〇萬の労働者を要するであらうと評價した。事實、六七〇萬の労働者を要した。全國民經濟において一、四七〇萬の労働者を要するであらうと豫想された。しかるに、一九三二年には賃銀労働者總数は二、二九〇萬人に達した。政府は未熟練労働者の質的缺陷及び低い生産能率(註一)を、量を以つて補つた。即ち政府は恰も戦時におけるが如く、到す處に生ずる「穴」を填めるために、巨大な人間群を労働「戦線」へ送り出した。現在のソヴェート聯邦の領域には、一九一三年には一億三、九〇〇萬の人口があり、一九二八年には一億五〇〇〇萬となり、一九三二年には一億六三〇〇萬に達したのであつたから、労働力の不足は生じなかつた。(註一) ソヴェートの「プラン」誌一九三六年第十六號に、ロシア労働者と北米合衆國の労働者との生産能率に関する次の如き比較數字が發表された。

	鐵 (トン)	石炭 (トン)	セメント(トン)	紙 (トン)	靴 (足)
ソヴェート聯邦	四二〇	二四〇	一四〇	一三〇	四二〇
アメリカ合衆國	一、七三四	九二九	八三四	八五・七	一、七三七

鐵に関するものを除いて、この數は一九二九年の生産高である。鐵は一九三五年の數字である。

種々の労働部門における賃銀労働者數は次の如く變化した。(但し農業に関する數字はソフホーズの賃銀労働者を含むが、ソルホーズのそれは勿論含んでゐない。)

一、工業、運輸、商業、建設、公共企業	一九二七—二八年	一九三二年	一九三五年(註一)
	六、二八八、〇〇〇	一四、五九一、八〇〇	一五、七二一、七〇〇

二、農業及び木材工業	二一、〇五〇、〇〇〇	四、〇九七、一〇〇	四、四〇一、九〇〇
三、官廳(行政、司法、教育)	二二、二九四、〇〇〇	三、九一二、四〇〇	四、二七九、二〇〇
四、其他の諸部門	九〇四、〇〇〇	五七八、一〇〇	八〇八、七〇〇
合 計	一一、五三六、〇〇〇	一三、一七九、四〇〇	二五、二一一、五〇〇

(註一)「ソヴェート聯邦における労働」。統計集。モスクワ、一九三六年、一〇及び一一頁。

ソヴェート聯邦の官廳には、國家機關の賃銀労働者だけが含まれてゐるのではない。更に、例へば前掲表には含まれてゐず、また後で問題となるであらうコルホーズにおける極めて多數の基幹分子のやうな、本表において「工業其他」の項目に含まるべき多數の勤務員までも含まれてゐる。本表の第一項目(「工業其他」)を詳細に検討するために、賃銀労働者を次の如き諸範疇に分類しよう。

一、工業	一九二七—二八年	一九三二—二年	一九三五—五年
二、運輸	三、四四二、〇〇〇	六、七二八、〇〇〇	七、四六六、二〇〇
三、通信(電信、電話、ラヂオ)	一、二九二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、九二一、八〇〇
四、商業	九五、〇〇〇	二二四、三〇〇	三三四、四〇〇
五、社會的食料配給(工場食堂、等々)	五一五、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇
六、信用	五三、〇〇〇	五一五、一〇〇	四八四、八〇〇
七、建築	九一、〇〇〇	一一八、四〇〇	一五一、九〇〇
八、公共企業	六八四、〇〇〇	三、二二五、八〇〇	二、二〇三、九〇〇
合 計	一一七、〇〇〇	二二六、六〇〇	五〇八、七〇〇
	六、二八八、〇〇〇	一四、五九一、八〇〇	一五、七二一、七〇〇

工業に関する数字はまた次の如く分類される。

大 工 業	一九二七—二八年	一九三二—二年	一九三五—五年
小 工 業	三、〇三三、〇〇〇	六、四八一、三〇〇	七、〇六五、五〇〇
合 計	四〇八、〇〇〇	二四七、五〇〇	四〇〇、七〇〇

信用の項目における賃銀労働者は殆んど増加しなかつた。小工業における労働者数は、巨大工場に壓倒されて全くの停滞状態にあつたことは云ふまでもない。

上掲数字によれば、一九三二年より一九三五年間における労働者及び勤務員数の増加率は、第一次五箇年計画期間に比して低いことを示してゐる。第二次五箇年計画における生産額の増加は労働力の増加に比して極めて大きい。この事實から生産技術及び生産能率は第一次五箇年計画時代に比して、第二次五箇年計画期間に向上したことが推論される。更に、上掲数字は第二次五箇年計画における大工業の労働力の増加率は低下したことを示してゐる。かくて、第一次五箇年計画は特有な——而もその結果は必ずしも經濟的證明をもたなかつた——大企業熱、巨大狂は消え去つた。最後に、建築業における労働力の著しい減少は、一九三〇年にその最頂點に達した建設熱の減退を示してゐる。

大工業及び建築業における賃銀労働者の増加は最も顯著であつた。一九二七—二八年より一九三二年間に大工業において三、四四八、三〇〇人の労働者が増加し、建築業においては二、四四二、〇〇〇人の労働者が増加した。かくも増大せる労働者群に對して、食料が與へられ、賃銀が支拂はれ、假令最低度においてであれ、住居が保證されねばならなかつた。

インフレーション

ソヴェート政權は必要な財源の不足を補ふために、其の他の諸手段と共に、一九三三年まで印刷機といふ周知の手段、即ちインフレーションに頼つた。

インフレーションは世界大戦と共に起つた。一九一四年七月二十七日以降ロシア政府は他の交戦諸國と同様、銀行券の兌換を停止し、その戦費を賄ふために不換紙幣の發行を行つた。(註一)一九一七年の三月革命以後、臨時政府もまた同様なイン

フレクション政策をとつた。増大せるインフレーションの結果、一九一四—一七年間における紙幣ルーブルの購買力の低落は止まるところを知らなかつた。一九一四年一月一日の労働者生計費指数(註二)を單位として計算すれば、三月革命の直前である一九一七年一月一日の指数は既に二・九四であり、ポリシエヴィキ・クーデターの前夜である一九一七年十月末には九乃至一〇に達してゐた。

(註一) 帝政府は不換紙幣の増發によつて七〇億金ルーブルの収入を得、それによつて職費の四〇%を賄つた。

(註二) 生計費指数とは各國における平均労働者の主要な月々の支出項目の總體を意味する。即ち、それは食料費、衣服費、娯楽費及び照明費を含めた住宅費、交通費等を含むものである。

しかし、十一月革命以前の購買力の下落は、ソヴェート政權の初期に生じたルーブルの激落に比較すれば、全くとるに足らぬものであつた。ソヴェート政權が十一月クーデター以後採つた唯一の財源拮据策は、不換紙幣の發行であつた。ソヴェート紙幣の發行總額は一九二三年一月一日には既に一、〇〇〇兆ルーブルを突破し、一、九九四兆ルーブルに達した。一九二四年三月一日には八〇九、六〇〇兆ルーブルに達した。この時期におけるソヴェート紙幣一〇〇萬ルーブルの購買力は戦前の〇・〇〇二金カペークの購買力に等しかつた。これは實際上、ソヴェート・ルーブルの終滅を意味した。かくて政府は、當時の國民經濟が經驗しつゝあつた事態の回復に幾分でも役立つやうな、新しい安定せる通貨を創造する必要に迫られてゐた。

一九二四年にソヴェート政權は當時流通してゐたルーブルを廢棄して、新しい「安定せる通貨」、即ち比較的低い金準備と外國通貨を保證とする紙幣、「チエルヴオネツ・ルーブル」を發行した。新貨幣の價值は、戦前ルーブルに等しい金價值を有するものとされ、従つて平價切下げ以前のアメリカ金貨で五・四六セントに相當するものとされた。(註一)しかし數年後には、チエルヴオネツ・ルーブルの増發の結果、國立銀行の保持する僅かな金準備と外國通貨とは枯渴し始めた。この新紙幣の流通額は一九二五年一月一日の六億四、〇〇〇萬ルーブルから一九二八年一月一日には一四億八、二七〇萬ルーブルに増

大した。一九二六年初頭にはこのルーブルと外國通貨との兌換が停止され、新ソヴェート貨幣の購買力は直ちに低落し始めた。

(註一) チエルヴオネツ・ルーブルは銀行券及び國庫證券の二形態を有する。一九二二年十月十一日のソヴェート法令によつて、國立銀行の發行した銀行券の内二六%は貴金屬及び外國通貨によつて、他の七五%は容易に賣却し得る商品及び短期證券によつて保證せらるべきことが規定された。一九二四年二月五日の法令によつて、國庫證券の發行限度は銀行券流通額の五〇%と規定された。しかし、その後の一九二八年八月一日の法令は條件つきでこの限度を超えることを認めた。貨幣流通額は極めて不規則に公表される。一九三五年四月一日における通貨量は、補助貨の四億ルーブルの流通を除外して、銀行券は三九億七、八〇〇萬ルーブルに達し、國庫證券は三五億ルーブルに達してゐた。

第一次五箇年計畫の全期間を通じて、通貨は絶えず増大し続けた。一九二九年一月一日の發行紙幣量は一八億二、一〇〇萬チエルヴオネツ・ルーブルであり、一九三三年七月一日には既に六五億三、三〇〇萬チエルヴオネツ・ルーブルに達した。

しかし、労働者の大群を維持するためには、インフレーション政策のみに頼つてゐることは出来なかつた。労働者及び勤務員が次ぎ次ぎに低下して行くルーブル購買力の減價に比例してのみ食料を得てゐるとしたら、彼等の大部分が餓死してしまふであらうことは全く明かである。しかし、自分自身で食料を生産しない彼等は如何なる手段によつてその食料を得るか。勿論、假令それが如何に高價であらうとも、生産者から購買すること以外の手段によつて得ることは出来ない。

工業と農村

この問題は自から他の一つの問題を提起する。周知の如く、第一次五箇年計畫時代の輕工業は破壊状態にあつた。當時、農産物と交換に提供さるべき如何なる工業生産物があつたか。農産物と交換に提供すべき殆んど何物をも持たなかつた政府は、都市人口、工業人口、赤軍兵士等の維持に必要な、更に工業化のための輸入品の代償となるべき大量の輸出に必要な、原料及び小麦を如何なる手段によつて農村から調達し得たか。

かゝる問題を提起することによつて、ソヴェートの達成した成功の根本原因に觸れることが出来る。要するに、スターリンの工業化政策の犠牲となつたものはロシア農民である。政府はかゝる犠牲を農民に強制し、また農民にとつてはこれに餘りに高價な犠牲であつた。

集團化以前の農村

一九一七年の革命以前の農民の所有権は、その共有形態から徐々に私有形態に轉化する過渡期にあつた。或る地方(西北部地方及び南部地方)においては大部分の農民がその土地の所有者であり、他の地方(中央ロシア)においては農村の土地は未だ大部分共有されてゐた。しかし、土地の共有形態の下においてさへ、既に農業の集團的形態は存在しなかつた。土地は各家族に、換言すれば各農家に分配され、各農家は個々にその分有地を耕作した。農民は個人的經營形態を全然知らず、而もこれを固守してゐた。革命の結果、農民達は地主の土地を占有するに至るや否や、直ちに各農家に分配して、その分有地を擴大した。土地の私的所有形態は一九二九年まで存続した。

農村の集團化。「コルホーズ」

一九二九年以來ソヴェートの諸新聞は次の如き報導を屢々掲載した。自作農民はその小ブルジョア的本能を棄てて、社會主義の旗の下に参加しつゝある。一九三〇年以後、この社會主義への轉換は益々増加して、全國に波及した。農民は自己の所有する土地を擴げ、それを自分のものとして固守せんとする根強い慾望——しかも、このためにこそ農民は革命に参加したのであつた——を棄てた。農民は個人的耕作を棄てて集團的耕作に移らんと即座に決意し、彼等はコルホーズを組織し、政府の與へるトラクターを用ひて共同耕作を行ふために、土地の境界を除き、各自の土地を併合して、一つの大規模な農場を作り出した。

農民達は歴史にその例を見ざる程の熱狂的な犠牲的精神を以つて、彼等の馬、牛、羊、小豚、鶏、農具、車等を集團財産として提供した。彼等の庭前には何も残つてゐなかつた。優れたソヴェート作家シヨロホフは「拓かれた處女地」と題する彼の小説の中で、ロシア農村の衰頹を次の如く描いた。「秣槽は空になり、門口は開き放なしになつてをり、夜中には一匹の雄鶏の鳴聲すら聞えない。夜が開けるまではさつぱり時刻がわからない。」

非集團的な農家經營數と集團化された農家經營數とを比較することによつて、集團化の進歩を知ることが出来る。これら二つのグループの各々に屬する農家數は次の如く變化した。(註一)

年	度	コルホーズ農家數	非集團的農家數	集團化の百分率
一九二八年六月一日		四一六、七〇〇	二四、〇九五、三〇〇	一・七
一九二九年 同		一、〇〇七、七〇〇	二四、八三〇、八三〇	三・九
一九三〇年 同		五、九九八、一〇〇	一九、四一七、六〇〇	二二・六
一九三一年 同		一三、〇三三、二〇〇	一一、六九七、八〇〇	五二・七
一九三二年 同		一五、〇五五、一〇〇	九、四二八、〇〇〇	六一・五
一九三三年 同		一五、二一一、八〇〇	八、四〇九、〇〇〇	六四・四
一九三四年十月一日		一五、八六七、〇〇〇	五、八六八、九〇〇	七三・〇

(註一)「ソチアリスチチエスコエ・ゼムレヂェリエ」紙、一九二六年六月一日。

「播種面積に關しては、集團化はこの年間に次の如く進歩した。(註二)(單位一、〇〇〇(ヘクタール))

年	度	個	人	農	コル	ホ	ー	ズ	ソ	フ	ホ	ー	ズ
一九二八年	六月一日		三三、二五八	一九三二年	六月一日		二二一、〇五〇						
一九二九年	同		五七、〇四五	一九三三年	同		二二四、五〇〇						
一九三〇年	同		八五、八六二	一九三四年	同		二三四、六六〇						
一九三一年	同		二二一、一〇〇										
一九二八年	六月一日		一〇九、八九〇・五	一九三二年	六月一日		一、三六六・九						
一九二九年	同		一一一、六二一・〇	一九三三年	同		四、一五二・九						
一九三〇年	同		八五、二一〇・七	一九三四年	同		三八、〇八〇・九						
一九三一年	同		四六、三五四・三				七八、九七二・二						
一九三二年	同		二九、四五三・九				九一、五三三・三						
一九三三年	同		二一、九〇九・九				九三、六四四・六						
一九三四年	同		一七、八〇七・一				九八、五五六・三						

（註一）「ソヴェート聯邦に於ける農業」一九三五年版、モスクワ、一九三六年、二〇三頁。一九二八—一九三四年間に、コルホーズ数は次の如く増加した。

年	度	個	人	農	コル	ホ	ー	ズ	ソ	フ	ホ	ー	ズ
一九二八年	六月一日		三三、二五八	一九三二年	六月一日		二二一、〇五〇						
一九二九年	同		五七、〇四五	一九三三年	同		二二四、五〇〇						
一九三〇年	同		八五、八六二	一九三四年	同		二三四、六六〇						
一九三一年	同		二二一、一〇〇										

（ソチアリスリーチエスコエ・ゼムレヂエリエ）紙、一九三六年六月一日。

集團化の進歩を、全播種面積に對するパーセンテージで示せば次の如くなる。

年	度	個	人	農	コル	ホ	ー	ズ	ソ	フ	ホ	ー	ズ
一九二八年	六月一日		三三、二五八	一九三二年	六月一日		二二一、〇五〇						
一九二九年	同		五七、〇四五	一九三三年	同		二二四、五〇〇						
一九三〇年	同		八五、八六二	一九三四年	同		二三四、六六〇						
一九三一年	同		二二一、一〇〇										
一九二八年	六月一日		一〇九、八九〇・五	一九三二年	六月一日		一、三六六・九						
一九二九年	同		一一一、六二一・〇	一九三三年	同		四、一五二・九						
一九三〇年	同		八五、二一〇・七	一九三四年	同		三八、〇八〇・九						
一九三一年	同		四六、三五四・三				七八、九七二・二						
一九三二年	同		二九、四五三・九				九一、五三三・三						
一九三三年	同		二一、九〇九・九				九三、六四四・六						
一九三四年	同		一七、八〇七・一				九八、五五六・三						

スターリンの最も親しい同僚及び支持者達は、非集團的な農家經營がかくも急速に崩壊するとは想像もしなかつた。ソヴェートの新聞紙はかかる集團化の前進を以つて、農民の社會主義に對する意識的接近と看做さんとした。事實は全く之に反して、農村の集團化は數千萬のロシア農民に對する恐るべき強制によつてのみ達成され得たことを明瞭に示してゐる。

集團化の犠牲

ソヴェートの集團化の歴史は未だ書かれてゐない。集團化に反抗して迫害を蒙つた農民の数は正確には知られてゐない。従つて、大體の數字で満足しなければならぬ。人民委員會議長モロトフが第七回ソヴェート大會で行つた演説によれば、一九二八年におけるクラーク及びそれに準ずる富裕な農民は五六一萬八、〇〇〇人であつた。一九三四年一月一日には彼等の數は一四萬九、〇〇〇人に減少し、而も彼等はその財産を全く奪はれてゐた。従つて、他の五四六萬九、〇〇〇人の曾つての富裕な農民は農村を離れることを餘儀なくされ、而もそのうちの「法律の保護外」におかれた多數の農民は撲滅され或は死刑に

慮しかれたことになる。

しかし、スターリンの集團化による犠牲者の眞實の数はモロトフの擧げた數字よりも遙かに多い。人命を奪はれた者は、「富農階級に屬するものとして」直接銃殺され或は撲滅された者だけには止まらない。更に、政府の極端な經濟政策によつて、餓死に追ひやられた農民の數を加へねばならない。何故なら、この時代における飢饉は自然條件によるものではなかつたのだから。

一九二二年に開催されたゼノアの國際會議において、ソヴェート代表は一九二一年に「アメリカ救濟委員の絶大な援助にも拘らず餓死者は三百萬人に上つた」と報告した。しかし、一九三一年及び一九三二年に何百萬人或は何千人が餓死しかた不明である。工業化時代におけるソヴェート聯邦では、石油、亞鉛、銅、鐵等の産額は計算されたが、人口數は計算されなかつた。最近における餓死者に關する公表數字は全然存在しない。當時ポリシエヴィキ達は餓死者があつたといふ事實をさへ極力否定してゐたが、その後一九三三年にクバン地方に餓死者があつたことを、殊に一九三五年十二月五日のブラウダ紙上で公然と承認してゐる。

ハーレイ・ラングはソヴェート聯邦で得た一資料に基いて、一九三二―三三年間におけるウクライナ及び白ロシアの或る地方における餓死者の數は同地方の人口の四〇%に達したと、ニューヨークのユダヤ系新聞「フォアワード」紙上に發表した。(註一) 他方また、ドイツにおけるソヴェート聯邦飢饉救濟團體は北カウカサス及びその他の地方におけるドイツ移民に關して、同様な情報を報導した。その評價によれば、一九三三年にソヴェート・ロシアで餓死したドイツ移民の數だけでも一四萬人に達してゐる。

(註一) ラング氏のソヴェート聯邦に關する一聯の旅行記は「フォアワード」紙の一九三六年二月十九日以後の紙上に發表された。極めて断片的な以上の情報は、一九二九地より一九三六年間に消滅した農家戸數或は農家經營數に關する公表數字によつ

て一層正確なものとなる。強制的集團化は舊農家經營のコルホーズへの併合を惹き起しただけでなく、更に農家總數の著しい減少を伴つた。ソヴェートの新聞紙はこの現象を全然無視してゐるが、これこそスターリン的集團化の眞實の價値を表はすものである。

年 度	農 家 總 數	年 度	農 家 總 數
一九二九年六月一日	二五、八三八、〇〇〇	一九三三年六月一日	二三、六二〇、八〇〇
一九三〇年 同	二五、四一五、七〇〇	一九三四年十月一日	二一、七三六、六〇〇
一九三一年 同	二四、七三一、〇〇〇	一九三五年七月一日	二〇、九〇三、一〇〇
一九三二年 同	二四、四八三、二〇〇	一九三六年四月一日	二〇、五八六、七四〇

しかし、強制的集團化の開始以前の一九二八年における農家總數は二、四五一萬二、〇〇〇戸であつたのだから、スターリンの農村集團化と並行して一九二九年末以來農家の累進的減少が生じたことは争ふべからざる事實である。一九三二年の中頃までに一三三萬五、〇〇〇戸の農家が減少した。従つて、年平均四五萬二、〇〇〇戸の減少が生じたことになる。一九三二―三三年間に八六萬二、〇〇〇戸が減少し、一九三三―三四年間に一八八萬四、〇〇〇戸、一九三四―三五年間に八三萬三、〇〇〇戸、更に一九三五年七月一日より一九三六年四月一日までの九箇月間に三二萬六、〇〇〇戸の減少が生じた。かくて、集團化が開始されて以來現在までに、農家の減少總數は二五二萬戸に達した。而も、農村が最大の困難に達したのは一九三三年及び一九三四年であつた。(註二)

(註二) ボリス・スヴァーリンはその著「スターリン」において、その住家を奪はれ、貧困に追ひやられ、更に餓死した、集團化に反對した農民及び富農と看做された農民の數は、一九三一年初頭までに少くとも五〇〇百萬に達したと評價した。スヴァーリンの掲げた數字は一九三一年まであるが、前掲の統計は殊にそれ以後に農村にとつての困難な時代が訪れたことを示してゐる。

現在における一農家當りの平均家族数は四・二人であると一般に評價されてゐる。この評價によれば、一國における社會主義の建設」が強行された期間に、農村から永久に消滅した人口数は二、二〇〇萬以上に達することになる。

勿論、都市における工業の發展の結果、農村を離れた農民の一部分はどうか職業を得ることが出来た。強制的集團化の行はれた初期に、スターリンの經濟政策の犠牲者たる農民大衆が押し寄せたところは、勿論都會であつたに相異なる。しかし一九三二年以後、農村人口の減少は都市人口の増加よりも遙かに大きかつた。一九三二年より一九三五年までの期間をとつてみても、農村人口の減少は一、五〇〇萬を突破した。

年	度	農村人口の減少數	年	度	農村人口の減少數
一九三二—一九三三年		三、六二〇、〇〇〇人	一九三四—一九三五年		三、五〇〇、〇〇〇人
一九三三—一九三四年		七、九一〇、〇〇〇	計		一五、〇三〇、〇〇〇
			合		

この時代こそ、ウクライナ及びカウカサスの農民が餓死し、數十萬に上る「クラーク」の家族達が北部ロシア及びシベリヤに流刑に處せられて、強制労働者收容所に入れられた恐るべき時代であつたのだ。(註一)

(註一) アメリカ新紙の通信員として長期間ソヴェト聯邦に駐在したチェンバレンは次の如く書いてゐる。確實な情報によれば、シベリヤの強制労働者收容所に收容されてゐる囚人の數だけでも殆んど三〇萬人に上る。第一次五箇年計畫の四箇年に裁判もなしに自由を奪はれた人民の數は二百萬を下ることはないだらう。(W.H. Chamberlain「ロシアの試練時代」ボストン、一九三四年、一五七頁)。

家畜の減少

假令集團化が多數の人命を犠牲としたとしても、それは更に多數の家畜を死滅せしめることによつて、それに劣らざる經

濟的價値の莫大な損失を惹き起した。畜産業は全く破局的状態にあつた。家畜は農民から沒收されて、コルホーズの家畜場に放置されたので、數百萬頭の家畜が死亡した。他方、肉類の國家への義務納入は若い家畜の屠殺を惹き起し、遂に畜産業の基礎自體を破壊してしまつた。

一九二九年に國家は農民から莫大な量の小麦を沒收した結果、農村には家畜の飼料の缺乏が生じたので、それ以後における家畜の死亡は更に著しいものがあつた。農民生活の基礎である農繁期に馬匹の飼料すらその缺乏を告げた。最後に、彼等の馬、牛、羊のコルホーズへの引き渡しを強要された農民がその家畜を撲殺したことも稀ではなかつた。

第十七回黨大會において、スターリンは家畜の減少數を報告した。その報告によればその減少數は恐るべき數に達した。

家畜頭數 (單位 一頭)

	一九二九年	一九三三年
馬	三四、〇〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇、〇〇〇
大 有 角 獸	六八、一〇〇、〇〇〇	三八、六〇〇、〇〇〇
豚	二〇、九〇〇、〇〇〇	一一、二〇〇、〇〇〇
羊 及 山 羊	一四七、二〇〇、〇〇〇	五〇、六〇〇、〇〇〇
合 計	二七〇、二〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇

更に一層詳細な數字が公表されてゐる。その統計も同様にロシアにおける畜産業の破壊状態を示してゐる。一九三四—三五年には家畜數の僅かな増加が生じたが、それとても強制的集團化制度の下におけるロシア畜産業全體の改善には何等役立たなかつた。(註一)(單位 一、〇〇〇頭)

	一九二八年	一九三二年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
馬	三三三・五	一九・六	一五・六	一五・九	一六・六
大有角獸	七〇・五	四〇・七	四二・四	四九・三	五六・五
豚	二六・〇	一一・六	一七・四	二二・六	三〇・四
羊及山羊	一四六・七	五二・一	五一・九	六一・一	七三・三
合計	二七六・七	一二四・〇	一二七・三	一四八・九	一七六・八
其の内牛	三〇・七	二一・〇	一九・五	二〇・一	二二・一

〔註一〕「ソヴェート聯邦における農業」一九三五年版、二二七頁。

一九二八年の五箇年計畫によれば、馬六〇〇萬頭、大有角獸一、四〇〇萬頭、豚一、二〇〇萬頭、羊及山羊二、八〇〇萬頭の増加、即ち總數六、〇〇〇萬頭に上る家畜の増加が豫定された。

しかし増加するどころか、却つて一九二九年より一九三四年間に農村經濟は一億四、九四〇萬頭に上る、消費、死亡等による家畜數の減少を蒙つた。これが即ち強制的集團化の反面である。家畜の死亡及び畜産品(羊毛、牛乳、牛酪等)の減少は建設された巨大工場の價值よりも遙かに大きな價值を示してゐる。國民は右のポケットを充たしたが、左のポケットを空にしてしまつた。

畜産業の瓦解の結果

畜産業の全滅は如何なる經濟的諸結果を齎したか。

「我が國における——とツイヴィシニエフは云つた——農業の機械化は著しい發達を遂げ、耕作労働の動力量についてソヴェ

ート聯邦は世界の最大國となつた。」次表はコルホーズ及びソフホーズを含めた全農業に使用されるトラクターの總馬力量を示すものである。(註一)

年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
馬力	二五三、〇〇〇	三九一、〇〇〇	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三
馬力	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
馬力	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇

〔註一〕「ソヴェート聯邦における農業」一九三五年版、一九三及一九九頁。農業機械化の發展は更に次の數字からも解る。トラクター臺數は、一九二八年に二六、七〇〇臺、一九三三年に一四八、五〇〇臺、一九三三年に三二〇、九〇〇臺、一九三四年に二七六、四〇〇臺、一九三五年に三七九、五〇〇臺であつた。一九三六年には五五〇、五〇〇臺となり、その動力量は八四〇萬馬力に達した。一九三三年には「コンバイン」は一四、一〇〇臺に過ぎなかつたが、一九三六年には八五、四〇〇臺となつた。『プラソヴォエ・ハジヤイスヴォ』誌、一九三六年第十二號一四四頁。

しかし、かゝる機械化の躍進の裏面には悲しむべき現象を伴つた。「ソヴェート聯邦における農業」に發表された數字によれば、革命前のロシアには一九一六年に、數百萬頭の役牛の他に三、五一〇萬頭の役馬があり、一九二八年にも未だ三、三五〇萬頭を算してゐた。しかるに、強制的集團化の開始と共に、馬匹數は激減して、既に述べた如く一九三二年には一、九六〇萬頭になつた。更に、一九三四年には一、五六〇萬頭に減少し、一九三五年には幾分増加して一、五九〇萬になつた。かくて、一九二八年より一九三五年までの間に、ソヴェート聯邦における役馬數の減少は一、七六〇萬頭に達した。この國における一匹の馬の労働能力は一般に〇・五馬力と評價されてゐる。この指數はヨーロッパの駄馬にも及ばないものであるが、ソヴェート聯邦における平均指數と見なければならぬ。この評價によれば、馬匹の役力總量は次の如くである。

一九二八年	一九三五年	馬力
一六、七〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一九三五年
一九二八年	一九三五年	馬力
一六、七〇〇、〇〇〇	七、九〇〇、〇〇〇	馬力

(註一)「ソヴェート聯邦における農業」一九三五年版、二二七頁。

かくて、一九二八年以來馬力の減少によつて八八〇萬馬力の役力の絶對的減少が生じた。一九二九年より一九三一年までの間に、アメリカ合衆國から二億七、九〇〇萬金ルーブルによるトラクターを購入し、更に三個のトラクター工場(スターリングレード、ハリコフ、チエリヤビンスク)及び二個の「コンバイン」工場(サラトフ、ザボロジエ)を建設するために巨額の貨幣を支拂つた。それにも拘らず、一九三五年に至るも未だ役力の減少を補ふことが出来なかつた。馬匹の減少によつて失はれたものは八八〇萬馬力であつたに對して、トラクターの齎したものは六五〇萬馬力に過ぎなかつた。従つて、「農業機械化」の進歩によつて生じた損失は、明らかに一九三五年までに二二六萬力に達した。

ソヴェート聯邦は世界における「農業機械化」の先進國を以つて自任してゐるが、しかし、農民はその農産物を市場に運んだり、病妻を病院に運んだりするために、農村から都市に出るための乗物の便を持たないのである。馬は全てコルホーズの所有となつたが、それでもまだ農業労働に不足を感じてゐる。

畜産業の衰微は食料、衣服、靴類の著しい減少を惹き起した。五箇年間に三、〇〇〇萬頭に上る大角獸の減少は牛乳及び牛酪類の減少を生ぜしめた。他方、家畜の減少は肉類の供給を減少せしめた。家畜が増加しつゝあつた一九二八年には、三六一萬一、〇〇〇トンの肉類が市場に供給された。一九三四年に肉類の主要な供給者である調達委員會が、市場で販賣した肉類は四三萬トンに過ぎなかつた。他方において、更に同程度の量に上る肉類が農民によつて直接市場で販賣され、他の諸團體によつて供給されたとしても、販賣された肉類の總額はせいぜい一〇〇萬トンに過ぎなかつたらう。従つて一九二八

年の僅かに三・六分の一に過ぎなかつたことになる。

家畜の減少はまた製靴業及び衣類製造業に著しい影響を及ぼした。羊及び山羊の頭数は三分の二の減少を蒙り、従つて毛織物はそれに對應する減少を生じた。かゝる條件の下において、政府の聲明する如く第二次五箇計畫期間中に、而も一九三七年初頭までに、一人當りの日常必需品量を二・五倍に増加し得るといふことは殆んど有り得べからざることである。勿論、ソヴェート國民の消費量は決して増加し得ないだらうと斷言することは出来ない。しかし、熱狂的な工業化の行き過ぎが農業に悪影響を及ぼし、その基礎を破壊してしまつたといふことは争ふべからざる事實である。食料品及び原料の基礎が破壊されたので、現在におけるソヴェート聯邦は國民に充分な日常必需品を供給すべき手段を持たない。第三次、第四次五箇年計畫を俟たずして、國民の經濟状態を急速に改善せんと欲するならば、ソヴェート政府は巨額の日常必需品を輸入せねばならないだらう。しかし不幸にも、かゝることが實現される望みは全然有り得ない。(註二)

(註二)一九三六年七月、外國貿易人民委員ローゼンゴリツは、外國製品の輸入問題に關しては、「我々は従來通りの嚴重な方針を維持しなければならぬ」と聲明した。(ローゼンゴリツ著「ソヴェート聯邦における外國貿易の新事態」モスクワ、一九三六年、一四頁)。

如何に農村の集團化は行はれたか

何故、かくも急速に農村における集團化が行はれたかは極めて容易に説明される。しかし、勿論ソヴェート新聞紙の報ずるところとは全く異なる理由によつてである。

一九二九年より一九三一年間に、自動拳銃で武装した數十萬の人間が都市から農村に派遣された。彼等は、「階級としてのクラークを絶滅せよ」、「恐怖に戦く他の農民達を強制的に「社會主義に味方せしめよ」といふスターリン政府のスローガンを實踐に移した。

集團化が實施される以前の農村の社會的構成は大體次の如くであつた。

貧	其の内 農業プロレタリア	二五・七%
中	同 僅少の土地を持つ貧農	五・三%
富	裕農	二〇・四%
		六六・四%
		七・九%

他の資料(註一)によれば、全農民經營の一〇%が富裕農であつて一九二七年における全播種面積の三二・五を占め、次に六〇%が中農であつて全播種面積の六一%を占め、最後に残りの三〇%が貧農であつて全播種面積の六・五%を占めてゐた。しかし、この最も富裕な經營の範疇に屬する一〇%がすべて「クラーク」、即ち不定期的に貸銀労働者を使用する農家ではなかつた。五箇年計畫の立案者達の評價によつても、その「クラーク」はせいぜい四%に過ぎず、他の六%は秩序立つた、勤勉な、その經營を處理することの出来る、レーニンが農業復興の「基礎」たらしめんと欲した、農民型に屬するものであつた。假令、先に掲げた數字に従つて僅少な土地を所有する貧農及び農業プロレタリアの割合を二五・七%と評價しようとも、或は後の數字に従つて三〇%と評價しようとも、更にその全部を集團化の賛成者及び主張者と看做さうとも、いづれにせよ、中農及び富裕農が全人口の絶對多數を占め、而も彼等は集團化に反對であつたといふ事實は否定し得ない。しかし、それにも拘らず、集團化が實行されたのであつた。

(註一)「一九二八年の五箇年計畫」第二卷、二七〇—二七二頁。

多數者の意思が武装した少數者の意思に従はせられ、農民は新生活を創造せんとした獨裁的強制の前に屈服した。

「茜草」と題する小説の中で、ソヴェート作家パンフェロフは集團運動者の心理を極めて巧みに描いてゐる。「毛蒲團から

埃を叩き出すやうに、人間から所有慾を叩き出さねばならない。百姓は我々を買収し得ると考へてゐる。そんな考への息の根を止めてやらう。……若し百姓が集の中の黒つぐみのやうにその土地に嚙りついてゐるならば、我々は大砲の言葉で答へてやらう。我々は農場の一つ一つをその所有者諸共ダイナマイトで吹き飛ばしてやらう。我が國には幸にも、ヨーロッパにおけるやうにその所有地に固く結びついた農民は全然ゐない。だから、「農民を我々の方向へ引き寄せるのは極く容易なことだ。」農民は反抗して、コルホーズに加入することを欲しない。「如何に爲すべきか。眼が覺めるやうに頭を撲つてやればよい。心配は無用だ。憐みは無用だ。彼等の命なんか問題ではない。君は自分の利益のためにやつてゐるのではないといふことを忘れるな、農民と撲合をする時には思ひ切り撲つてやばよいのだ。」

集團化運動者は政府の命令に従つて、例の一〇%の、多數の羊、立派な鋤、收穫の豊富な經營を所有する富裕農を先づ槍玉に擧げた。富裕農は無慈悲に彈壓され、財産を沒收され、家から追ひ出され、その内の或者は死刑に處せられ、大部分の者は北極地方或はシベリアの強制労働に送られた。更に、多かれ少なかれ集團化運動に反對を表明した數十萬の農民が同じ運命に遭つた。之に反して、農業プロレタリア及び貧農の大部分は管理員、指導者等のコルホーズの役員に任命され、その數は二二五萬人に上つた。かくて、その總人員七、〇〇〇萬に上る約一、六〇〇萬の小規模な個人經營を併合して作り上げられた。二三萬五、〇〇〇の大規模な集團的農業經營の管理及び指導機關が形成された。

暴力に怖かされた中農達は、コルホーズに彼等の馬、鋤、車等を提供して、からうじて「クラーク」と同じ運命に置かれ、流刑に處せられること免かれた。かくて、中農はコルホーズにおける眞の労働者群となつた。かゝる大規模な社會的混亂は歴史上にその例を見ない。それは、ソヴェート聯邦における工業及び運輸機關の國有化の結果生じた社會的混亂を凌駕する。

政府財源の主要な供給者たるコルホーズ

スターリンがソヴェートの工業化に必要な財源を得たのは、強制的なコルホーズの組織に他ならなかつた。以前には農民はその農業經營を自分の手で管理し、その労働生産物の一部分を國家に納入してゐた。しかるに現在においては、國家が二二五萬人の役員と協力して集團的な全經營を管理し、自己の意思に従つて百姓の取得分を決定する。以前には農民は自己の農場を耕作した。現在では集團的な農場を耕作する。以前には百姓はその小さな耕作地を獨立に經營し、自由に業務に従事した。現在では一つの隊に編入されて、政府の命令を遂行する隊長の監督の下にコルホーズの耕作労働に従事する。コルホーズが未だ組織されなかつた頃には、例へば一九二八年に、國家は農民から五億七、六〇〇萬ブードの小麥を調達するために、軍隊を農村に派遣した。しかるに既に一、三〇〇萬の農民が集團化された一九三一年には、非常に不作であつたに拘らず、政府は殆んどその三倍以上の一四億ブードの小麥を調達することが出来た。今や農民はコルホーズの捕虜となり、假令一キロの小麥と雖も自分の自由に處分することは出来ない。全國土に亘るコルホーズは絶大な能力を有する國庫財源の供給者となり、強度な工業化の發展に必要な全ての財源が絶えずこのコルホーズから得られてゐる。一九三三年一月七日に開かれた中央委員會總會でなした演説の中で、スターリンは農村における共產黨の勝利を次の如く讚美した。「黨の偉大なる意思は僅々三年間に二〇萬を超える集團的經營の組織を達成した。黨は現在コルホーズが全農民經營の六〇%を占め、全耕地面積の七〇%以上を占める程の成功を獲得した。黨は現在年額一二億乃至一四億ブードの穀物收穫に成功した。しかるに、個人的農業經營の支配的であつた時にはせいぜい五億乃至六億ブードの收穫を擧げ得たに過ぎなかつた。クラークは未だ完全に撲滅されてはゐないが、しかし黨は階級としてクラークを絶滅することに成功した。黨はソヴェート聯邦を小農國から世界最大の農業經營國たらしめることに成功した。舊い個人的形態への復歸の道は完全に絶たれた。當面の問題はコルホーズ農民を眞のポリシエヴィキたらしめることである。」

政府がコルホーズ農民から得るものは何か

土地も農業用具も持たない農民達は、コルホーズ農場で労働に従事する以外に全然生活の方法を持たなかつた。政府は彼等の報酬を全然無視してその労働力を利用した。之に反して、コルホーズからは小麥、裸麥、大麥、羊毛、肉類、牛乳、卵等を徴収した。しかし、コルホーズが政府へ納入するものは現物だけではなかつた。一九三〇—一九三一年における工業の發展は更に多くの労働力を必要とした。しからば、必要な労働力は何處から得られるか。労働者は工場を離れて、政治的或は行政的活動に従つてゐた。「以前の労働者は他の労働に轉じてしまつた——と「ザ・インドウストリアリザチユ」紙は書いた——彼等の一部は黨の闘士となり、他の一部は行政官吏、管理者、工場及びコルホーズ等の管理者となつた。革命の結果、以前の労働者が政治的指導者の地位にまで経登つた。各工場には以前の一〇乃至一五%、時には二〇%の少數の労働者群が残つてゐるに過ぎない。」(註一)ドネツプロウスク冶金工場には、生産に従事してゐた以前の労働者は殆んど一人も残つてゐなかつた。「金屬労働者はその職場を棄てた。彼等は農村ソヴェート及びコルホーズ、公共事業及び協同組合、鐵道及び船舶を管理してゐる。」(註二)

(註一)「ザ・インドウストリアリザチユ」紙、一九三五年二月十九日。

(註二) 同上、一九三二年三月二十日。

工場を棄てて行政官吏となつた數十萬の労働者に代るべき新たな労働者を作らねばならなかつた。しかも、更に數百萬の労働者を必要とした。そこで政府は都市の婦人達を工場に引き入れた。「婦人労働は工業がその労働力を維持するための主要な源泉の一つとなつた——とハボロヴァ女史は書いた。——第一次五箇年計畫の初期には、都市に六百萬を超える家婦がゐた。全地方の黨組織はこれらの労働豫備軍を駆り立て、生産に参加せしむべき命令を受け取つた。」(註三)婦人労働者を集める

ことは困難ではなかつた。インフレーションが起り、市場では食料品が缺乏し、騰貴した結果、家父の収入だけではその家族の生活を維持することは出来なくなつた。數百萬の婦人が工場や事務所で労働するに至つた。ソヴェートの新聞紙はこれを「家内の愚鈍からの婦人の解放」と稱した。一九三〇年には三八七萬七、〇〇〇人であつた、諸經濟部門で労働する婦人の數は益々増加して、一九三五年には七八八萬一、〇〇〇人に達した。(註二)しかし、かゝる婦人労働者の増大も莫大な労働力の需要を充たすことは出来なかつた。

(註一) ハバロヴァ著、婦人は偉大な力である(一九三五年版三二頁)。

(註二) ソヴェート聯邦における婦人労働を各部門別に示せば次の如くであつた。(單位一、〇〇〇人)

	一九二九年	一九三〇年	一九三二年	一九三五年
一、工業、商業、運輸業、建築業	一、三七五	二、〇〇六	三、七四一	五、〇二六
二、農	四四一	四二五	三九四	六八五
三、事務所	九六一	一、一三四	一、五九三	一、九七八
四、家婢及び日傭婦	五七二	三二二	二七九	一九二
合 計	三、三〇四	三、八七七	六、〇〇七	七、八八一

統計年鑑「ソヴェート聯邦における労働」モスクワ、一九三六年、二五頁より引用。かくの如く、ソヴェート聯邦においては若い娘及び若い婦人は、危険な而も極めて骨の折れる男子労働の助手として労働してゐることが出来る。例へば、婦人は排水労働に従事し、掘鑿用の排管管を操縦する。しかし、この労働は神經系統に有害な影響を與へる。

工業化に要する労働を充たしたものは數百萬の農民であつた。政府は全労働豫備軍を即座に、如何なる場合にも動員し得るものと考へてゐた。かくて、一九三二年二月十一日の人民委員會の労働令は、各コルホーズが同年中に按分比例で總計二六六萬二、〇〇〇人の労働者を政府に提供すべきことを命令した。巨大な建設の遅れてゐる經濟部門は、農村を離れ或は強

制的集團化に耐へかねて逃走した農民によつて完全にその労働需要を充たされた。農民は森林の伐採、製材及運搬、泥炭採掘、漁業、建設労働、鐵道等の労働に政府によつて強制的に服せしめられた。更に農民は燐灰土の鑛山、モスクワの炭層、カラガンダの炭礦、ウラルの貴金屬及び銅採掘、及び中央アジアの鑛山で労働に服せしめられた。工業労働者が缺乏してゐたので、外國から高價で輸入された重工業用の複雑な工作機械は、原始的な木製の鋤以來には機械などは見たこともないやうな田舎出の若者によつて運轉された。機械はすぐ壊され、その殘骸が工場内に山積されたとして何も驚くにはあたらぬ。

國防人民委員ヴォロシロフは一九三二年に次のやうなことを云つたことがある。「私は數個の工場を見學した後、何故我々の新しい工場の成績が極めて不良なるかを理解することが出来た。その原因は、ほんの數箇月以前まで機械に關する知識を全然持たなかつたやうな人間が機械を操縦してゐるといふことにある。これら農民出の労働者は機械油に汚れた服装をして、一見立派なプロレタリアのやうに見えたが、實は機械を操縦する資格も持たない労働者であつた。」これ等農民出の労働者數は、一九三一年の統計によれば次の如きパーセンテージを占めてゐた。即ち、ウクライナの機械製作工業においては五二%、冶金工業においては六〇%、レニングラードの機械製作工業においては六一%、モスクワの自動車製造工業においては六七%、ウラルの冶金工業においては七一%、モスクワの「鎌と槌」機械所作工場においては七二%、ドネツ流域の石炭業においては八二%を占めてゐた。

コルホーズの實際とマルクス主義的理論

以上の事實から一種の幻想が生じた。ソヴェート國家の公認教義たるマルクス主義理論に従へば、社會體制は主として工業プロレタリアートの力と労働によつて構成されるべきものである。しかるに、ソヴェート・ロシアに生じたものは正に反對の現象ではなかつたか。工業プロレタリアートは筋肉労働、機械及び器具を放棄して、黨の基幹的役員、工業及び商業企業

の企業長、公共事業、ソフホーズ、コルホーズ、鐵道の管理者、市及村ソヴェートの議長等になつた。それに代つて農民がプロレタリアとなつた。彼等は播種し、收穫し、都市に食料を提供し、工業及び經營に小麥及び原料を供給するばかりでなく、更に工業労働者となつた農民は工業活動の全部門においてプロレタリアの役割を果してゐる。

コルホーズの内部生活

農民大衆の意思の蹂躪と強制によつて實現された集團化は、コルホーズの内部に農奴制度時代の殘忍な領主にすらその例を見ざる程の殘虐な風習を屢々生ぜしめた。

屢々「ブラウダ」紙ですら、コルホーズ員に對するコルホーズ幹部の態度に憤慨を表明した。(註一)しかし、かゝる殘虐な態度の可能性そのものは、社會主義的大經營の恩恵を農村に及ぼすといふ口實の下に、彼等の鷄までも掠奪し去つた殘忍な強制的集團化が遂行されてゐた頃に、大部分の農民に浴せた言語に絶する嘲罵の論理的歸結であつた。

(註一)「ブラウダ」紙の一九三五年五月十七日號は、ニージニ・ノヴゴロド州ロマキノ村の「バリーミヤチ・イリイツチヤ(イリイツチの思出)」コルホーズにおいて、八名のコルホーズ農民が馬の代りに自分の軀に鋤を縛りつけて、殊に土地の固い荒蕪地を開墾してゐたといふ記事を掲載した。「コルホーズ員は——と同紙は記してゐる——終日鋤を曳いた。而もコルホーズの隊長も管理者も、かゝる許すべからざる人間の凌辱を少しも意に介しなかつた。黨の地方機關紙すら大して重視しなかつた。」

同紙の一九三五年四月十二日號は同様な次の如き記事を掲げた。「ウラルのジュウタ村の村ソヴェート議長ボマースキンは一〇ルーブルの盜難に遭つた。そこで彼は彼の家に遊びに来た、ナジヨージダ・モトリナといふ病氣に掛かつてゐる若い娘、十一才のモトリン少年、七才の少女スホルコワ等々の子供達にその嫌疑を掛けた。ボマースキンはこれらの子供達を縛り上げて、寒い納屋に押し込み、更に數回づつ笞で打つた。彼は殊にモトリナ少女を殘忍に毆打した。彼はそれに倦き足らず、この少女を河端に連れて行つて凍つた水中に突き落した。この擲れた少女を感して無理に白狀させるために、彼は友人チトフを説きつけて、鞭撻を彼女に的らぬやうに頭の上の方を狙はせて發砲させた。しかし、それでも白狀しなかつたので、ボマースキンはこの擲れた少女を再び納屋の中に押し込んだ。この少女は三日後死體となつて発見された。」

一九二一年にレーニンはその著書の中で、農民に屢々卑劣な、言語同斷な暴力を加へて、最も不名譽な凌辱與へた「人間の屑」について書いた。彼の意見によれば、「かゝる徒輩に對しては暴力手段、即ち即決裁判と無用な論議なしの銃刑執行班による清掃が必要であつた。」(註二)若しレーニンが集團化時代に生存してゐたならば、數百萬の共產主義的集團化運動者による清掃が必要であつたであらう。何故なら、集團化政策の唯一の、完全な基礎をなすものは農民の意思の不名譽な冒瀆であつたから。數百萬の農村の小所有者を社會主義者にするやうな「奇蹟」は、彼の用ひた如き卑劣な暴力行爲なくしては生じなかつたであらう。

コルホーズ農民の所得

「働かざる者は食ふべからず」といふスローガンに忠實な政府は、農民にコルホーズ内の耕作地、野菜畑、家畜小屋等で労働すべ義務を負はした。農民は少くとも工業労働者と同程度の待遇を受けるものと期待した。即ち、固定賃銀を得、八時間労働制を適用され、年に二週間の休暇を與へられる等々のソヴェートの社會立法に規定された諸利益に浴し得るものと期待した。しかし、政府の利益のために、コルホーズにおいては固定賃銀は決定されず、彼等のためには特殊な「労働日」の制度に基づき、新しい報酬形態が作られて、コルホーズでなされた各労働日の評價は、その労働の質と量によつて、〇・五乃至二「労働日」に決定された。

「労働日」と生産物の分配

農民の「労働日」とは所謂賃銀とは似てもつかぬものである。農民の受け取るこの報酬は、農民がその課せられた全労働を遂行しおへた後に受け取るべき、極めて不正確な金額である。コルホーズは農民の需要を充足することをその目的とするも

のではない。スターリンの定義によれば、コルホーズとは「社會的需要の充足に絶對的に必要な、社會的經營」の一形態である。コルホーズの目的とするところはかゝるものであるから、コルホーズは先づ第一にその收穫及び畜産品の内から、豫め引渡命令によつて各地區別に決定され、而も極めて低い調達價格で支拂はれる。一部分を國家に納入する。次いでコルホーズは、播種、共有家畜の飼料、國家から購入したトラクター及び「コンバイン」の現物償還、コルホーズの社會的資本、國營製粉所への製粉料、保險金の支拂等のための控除をなす。全てこれらの義務は、假令豊作であらうと不作であらうと、慎重に果たされねばならない。従つてこれらの控除は、政府がその巨大な計畫を實現するための物質的手段を自由に引き出し得るところの財源をなす。これら全ての控除をなした後に残つた收穫物が、その「労働日」に比例してコルホーズ員に分配される。かゝる制度によつて、政府は農業労働者に支拂ふべき賃銀及び彼等の生産物と交換に提供すべき商品について配慮する必要がなくなつた。

集團化が行はれて以來、農生産物の大部分は、屢々加工された後に、國外に輸入されて、外國から購入された機械及び裝備の支拂に當てられた。他方、コルホーズの生産物は數種の範疇の消費に分類されてゐる都市住民及び労働者に、配給切符制度によつて供給された。配給切符によつて生活してゐた者は一九三四年には四、〇三〇萬に上つた。

しかし、制度の複雑と官僚的機構の機能が圓滑を缺いてゐたため、屢々食料品の配給の停止が突發した。凡ゆる種類の自由商業が禁止され、市場は閉鎖されてゐたので、人々は一片のパンを得るために行列を作つて數時間も待たねばならなかつた。かゝる事態に直面して、政府は食糧の配給問題は切符制度よつては解決され得ないといことを悟つた。そこで政府は一九二九年以來、全國内に國營食堂、食料の社會的配給網、共同炊事場を組織し始めた。一九二九年には、かゝる組織の恩恵に浴する者は二四萬人であつたが、一九三二年には既に一、六二〇萬人に増加し、そのうちの七〇％は労働者であつた。しかし、これ等の食堂に配給される食料品は腐敗したものであり、その献立は概して半煮えの小麥粥、凍つたキャベツや馬鈴

薯であつた。ソヴェート作家グラトコフはかゝる状態を次のやうに描いた。「我々は國民に人間らしい食事を與へることが出来ない。食堂は恰も一つの悪夢であり、民衆に對する眞の侮蔑である。私は或る工場の附屬調理場入つた。そこで私は何か穢ならしいどろどろの食物を一目見ただけで、私の胃の腑はむか／＼とした。私は飲料水を壘に詰める數個の工場を見學した。この濁つた、青味がかつた飲料は死體か大便壺のやうな臭氣を發してゐた。労働者達はこんなものを食つたり、飲んだりするよりは只のパンと水で満足する。」(註一)工場附屬調理場及び飲料水工場に關する記述は決して誇張されてはゐない。しかし、都市住民及び工業労働者は死にもしなかつた。それどころか、労働者が巨大な工業を建設し得たのは、或る種の食料品が切符制度によつて配給され、極めて低い價格で共同炊事場から穢ならし食物を得ることが出来たといふ、この事實のお蔭であつた。勿論、この制度によつて立つ基礎は、その血の最後の一滴までも奪ひ去られたコルホーズであつたことは明白な事實である。かくの如く、ロシアにおける工業化は労働者、勤務員、殊に農民を榮養不良に突き落すことによつて發展したのである。

(註一) グラトコフ著「エネルギー」三七五頁。

スターリンの達成した成功は國民に極めて高價な犠牲を支拂はしめた。云ひ換へれば、殘忍な收奪の結果、無數の人命が失はれたのであつた。

しからば、かくも高價な代價を支拂つて達成されたソヴェートの成功とは一體何であるか。更に、何によりも先づ、これらの大きな犠牲、收奪、貧困は、その代價たるべき五箇年計畫の殆んど完全な遂行に實際上如何に役立つたか。

第一次五箇年計畫の實際的結果

實情に通ぜざる人々が信するが如く、ソヴェート聯邦の五箇年計畫が完全に實現されたといふことは、全く事實に反す

る。一九二八年に立案された第一次五箇年計畫の理想、豫定、目的は各々全く別個な事柄である。

第一次五箇年計畫はルーブル購買力の一五乃至二〇%の増大を豫定した。しかるにルーブルの購買力は却つて低下した。第一次五箇年計畫の課題は「五箇年間に商品飢饉を解消し、更にその最後の三箇年間は工業製品の缺乏をさへ緩和することであつた。」しかるに、第一次五箇年計畫が終つても商品の缺乏は緩和されず、却つて商品飢饉は激化して、人民は一九二八年よりも遙かに困難な生活状態に置かれた。同計畫は労働者の實質賃銀の六九%の増加及び「凡ゆる種類の日常必需品の平均配給量の倍加」を豫定した。しかるに、それから生じた結果は、切符配給制度であり、食料品及び其他の商品の極めて僅かな配給であり、一片の半焼けの黒パンを得るために四時間も列を作つて待たねばならぬといふやうな現象であつた。同計畫は工業製品の小賣価格の一九乃至二〇%の引き下げ及び農産物の小賣価格の二〇%の引き下げを豫定した。しかるに、却つてこれらの価格は著しく騰貴した。同計畫は工業化の費用は主として工業利潤によつて賄はれ得ると考へた。同計畫は五箇年間に、工業管理の改善、工業の復興と合理化、新式機械の運轉、最後にその實質賃銀の年々の増加が約束されてゐる労働者の良心的な努力による、労働能率の増進によつて、建設原價の四一%及び工業生産原價の三五%を減じ得るものと推算した。更に同計畫は、工業における引渡價格の引き下げによつて得る純益のみで、一二〇億ルーブルを計上し、それによつて總經費の大部分を賄ひ得るものと考へた。しかし、これは總て紙の上の計畫に止まつた。引渡價格は引き下げられず、假令騰貴しないまでも以前と同一水準にあつた。工業化のための經費を賄ふものは労働者の實質賃銀の低下、重い消費税及び農産物の徴發であつた。

第一次五箇年計畫は決して全農民を一時に集團化せんとしたものではなかつた。同計畫によれば、第一次五箇年計畫の完成後にも未だ八五・六%の個人的な農民經營が残存し、只これらの個人農をレーニンの立てた命題に従つて諸種の協同組合に組織することが目標であつた。従來の解釋に従へば、農民の集團化は種々の「獎勵策」によつて行はれ、而も「コルホーズ」に参加するものは殊に貧農であらう」と考へられてゐた。従つて、同計畫は富裕農の絶滅や中農の強制的集團化に關しては全然觸れてゐなかつた。之に反してスターリンは、「クラークを絶滅し」、更に中農を「社會主義の軌道に」入れ換へるために、一九二九年に多數の共產黨員を農村に派遣した。何故かゝる方針の變更が生じたか。

スターリンの意圖する五箇年計畫の目的

スターリンは一九三五年五月、赤軍大學の卒業式でなした演説の中で次の如く述べた。「我々の中にはこんなことを云ふ同志がある——諸君の工業化や集團化、諸君の機械、諸君の冶金業、諸君のトラクター、諸君の「コンバイン」、諸君の自動車は一體何の役に立つのか。諸君はより多くの工業製品を生産しないではないか。諸君は日常必需品を製造するために多くの原料を購入しないではないか。諸君は日常生活を潤すやうな小間物類をより多く國民に供給しないではないか。ロシアのやうに遅れた國に、工業を建設することは、況んや高度に完成された工業を建設せんとすることは危険な空想である。勿論、我々が極度な節約によつて獲得した三〇億金ルーブルを、我々は工業の創造のためにではなく、原料の輸入と日常必需品の製造のために費すことも出来たであらう。我々の反對者の「計畫」なるものも亦かゝる種類のものではなかつた。しかし、かゝる計畫を以てしては、我々は冶金業も、機械の建造も、トラクターも、自動車も、飛行機も、戦車も、勿論得られなかつたであらう。我々は外敵に對する軍備をなすことは出来なかつたであらう。我々は我が國における社會主義の基礎を破壊し去つたであらう。我々は國の内外のブルジョアジーの捕虜となつたであらう。」

敢へて彼に抗辯するものはないといふことを知つてゐるスターリンは、既に征服されてしまつた反對者の意見を、粗野な滑稽な形で云つたのであつた。事實、「工業化は一體何の役に立つのだ」と問ふやうな「同志」はゐなかつた。我が國には冶金業は不必要である、「高度に完成された工業の創造は危険な空想である」と断言した「同志」は更にゐなかつた。そこで全

然別個な問題、即ち達成すべき目的ではなく、採るべき手段に關する問題が生ずる。三つの異なる方針が提出された。
 一九二八年の第一の計畫案は生産財の生産(重工業及び機械製造工業)と消費財の生産の同時的且並行的發展を計る工業化政策であつた。この政策は、重工業の發展と人民大衆の物質的生活の改善とを並行的に實現する、理想の方針であつた。
 第二の方針は、先づ輕工業及び食料品工業の主要部門の發達を促し、それと共に、その直接の結果として、農業の繁榮を増進し、かくて重工業及び機械製造工業の建設のための鞏固な基礎を確保するといふ政策であつた。

スターリンの五箇年計畫と最初の五箇年計畫案

最後の第三の方針とは、即ち先づ第一に、凡ゆる強制的手段による重工業及び機械製造工業の創設と、その代償の如何を問はず最大の犠牲を拂ひ、凡ゆる手段と方法を用ひて國民を飢餓にまで突き落すことによつて、この結果を達成することとをその目的とするものであつた。この計畫によれば、ソヴェート聯邦の強度の工業化のための主要財源となるものは農業の強制的集團化であつた。かくて農業の集團化は、急速な「一國における社會主義の建設」を目的とする膨大な全計畫の本質的槓杆となつた。ロシアの歴史を支配したものは、それ以後スターリンの計畫と呼ばれるに至つた、この第三の方針であつた。この方針も勿論新しい「計畫」によつて導かれた。この方針は技術上、國內の生産力の分配計畫及びその資源の開發計畫と調和する、大規模な計畫であつた。しかしこの第三の方針は、全政府機關によつて承認された一九二八年の計畫の指導方針とは似てもつかぬものであつた。歐米諸國の政治家は自己の計畫案が一〇〇%に達成するだらうとは想像もしない。彼等はその豫定が七〇%も實現されれば充分満足する。しかるにスターリンは、その經濟政策の實施に當つて、「超工業化政策」と眞正面から取り組んで、公式に承認された「五箇年計畫」案を全然無視した。かゝる例證を擧げることが容易である。
 しかれば、第一次五箇年計畫によつて達成さるべき目的は何んであつたか。一九二八年十月一日より一九三三年一月一日

までの期間に、云ひ換へれば四年三箇月間に達成されたと稱される、この第一次五箇年計畫によつて事實上獲得されたものは何んであつたか。(註一)

(註一) 一九三一年以來、ソヴェート聯邦における經濟年度は普通の曆年度と再び一致した。

輕工業及び食料品工業における計畫の未遂行

計畫によれば、消費財、即ち輕工業及び食料品工業の生産額は、一九三三年十月一日までに二五億ルーブル(以下すべて一九二六―二七年の不變價格による)まで引き上げられる豫定であつた。既に述べた如き、常套的な數字の修正と沈黙的態度にも拘らず、一九三二年の生産額を一六億ルーブル、一九三三年の生産額を一七億ルーブルと發表せざるを得なかつた。これは豫定額に比すれば、一九三二年には三四%の不足であり、一九三三年には三〇%の不足であつた。生産物の品質の明白な低下を考慮に入れれば、この不足額は更に大となる。一九三五年末に至つて漸く、輕工業及び食料品工業の生産額は一九三二年の豫定額に相當する二五億ルーブルに達した。

計畫によれば、農民には消費財が豊富に配給され、之に對して農民はその農業經營を大いに擴大するであらうと期待された。しかし、この期待は外れた。

農産物總額(單位一〇〇萬ルーブル、一九二六―二七年度價格による)(註一)

年 度	農 産 物	畜 産 物	合 計
一九二九年	九、〇五八・九	五、六八五・七	一四、七七四・六
一九三〇年	九、六〇一・七	四、四〇五・九	一四、〇〇七・六
一九三一年	九、八五〇・八	四、〇九二・九	一三、九四三・七

一九三二年	九、七七九・二	三、二九二・六	一三、〇七一・八
一九三三年	一一、〇五四・二	二、九六二・四	一四、〇一六・六
一九三四年	一一、三〇七・七	三、二八三・三	一四、五九一・〇

(註一)「一九三五年國民經濟計畫」二二五頁、二二七頁。

第一次五箇年計畫は、一九二八年に一六六億ルーブルであつた農産物總額は、一九三三年には二五八億ルーブルに増大するであらうとの前提から出發した。しかるに、一九三三年の農産物總額は一九二八年より二六億ルーブルの減産を示し、僅かに一四〇億ルーブルに達したに過ぎず、五箇年計畫の豫定額に比すれば更に著しい減産を生じた。政府の發表するところによれば、一九三三年及び一九三四年は記録破りの豊年であつた。しかし、強制的集團化による家畜の減少の結果、農産物總額は一九二八年に比すれば著しい減少を示してゐた。

重工業における計畫の超過遂行

大工業、即ち生産財の生産部門においては、消費財部門におけるとは全く異なる現象が生じた。第一次五箇年計畫によれば、一九三三年には一八一億ルーブルの生産財の生産が豫定された。しかるに、生産財の生産は次の如き額に達した。

年 度	生 産 額	年 度	生 産 物
一九三〇年	一四、七三七	一九三三年	二四、六二九
一九三一年	一九、〇九二	一九三四年	二九、九〇〇
一九三二年	二二、一八五		

生産財の生産額(註一) (單位 一〇億ルーブル)

(註一)「一九三六年國民經濟計畫」第二版、モスクワ、一九三六年、三九二頁。「プラン」誌(一九三六年第一七號、四六頁)は、一九二八年の生産額を一〇〇として、大工業における生産増加のパーセンテージを次の如く記してゐる。

年 度	工業生産總額	生 産 財	消 費 財
一九二八年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九三二年	二二〇・三	二八〇・〇	一八六・一
一九三五年	三六二・九	四七五・六	二六四・〇
一九三六年(六箇月)	四四六・六	五九九・六	三〇六・七

消費財の生産は三〇%の計畫豫定額の未遂行を示し、農業生産は五〇%以上の未遂行を示したに反して、生産財の生産の超過遂行は一九三三年には三四%、一九三四年には六八%に達した。生産財の生産と消費財の生産との不均衡は甚だしい。この不均衡は、ソヴェート聯邦における生産財工業は國民消費の壓迫と農業の衰退とによつて増大したことを、明白に物語つてゐる。第一次五箇年計畫において、豫定額の超過遂行がなされたのは如何なる部門においてであつたか。勿論、機械及び工作機械の製造、發動機及び自動車の製造、飛行機及びトラクターの製造、木材工業用機械、壓延機、タービン、機關車製造等の諸部門であつた。第一次五箇年計畫の樂觀案によれば、金屬工業の生産額は一九三三年に一九二六―二七年度の不變價格で五八億ルーブルに達するものと豫定された。しかるに、一九三四年には金屬工業は同じく不變價格で一三四億ルーブルの實績を挙げた。

工業化と軍備

茲に一つの極めて重要な事實を指摘しなければならない。それは、ソヴェート聯邦における機械製造の偉大な發展には、

最新の技術によつて裝備された軍備が並行したといふ事實である。機械製造工業における新しい部門の創設は「近代戦における凡ゆる技術的手段を製造し得る、優れた工業上の基礎の形成」に役立つた。(註一)軍備及び軍隊の技術裝備は著しい發展を遂げ、それと同時に軍隊の基幹部も増大した。歩兵隊及び騎兵隊に裝備された機關銃の数は一九三〇年より一九三四年間に二倍以上に増加し、飛行隊及び戦車隊においては七倍に増加した。重砲の数は倍増し、軽戦車及び重戦車は一對七の割合で増加した。軍用飛行機は一九三五年には四、三〇〇臺に増加した、即ち三三〇%の増加を示した。潜水艦は四五〇%、水雷艇は三七〇%の増加を示した。軍事的負擔のかゝる激増は國民に重い犠牲を課した。しかるに、ソヴェート聯邦の指導者達は「我が國の軍事費は全國家豫算の一〇%を占めるに過ぎない」といふやうな出鱈目を熱心に宣傳した。(註二)かゝる欺瞞的態度の眞意は、諸外國の労働者の正常な不安を除き、ソヴェート聯邦は社會主義から軍國主義に惰したのではないといふことを示さんとする希望であつた。

(註一) 國防人民委員ウオロシロフの演説。「アラウダ」紙、一九三三年三月六日。

(註二) 一九三五年二月の第七回ソヴェート大會における國防次官トハチエフキの演説。

勿論、かゝる説明は承服し得ざるものである。嚴密には軍事費に入るべき多額の支出が、ソヴェート聯邦においては、赤軍の支出項目ではなく、一般の工業の支出項目に常に計上されてゐたし、現在においても計上されてゐる。ウラル地方のベレズニヤキに建設された巨大工場は平和的な化學製品及び人造肥料の製造を行ふと同時に、毒ガスの製造に従事してゐる。チエリヤピンスクの巨大工場は農業用の無限軌道付トラクターの製造を行ふのみならず、軍隊用の戦車を製造してゐる。極めて多くの工業企業について同様なことを云ふことが出来る。例へば、發動機は一般工業費によつて製造されるが、事實上は軍用飛行機に使用される。

工業の技術的水準

或る努力の成果はその生産の量によつてのみならず、またその質によつて評價されねばならない。假令、ソヴェート政權に同情的態度をとる者と雖、國民の高價な犠牲によつて「四箇年で遂行された五箇年計畫」は物質の恐ろしく不生産的な浪費を伴つたことを認めざるを得ない。

ソヴェート當局は、工場建設が豫定期日以前に完成され、而も工場が出来得る限り急速に操業を開始することを絶えず要求した。かゝる要求に慥まされ続ける建設者達は、屢々工場を裝備の未完成なまゝで當局に引渡した。建設を急ぐことによつて惹き起されたかゝる不幸な結果は、更に管理者の技術的無智、組織者の無責任な絶えざる干渉、労働者の職業的無能力によつて一層激化された。

このことを理解するためには、數百の例の中からコンスタンチノフカに新設された亞鉛工場の操業開始に關する例を挙げれば充分であらう。この事件に關する報告は一箇年も経つてから重工業機關紙に發表された。(註一)「操業開始當時の建設の一般的完成状態は四五%に達せず、且つ各作業場の完成状態もその全體どころか、その一部分ですらも操業開始することが絶対に不可能な程不均衡であつた。」しかし盛大な落成式が舉行され、而もその不幸な結果は直ちに現はれた。「操業開始以來一年間も経たぬ内にこの工場は、數十年間も作業を續けた後に初めて生じ得るやうな磨損状態となつた。屢々修繕がなされたにも拘らず、この工場の基本的裝備は殆んど破壊状態にあつた。機械的裝備を施された煨燒爐はその全ての附屬品を取り外されて、普通の手工的な煨燒爐と變りがなくなつてゐた。計畫によれば、三年乃至五年間の作業に耐へ得るものとされてゐた蒸溜爐は、僅かに三乃至四箇月で作業に耐へ得ないものとなり、十九回も作り換へられた。製陶工場の諸機械(粉碎機、捏土機、型押機等)は修繕し得ざる程に毀損され、取り換へなければならなかつた。工場内の運搬に使用される無限軌道付

小型運搬車は破損されて古鐵となり、その代りにレールと滑動ベルトが使用されてゐた。蒸溜器運搬用の電動車も破損されて打ち捨てられてゐた。しかし、技師や工場管理人達は一體何をしてゐたのか。何故かゝる無様な破壊を彼等は傍観してゐたのか。彼等の言葉は受け容れられなかつたのだ。附屬工場が運轉されてゐないのに、蒸溜爐を焚いてはならないことを理解させようとしたり、工場の計畫における誤りを指摘しようとしたり、計畫の修正を主張したりするならば、彼等は日和見主義者或は妨害者として迫害を受けた。技術に無智な管理者の無謀な命令に勇敢に反対した者は、譴責を受け、解雇され、或は専門外の職業に就かせられた。生産の支配者たるべき者が、その任務を遂行して生産を組織せんとすれば、暴力と迫害とが之を妨げたのである。彼等は工場内に横行する全てのかゝる醜行を只黙視する他はなかつたのであつた。」

(註一)「ザ・インドウストリアリザチユ」紙、一九三二年四月四日。

作業見積の缺陥

この例は例外的なものではない。數百の工場が同様な條件の下に作業を開始した。建設作業においては事態は一層悪かつた。各建設者は原價も見積書も全然無視した。この問題に關して、人民委員會議長はその全聯邦會議の席上で次のやうに云つた。「建設事業には先づ第一に見積が必要であるといふことは解り切つたことである。如何なる資本家と雖、見積を立てずに工場建設に着手するやうなことはしないだらう。同志諸君、諸君は見積を立てゝみるか。」(註一)

(註一)「ザ・インドウストリアリザチユ」紙、一九三二年二月二日。

「社會主義的」建設者達は見積を立てなかつた。彼等は、資本家がなすやうに注意深く計算し、節約し、自制することもなく人民の貨幣を消費し、濫費した。マグニットゴルスクの冶金工場の建設がなされた際、「労働原價を知る者は一人もゐなかつた。」クヅネツツクの巨大冶金工場の建設責任者達は次の如く公言して憚らなかつた。「我々がどれ程の経費を費したかと問

ふ者があらうと私には解らない。國立銀行のみが知つてゐるのだ。我々のスローガンは萬難を排して、如何なる代價を拂つても建設するといふことである。」(註一)

(註一)「ザ・インドウストリアリザチユ」紙、一九三二年二月五日。

國有財産に關するかゝる「社會主義的」觀念が、建設事業を「極めて容易に、全く容易に」遂行せしめたことは明らかである。全ての國營企業及び建設事業は、何等の擔保も提供せずに、「計畫の内金として」欲するだけの資金を國立銀行から得ることが出来た。國家は紙幣を製造して、正常な勘定口座も開かず、各企業にばら撒いた。一九三一年末、財務人民委員ダリンコは、ソヴェート經濟の指導者達は「企業の財産と國立銀行の資金、……企業の自己資本と借入資本」との全然混同してゐると認めざるを得なかつた。(註一)彼の言によれば、國營企業及び建設事業は「計畫の内金としての自動的信用、及び購買者が必要な購入資金を持てる」と否とに拘らず、商品販賣者の國立銀行による統制の實行」を確立した。(註二)

(註一)一九三五年においても尙、國家の「補助金」なしに活動してゐる重工業は極めて稀であつた。

(註二)「イズヴェステシヤ」紙、一九三二年十二月三十日。

資本の貧弱なこの國においては、全ての必要な財源は消費の壓迫と農民からの小麥の沒收によつて獲得された。しかるに他方においては、一九三一年にロストフの一工場で労働に従事してゐたアメリカ人技師オースチンが、ソヴェートの人々を「諸君は俄成金でもあるかのやうに、金を浪費する」と非難した程の、経費の無茶費ひが行はれてゐた。

巨大な狂

ソヴェート經濟の特性であるこの浪費は注目すべき現象である。第一次五箇年計畫時代のソヴェートの指導者達は巨大狂とでも名付くべきものであつた。彼等はアメリカよりも更に大きな工場を常に夢想してゐた。建設中の凡ゆる工場は、アメ

リカの「世界最大」よりも更に大きな工場となるべきものであつた。ソヴェートの新聞紙は、計畫に従つて一つの山を取除けるために、山道を埋め、水車道を破壊し、住民の住家を打ち壊してしまふやうな技師が、ソヴェート聯邦では偉大な建設者であると考へられてゐると述べた。勞力と資金の浪費の甚だしい例は、殊にドン河畔のロストフの農業機械工場の建設であつた。經濟、調和、合理的制度に關する考慮を全然無視して、二五七ヘクタールの廣大な土地の彼方此方に事務所の建物や工場が建設された。「巨大」の讚美者達は大いに喜んだ。ところが、その工場のアメリカ人技師ウルフは次のやうに云つた。「諸君は故意にこんな廣大な土地の上に工場を建てた。一つの工場と他の工場を連ぐ道はまるでプロードウェイのやうだ。諸君は莫大な量の硝子とセメントと木材と鐵とを無益に浪費した。諸君が一つの家を建てるに費した材料があれば、アメリカ人は四つの家を建てるだらう。若し私が入札によつて諸君の工場の建設を請負ふならば、私は諸君がこの工場の建設に費した金額の二五%の報酬で満足するだらう。私はこの二五%を以つてすべての費用を賄ふだらう。」〔註一〕

〔註一〕「ザ・インドウストリアリザチユ紙、一九三二年一月十八日。」

ソヴェート政府は、新工場敷地の廣大な面積は技術的合理化と將來の經濟的見透しに合致するものであると聲明することによつて、かゝる馬鹿氣な行爲を合理化した。事實、かゝる見透しが全然誤りであつたことが一度ならず立證された。北カフカズに國家の手で建設された「巨人」農場の例もかゝるものであつた。餘りに廣大な地域に建てられたので、勞働者の經營上の活動は時間の不經濟な損失を惹き起した。中央の建物から彼の勞働場所に行くために、勞働者は數時間を費した。結局この「巨人」農場は一〇乃至一二の經營に分割されたらしい。

諸生産部門及び「魔天樓」の建設に表はれた巨大主義は、誤つた技術的方針に基づくといふよりは寧ろ、アメリカにおいて建設された凡ゆる物に對する先入觀的、粗野な憧憬に由來するものである。資本主義諸國を「追ひ越し」、かくて自國及び諸外國の民衆を威壓せんとする試みは、明らかにこのことを立證する。

ニュー・ヨークにおける「魔天樓」は、その所在地であるマンハッタン半島の面積が狹隘であるため、一つの絶對的必要から建設されたのであつた。アメリカ合衆國における大企業は、諸地方における人口の稠密と極めて大規模な運輸組織によつて、よくその成果を収めることが出来る。密度の稀薄な人口と不十分な交通手段しか持たないソヴェート聯邦における、かゝるアメリカ的規模の模倣は全然無意味なことである。この事實は、一九三六年に出版されたエルネスト・メルシエ氏のソヴェート旅行記によつて極めて正當に指摘された。同氏は「實際的或は論理的な凡ゆる必要を無視して、只アメリカを凌駕することのみを目的とするこの巨大建設は、社會的に、更に技術的に「世界の最先進國」であるといふ自尊心を國民に鼓吹することを本質的目的とするものである」と指摘し、更に「高さ四五〇メートルにも達するモスクワのソヴェート宮殿も亦かゝる傾向の現はれである」と云つた。〔註一〕

〔註一〕「ソヴェート聯邦」エルネスト・メルシエの感想記。一九三六年、パリ、二六頁。

更に、エルネスト・メルシエ氏は工業におけるソヴェートの巨大狂について次の如く書いてゐる。「ロシアにおける生産の過度の集中は、その當然の結果として、先づ第一に原料或は半製品の運搬、更に完成品の極めて費用のかゝる、困難な而も極めて危険の伴ふ運搬及び配給の必要を惹き起した。……この法則の無理解或は不充分的な理解は、將來必ず後悔の因となるだらう。」〔註一〕

〔註一〕上掲書、七三頁。

大工業中心地への生産の集中、而も相互に極めて遠距離にある工業中心地への生産の集中は技術的及び經濟的合理化によつて更に一層不利益なものであつた。二、五〇〇メートルも距つた兩工場が相互にその石炭と鐵を交換しなければならなかつたといふ事實から、スターリンスクとマグニツトゴルスクの工場における生産費の如何なる増大が生じたであらうか。

ソヴェート聯邦の國民、殊に農民に加へられ、また現に加へられてゐる經濟的壓迫は、若し工業化による不合理な濫費が

行なはれなかつたならば、著しく軽減されたであらうと云ふことは否定し得ない。

ソヴェート政府の前資本主義的方法

ソヴェートにおいて達成されたやうな「東洋における奇蹟」は「資本主義的及び個人經濟的諸條件の下においては」實現されなかつたであらう、といふスターリンの斷言は恐らく正當であるだらう。事實、ソヴェートにおけるが如きコルホーズに対する強制はなくしては、かくも過重な封建的課税を農民に負はせることは出来なかつたであらう。初期における資本主義と雖かゝる方法を行ふことは出来ないだらう。しかるに、社會主義に飛躍せんとするソヴェートは前資本主義的な方法を復活した。

斯かる農民に対する壓迫の上に強行された工業化も、ソヴェート政府が第一次五箇年計畫の結果に對して樂觀し得なくなり、その甘い夢が破られたことを自覺するに至つた時、遂にそのテンポは緩和されねばならなくなつた。

工業化テンポの緩和

一九三二年の春には、人民はかゝる過度な精神的及び肉體的緊張に耐へ得なくなつた。飢餓が人々を疲勞せしめた。疲勞した農民はこれ以上の勞苦を欲しなかつたし、またそれに耐へ得なかつた。全收穫の四〇%乃至それ以上の小麦が耕作地に放棄された。甜菜糖は腐り、棉花は打ち棄てられた地上で白い汚點を生じた。農民はその家畜と同じやうに死亡した。農民は土地を耕さず、只土地の表面を犁でほじくるだけだつた。人の背丈程にも伸びた雜草やま、むぎが刈入れを妨げた。小麦を束ねる人は「小麦よりも雜草の澤山混つた」束を持ちこたへることが出来なかつた。農場のトラクターは破壊され、トラクターの運轉手は耐へられなくなると、一九三一年二月十三日の中央執行委員會令によつて三箇年までの懲役に處せられる

に拘らず、また次のトラクターを破壊した。農業の混亂はまた運輸の混亂を惹き起した。農産物の積込が停滯した。疲勞し切つた運輸労働者は、労働の規律を紊した運輸労働者は十年間の懲役に處するといふ中央執行委員會の決定があるに拘らず、課せられた分野の計畫を實行せず、「政府によつて決定された輸送要求」に應じなかつた。

労働の生産能率は日に日に減退した。工場労働者の移動はその極に達した。若干の企業においては労働全員が一年間に數回も更新された。工場は人間の大群が絶えず流動する通路に過ぎなくなり、只「社會的通行遮斷」の強制手段のみが、労働者を一定期間に亘つて一定の職業に縛り付けることが出来た。労働者達は、食料を求めて、一地方から他の地方へ群をなして彷徨した。(註一)かくて多數の労働者がその職を失つた。破局が近づいた。人民大衆は、こんな状態でこれ以上生活し、労働することは耐へられないことだと考へた。到る處の工場及びコルホーズの内部に消極的な反抗が瀕發した。ソヴェート作家パンペロフはその小説「茜草」の中で、極めて正當にも「全國至る處で數千萬の人民が蜂起した」と書いてゐる。スターリン政府は危機に直面した。政府は、労働者及び農民達の本能的な無組織的な、この反抗運動を無視することが出来なかつた。而もこの反抗運動は政黨や一定の綱領によつて組織されたものではなく、貧困と困憊の自然的爆發であつた。資本の増大に當つて政府は國の經濟力を過大に評價した。政府の首腦者は傲慢な自己満足的な空想を棄てた。かくて「ポリシエヴィキにとつての不抜の城砦は存在しなくなつた。」「テンポを高めよ」といふスローガンを維持し、第二次五箇年計畫の諸目的を確保し、第一次五箇年計畫時代の生活條件を國民に強制し、大衆の忍耐と従順の上に危険な政策を續行することは不可能であることが明らかとなつた。要するに、速かに退却せねばならぬといふことが明白となつた。

(註一) ソヴェート統計から引用した次の數字は、就業労働者の平均數を一〇〇として、大工業全體における解雇された労働者のパーセンテージを示してゐる。

一九二三年	一〇・九%	一九三〇年	一五二・四%
一九二八年	九二・四%	一九三二年	一三五・三%

一九三五年

八六・一%

一九三二年以來減少してゐるが、労働者の流動性は未だ極めて高い。

機械の崇拜より人間の尊重へ

工業化テンポの緩和といふ聲明の出される以前には、人間について配慮することは許されざるであつた。勿論、政府は、馬の死亡率が増加した時、その保護令を出した。しかるに、政府は人間に對してはかかる配慮を全然なさなかつた。

一九三二年秋頃の凡ゆる新聞紙上に、屢々次の如き記事が見受けられた。「巨大工場において、手工業的工場において、コルホーズにおいて、社會食堂において」、到る處において「人間に對する配慮が忘れられてゐた」。これは誤りであつた。その頃までは、食物について不平をいふことは許されざることであつた。「消費は——と新聞紙に記されてあつた——生産に從屬すべきものである。」同じ頃、十一月革命十五周年記念祭の直前に、「プラウダ」紙は次の如く聲明した。「我々が社會的配給問題に對して示した官僚主義的無視と貴族主義的輕蔑の態度を放棄すべき時である。労働者の生活状態の改善に努力することは共產主義者にとつて無上の光榮であることを理解すべき時である。」〔註一〕

〔註一〕「プラウダ」紙、一九三二年十月二日。

この時に至るまで、青年に與へられた唯一の任務は、「突撃隊員として、銅、鋼鐵、銑鐵の生産、鐵、石油等の採掘に従事することであつた。石鹼、ネクタイ、花飾、帽子、住心地の好い部屋を欲するやうな、個人的欲望を抱くことは許されなかつた。パンフエロフの小説「茜草」の主人公の一人である共產主義者ザハリーはこのことを極めて巧みに説明してゐる。「我々は肥料である。我々は肥料を撒いて新しい國を育てるのだ。私を見給へ、私は一人の犠牲者なのだ。さうだ、私は私を犠牲に供し、ズボンがなくても私は悲しまないのだ。各人が各人を犠牲に供する。或る者は自發的に、或る者は強制されて。諸君が一寸でも拒否して見よ、その時は諸君は速かに我が身を亡ぼすことになるだらう。」工業といふ名目で建てられた、聖

ロシア時代の如き大きな修道院の中で、青年達は、肉慾の衝動を抑へるために使はれた一種の尼僧達の共同財産となつた。

今やかゝる修道者の教義が棄てられねばならない。共產主義的青年の指導者であるコサーレフは既に一九三二年六月に次の如きことを云つた。「我々は個人的幸福、住心地の良い部屋、清潔、流行服、綺麗な靴を喜ばないものである、更に我々は個人の人格及びその個人的希望を破壊するものである」と誤解された。しかし、「我々は音楽、戀愛、飾花を憎む者ではない。我々は苦行者でもなければ、また禁慾主義の説教者でもない。」〔註二〕

〔註二〕「プラウダ」紙、一九三二年七月七日。

一九二九年以來絶えず次の如きことが云はれた。一つの巨大工場といはずとも、一トンの金屬或は石炭はそれ自體既に、一人の人間より大切なものであり、よく多くの價値と有つものである。人間は、建設「計畫」、銅、鐵、亞鉛、石炭の採掘「計畫」を遂行し得た場合にのみ、食料を要求する権利を持つのである。一九二九年以來、國民の貧困と窮乏は益々増大し、その生活水準は低下し、その慾望は益々充たされなくなつた。そこで、國民は耐へ得られい程のこの困難な状態が更に繼續するのであるかどうかを知らんと欲した。國民はかかる貧困と窮乏が、彼に約束された眞實の社會主義であるかどうかを率直に説明することを要求した。それに答へて、彼等が第一次五箇年計畫中に倦きる程聞かされた公式で、「我々は社會主義を建設した。もう暫らく忍耐し、もう暫らく飢餓を忍ばねばならない」と云ふ人があつたならば、國民は即座に、社會主義よ悪魔に喰はれてしまへと叫んだ。社會主義とは、資本主義の破壊の後に來る、他のより恐るべき地獄ではなかつた。

スターリンの新演説

スターリンは事態の重大さを理解した。舊い公式は既にその生命を終へ、新らし公式がそれに代らねばならぬことを彼は理解した。更に第一次五箇年計畫時代に採られた方針に、民衆は最早や追従しないといふことを彼は理解した。そこでスタ

スターリンは、長い沈黙の後に次の如く聲明した。

「若し我々が民衆に幸福を與へ得ないならば、一九一七年九月に資本主義を顛覆し、長い年月の間社會主義の建設に捧げた努力は徒勞に終つたであらう。社會主義とは貧困でもなれば、窮乏でもない。社會主義とは、貧困と窮乏、個人的慾望の壓迫、生活水準の極度の引き下げの上のみ、建設され得るものであると考へることは馬鹿氣たことである。而も國民はこれ以上の貧困を欲しない。しかるに、かゝる自稱社會主義、社會主義のカリカチュアが欲するものは何であらうか。眞の社會主義は生産力の激しい壓力、生産物及び商品の豊富な存在、労働者の豊かな生活、一般的文化の強力な引上げの上に、初めて建設され得るものである。社會主義とは個人的慾望の壓迫ではなく、その増加と伸張である。勿論、かゝる個人的慾望の制限や放棄でないことは云ふまでもない。それどころか、一定の文化水準に達した勤勞民の凡ゆる慾望の完全な充足である。」(註一)

(註一) 一九三四年一月二十六日になされた、第十七回黨大會におけるスターリンの演説より引用。

かゝる聲明をなした一年餘りの後に、更にスターリンは、極度な工業化時代には無視されてゐた「人間の人格」に關して聲明した。前記の演説及び赤軍大學卒業式において一九三五年五月四日になした演説において、スターリンは經濟問題に關してその意見を述べ、その中で「基幹部子」に對する配慮は全工業化政策の中心問題とならねばならぬと斷定した。「技術が凡てを決定するといふ舊いスローガンは最早過去のものとなつた。現段階におけるスローガンは異らねばならぬ。……技術に生命を與へるためには、技術の支配者たる人間が必要である。この技術を同化し、全ての技術的秩序によつて最大の生産能力を擧げる基幹分子が必要である。基幹分子が全てを解決する。その支配者たるべき人間が存在しないならば、技術は死せるものである。……世界に存在する凡ゆる價值の内、人間、即ち基幹分子は最も貴重な、最も決定的なものである。」(註二)

(註二) 一九三五年五月四日、赤軍大學卒業式におけるスターリンの演説より引用(「プラウダ」紙、一九三五年五月五日)。

第三章 ポリシエヴィキ的經驗の諸結果

ソヴェート經濟の動搖とスターリンの五箇年計畫

スターリンは曾つて「社會主義は貧困や窮乏を意味しない」と云つた。従つて、第一次五箇年計畫の全政策は精神的にも物質的にも批難さるべきものである。この言葉自體が既に退却への表徴であり、ましてそれが「首領」たるスターリンの口から云はれたのであるから、このことは争はれざる一つの事實である。

しからば、この後退は如何なる點に現はれたか。

一九一九—二〇年にロシアにおいては私的商業、市場、凡ゆる商品流通は廢止されて、「生産物の直接的な物々交換」が行はれた。ソヴェート政權は強制的に農民から小麥を收奪して、赤軍及び切符の保持者に糧食を補充した。恰も包圍された城砦におけるが如く、死活の問題となつたこの糧食の配給が社會主義であると誤解された。レーニンが先づその誤りを認め、この偽擬社會主義は眞の社會主義とは似てもつかないものであることを指摘して次の如く云つた。「商品の私的取引を全般的に禁止せんとする凡ゆる試みは馬鹿氣たことであり、かゝる手段を採つた黨は自殺行爲を犯すものである。かゝる手段は經濟的に適用し得ざるものであるが故に馬鹿氣たことであり、かゝる政策を試みた黨は必ず失敗するものなるが故に自殺行爲を犯すものである。」(註一)

(註一) レーニン全集、第二十六卷。

この聲明の九年後、レーニンによつて指摘されたこの馬鹿氣たことが再び大規模に始められた。一九二九年以來全ての自由商業は「閉鎖」された。個人商店は閉鎖され、市場も封鎖され、都市と農村との全ての取引は嚴重に監視された。これは新

たな「直接的な社會主義的物々交換」であつた。コルホーズから小麦及び原料を徴收して、それらを工業及び造船場に送り、更に配給切符によつて人民に配給した。この社會主義的工業と「社會主義的」コルホーズに組織された農業との間の直接的な物々交換は最近におけると同様に社會主義或は更に「發展した」社會主義の名稱を以つて呼ばれた。「社會主義の經濟的基礎を創設することは——スターリンは云つた——農村經濟と社會主義的工業とを一つの經濟的實體の内に建設することであり、都市と農村との關係を生産物の直接的物々交換の基礎の上に確立することであり、都市と農村との凡ゆる取引を閉鎖し、廢止することである。」かくてまた、この制度がレーニンの豫言した如く「避くべからざる破産」に陥つた。

スターリンの退却の概観

一九三二年五月再び生産物の閉鎖的流通を「開放」する、即ち都市を飢饉から救ふために市場を開くことが必要となつた。農民はこの時代には最早や自分自身では大した生産物を持たず、僅かに宅地で耕作した馬鈴薯、人参、少量の甜菜及び胡瓜を所有するに過ぎず、他の全ての部分はコルホーズの所有に屬してゐた。しかし、農民は自分の所有する僅かなものをさへ市場に販賣せねばならなかつた。といふのは、農民はそれらを販賣して得た貨幣で鹽、石油、工業生産物、衣服を購買せねばならなかつた。理論上、農民は配給切符を以つてこれらの商品を消費組合及び國營小賣商店において得ることが出来る筈であつたが、實際上は、農民はそれらを全然得ることが出来なかつた。農民はその所有する小麦、甜菜及び綿と「交換」にオデオロン、トランプ、料理用帽子等家庭用の雜品を得た。一九三二年五月、六月に自由市場が開かれ、物に飢えたソヴェートの人民は長い間都市に見られなかつた生産物や、その味をさへ忘れてしまつたキャベツ、甜菜、人参、玉葱等を得ることが出来た。ソヴェートの新聞紙は市場における商品の「豊富」を、かどかどと寫真入りで宣傳した。この時代のブラウダ紙は毎號この報告を滿載した。

一度が市場が開かれるや、「閉鎖流通」制度を再び建てることは出来ない。政府は更に一步を進めて商業の妨害物を除去し、「公開商店」を組織した。ここでは食糧及び其他の商品が單に配給切符の所持者に對してのみならず、過去におけるよりも高い價格で誰にでも販賣された。更にコルホーズ及び一般農民は、その收穫した小麦の一定量を國家に納入した後に手元に残つた裸麥、麥粉、豌豆及び以前と同様に自分の野菜畑で作つた玉葱及び人参等を自由市場に販賣することを許された。しかし、政府が全收穫物の三五%以上を徴收してしまふので、不幸にも市場には十分な食糧が供給されなかつた。而も政府に納めた殘餘の中から、先づ第一に種子及び集團化された家畜の飼料を保存しなければならなかつたので、更に個人所有の家畜の飼料を取り除いた後には農民はほんの僅かな食糧を残すだけであつた。

「住宅附屬地」と新コルホーズ規約

個人的創意の障礙を除くために、一九三五年二月コルホーズ農家は自家の住宅附屬地で「自家消費のための耕作」を行ふことを許された。多數の人民の食糧の補給を満足に行ふことが出来なかつたので、政府はこの無數の小規模な「自家消費のための耕作」を許すことによつてその負擔の一部を免かれた。

「自家消費のための耕作」の歴史はソヴェート政權の採つた經濟政策の顯著な一例證である。一九二九年十月大衆的な集團化の開始に當つて、農民の所有する大小家畜、小作地、庭園、野菜畑等がコルホーズの所有に移された。しかし、スターリン自身これは餘りに行き過ぎた強制的集團化であることを既に認めてゐた。そこで、スターリンは「成功の眩惑」と題する論文において、直接集團化運動の衝に當つた下級責任者の餘りに熱狂的な個人的農民の經營を絶滅せんとする、時機を失した行爲の責任を回避せんと試みた。それにも拘らず、二箇年後の一九三二年三月に至つて「一匹の牝牛に關する法令」が出されて、コルホーズ農家は集團的な、コルホーズの家畜以外に一匹の小家畜を所有することを實際上許された。「自家消費のた

めの耕作」が少しでも顯著な發達をとげたのは、一九三五年二月十七日人民委員會及び黨中央委員會によつて認められた新コルホーズ規約が公布されてから後のことであつた。この規約は各コルホーズ員に自己の計算で「住宅附屬地」を耕作することを許した。一般にこの「住宅附屬地」は半ヘクタールを超えてはならなかつた。コルホーズ農家のこの「住宅附屬地」の全播種面積は一九三五年春には三百萬ヘクタール、即ち平均一農家當り〇・二ヘクタール以下であつた。(註一)一九三六年春には既に四百萬ヘクタールに達した。かくて「自家消費のための耕作」の全播種面積はコルホーズ員の個々の播種に充てられた全面積を超過するといふ結果となつた。尙、住宅附屬地とは家屋の占める土地、庭、菜園、果樹園等を含んでゐる。同規約は各コルホーズ農家に一の牝牛、二頭の仔牛、一頭の牝豚及び十頭の牝羊を所有することを認めた。(註二)然るに、一九三〇—三一年には上記の半数の家畜を所有する農民は「富農」と呼ばれ、虐殺され、強制労働者收容所に送られた。一億五千二百萬頭の家畜の死滅を見て初めてスターリンはその意見を變へるに至つた。

(註一) 數年來牧場となつてゐる土地を除いて、一九三五年春の全播種面積は次の如き割合で種々の農業經濟形態に分割されてゐた。即ち

ソフホーズ	一四・四百萬ヘクタール	一一%
コルホーズ	一〇二・一百萬ヘクタール	八〇%
コルホーズ農家(自家消費のための耕作)	三・〇百萬ヘクタール	二%
非集團的農民	九・〇百萬ヘクタール	七%

(農業の社會主義的改造) 誌一九三五年第七號

ソヴェート聯邦の南部及だ東部のステツア地帯においては、羊及び他の家畜の飼養を専門とする廣大なソフホーズが約一、〇〇〇萬ヘクタールを占めてゐた。一九三四年末におけるソフホーズの全面積は八億四、二〇〇萬ヘクタールであつた。一九三五年末以來ソヴェート政權はソフホーズの大部分の土地を組織的にコルホーズに轉化し始めた。かくて、一九三六年にはソフホーズは一、七〇〇萬ヘクタールの土地を減少した。一九三七年三月には既に二、二〇〇萬ヘクタールを減じた。かくて、ソフホーズはその四分の一の土地を減じたことになつた。その後行はれたソフホーズの解消はこれらの「全然社會主義的性質を持つた大農業企業」の經營の絶えざる損失の結果生じたものである。

(註二) こゝに列擧した數量は新コルホーズ規約によつて全然農業を營む「區」に認められたものである。農業と牧畜との「混合區」においては、規約はコルホーズ農家當り二乃至三頭の牝牛及び二乃至二十五頭の牝羊等々を認めた。最後に「純牧畜」區においてはコルホーズ農家當り八乃至十頭の牝牛、百乃至百五十頭の牝羊等が認められた。

如何なる理由で一九三五年のコルホーズ規約は農民に對する緩和をなしたかは、一九三五年二月のコルホーズ突撃隊大會の一委員會の席上でスターリンによつて説明された。一九三六年に至つて公表されたその演説において、殊に彼は次の如く述べた。「諸君はコルホーズ農家に一頭の牝牛も、一頭の牝豚も與へてはならないと信じてゐる。要するに、諸君はコルホーズ農家に困難な生活を強ひようと欲してゐると考へられる。それは全然誤りではないだらう、しかし一つの誤りを犯してゐる。コルホーズに充分な生産物が存在せず、更にコルホーズ農家に全ての必需品が供給されぬならば、コルホーズは社會的需要並びに個人的需要を充し得ないことになるだらう。そこで、勞働には社會的勞働と個人的勞働との二つの領域が存在すると率直に云ふことが正しいだらう。而も兩者は全然別個のものであることを指摘する必要がある。各コルホーズ農家はコルホーズの集團的經營の他に個人的經營を持たねばならぬといふことを明瞭に、公然と且つ正直に認めることが望ましいことである。それは如何に小さとも、個人的なものでなければならぬ。かくて、コルホーズの社會的要求を充たすに缺くべからざるものである、集團的な、社會的な、大規模な、重要な且つ決定的な經營が存在すると同時に、他方にはコルホーズ農家の個人的要求を充たすために缺くべからざる小規模な個人的經營が存在するといふ見解から出發することが正しいだらう。家族、子供の個人的要求及び嗜好が充たされてゐるならば、コルホーズ員が脱退することは有り得ない。而も、諸君はコルホーズ農家の日常の個人的利益を無視する權利を持たない。コルホーズの社會的利益とコルホーズ農家の個人的利益の協同の上にコルホーズの強化はなされ得る。」

このスターリンの演説は極めて明瞭に、個人的「消費のための耕作」に對するコルホーズ農家の權利の正確な指示であると

同時に、これらの個人的經營に全ての手段を提供し援助する責任を有する關係當局に對する直接の命令と看做される。コルホーズ農家の個人的經營の發展と共に、各コルホーズ農家がその個人的收穫のうちから市場に販賣し得る農産物の量は當然増加した。

經濟問題に關して個人的なイニシャチーブを認めるスターリンの新方針はコルホーズの問題のみに限られなかつた。

一九三五年一月一日政府は閉鎖的流通及び生産物の直接的物々交換を決定的に放棄した。政府は配給切符による生産物の配給を廢止し、最も單純な、最も「資本主義的」な商業形態に遷り、更にまた農民の收穫物から徴收した食料品を政府自身の手で販賣した。(註一)

(註一) 後述する如く、ソヴェートの豫算はこの農業生産物を高い價格で販賣することによつてその收入を得てゐる。

物々交換及び配給切符を廢止して生産物の自由販賣を採用したので、當然交換手段即ち安定せる貨幣が問題となつた。しかし、その購買力が國營の公開商店、一定種類の労働者及び勤務員にのみ販賣する閉鎖商店、工業企業間の相互計算等場所の異なるに従つて異なる不安定なルーブルを以つては、商品の取引を行ふことは不可能であつた。政府は第一次五箇年計畫の遺物たる不安定なルーブルを排除して、價格を修正し、ルーブルを安定し、貨幣を舊平價に回復することを緊急問題として取り上げた。

ソヴェート社會における心理的變化

經濟的退却と同時に、ソヴェート社會に心理上の變化が生じた。一九三四年に、比喩的にいへば通風窓が開かれた場合に酸素のなくなつた閉ぢ籠めた室に生ずると同様な一現象が生じた。假令通風窓が如何に小さくとも、一脈の新鮮な風が吹き込んでくる。五箇年間の催眠術にかゝつたやうな重苦しい惡夢の後に、ソヴェートの人民は老若を問はず、鉄鍬、硫酸アンモニア、生産熱、「巨大」な工場が世界のすべてではないことを、突然眼前に見て惡夢から覺めたやうに驚いた。彼等は太陽、春、咲き誇るリラの花、戀愛等凡ゆる喜びを享樂した。人民は外國向きの寫眞をとるための外観的なものとは異つた、眞の笑ひと陽氣さを取戻し、流行の衣服を着け、ダンスを踊り、カフェーで友人と打ち語らふ慾望を感じた。政府がカフェーやレストランを開き、第一次五箇年時代には言語同斷なことであつたダンスを踊ることを青年達に許し、ソヴェート人民に諸君はもはや一九三〇—三二年頃のやうな洞穴の中の人間ではないと忠告し、散髪したり、髭を剃つたり、取り外しの自由なカラーをつけたりすることを獎勵し始めたのは一九三三—三四年以來のことである。一九三五年に流行雜誌さへ發行され、謝肉祭がモスクワの「休息と文化の園」で行はれた。

我々は無数の斷片や、重要な意味を有つ多數の小さな事實から著しい心理的變化を理解することが出来る。ソヴェート政府は絶えず古代ローマの「パンと享樂」といふ格言を實踐した。ソヴェート政府は革命以來人民にパンを與へないことはあつても、革命思想宣傳のためにはオペラ劇場を初めとしてサーカス場、俱樂部の舞臺、さては旅役者の舞臺に至るまで民族藝術のあらゆる手段を利用した。第一次五箇年計畫の遂行中は全ての見世物は最大の名譽を擔ふ金屬、石炭、コルホーズ、更に階級としての「富農」の絶滅等のための宣傳手段として利用された。モスクワの「文化と休息の園」は一九三一—三二年頃には政治的討論場と化し、そこで過失を犯した技術者、労働日數の不足した或は計畫のノルマを遂行しなかつた労働者は批難された。舞臺の中間劇は技術の修得、ポリシエヴィキ的播種、資本主義的工業に追付き追越す方法、工場の建設に關する問題を「展開」——ソヴェートの用語によれば——した。道端の擴聲機、公園の演説者も同じ問題について談つた。モスクワ・ソヴェートの決議によつて「休息と文化の園」は「散歩場」ではなく、「五箇年計畫遂行に關する政府の指令の鍛錬場」となり、全ての政府の指令はそこで大衆に宣傳された。一九三二年の「リョーフスカヤ・インドゥストリヤ」紙に次の如き記事があつた。「バラライカ」を作るための僅かな金屬の要求に對して、金屬の配給に當つてゐる「同志」は憤然として「私は機關車の

製作に夢中になつてゐる。而るに君はバラライカで私を悩まそうとするのか！我々はトラクター及び機關車の部分品を製作するために全ての金屬を必要としてゐるのだ。糞でも喰らへ！」と書いた。

既に政府首脳部は「基幹分子」を養成することの必要を熱心に説き始めた。次いで、政府當局はソヴェートの人民に「快活な」生活を送らしめ、「安易な」生活の魅力を人民に誇示し、更に經濟問題に關して或る程度の個人のイニシヤチブを「許容」した。これはソヴェート聯邦における新しい精神状態が、ソヴェート支配者の態度を變へさせた確かな證據ではないだらうか。

政府當局のこの心理的變化の顯著な現はれの一つは彼等が次第に屢々ソヴェートの「民主主義」に就て談るに至つたといふことである。それより先、未だ何等かの「民主主義」に對する憧憬はメンシエヴィキの背教者の通性であると看做されてゐた當時、ブハーリンはスターリンに做つて一九三六年五月一日の「イズヴェスチヤ」紙に次の如く述べた。「ソヴェート政權とプロレタリアートの獨裁を特性とする新しい國家形態はその發展の數段階を経過した。今やプロレタリア的民主主義の急速な發展の段階である。大衆のイニシヤチブが次第に多數の大きな役割を演ずる。優れた人間、指導者、突撃隊員、スターノフ員、ソヴェートの愛國者を選ぶための種種な制度が創造される。以前には階級的對立のために存在した諸制限は排除される。これこそソヴェート民主主義の正常な發展なのである。」

一九三六年六月に發表された「スターリン」憲法草案は疑ひもなく胎動しつゝあつたこの「ソヴェート民主主義」の一表現であつた。ソヴェート民主主義は既に明かにされた如く文字通りの「個人的自由」ではなかつた。新「憲法」の下においても、スターリンは依然として眞の獨裁者であり、凡ゆる「自由」が認められてゐるにも拘らず、彼の行爲は何人の批判をも許さない。しかし、心理的徴候として見る限り、「スターリン」憲法は矢張り一つの極めて重大な事件であつた。

長い間ソヴェート政治の指導者達は「民主主義」、「直接、平等、秘密投票に基く普通選舉」、「個人的自由」を決定的に拒否し、それらを俗惡な「ブルジョアの偏見」と看做してゐた。しかるに、曾つてはレーニン及びスターリンが「ブルジョアの偏見」として批難したこれらの辭句が、假令實生活にまで滲透しないまでも、外形的には正式に新ソヴェート憲法に取り入れられるに至つた。

舊い政策の放棄は更に單に言葉の上においてのみならず、極めて現實的な若干の改新を惹き起した。我々は既に、以前「階級敵」として扱はれてゐた人々に對しても、新たな態度が採られるに至つたことを述べた。それ以前にはこれら「ブルジョアの」要素の殘存物は「權利を剝奪」され、而も政府から何等の救助をも受けてゐなかつた。彼等は就職を禁じられ、彼等の子弟は學校に入學することも出来なかつた。根強い傳統を放棄して、今や政府は彼等のソヴェート學校への入學を許し、且つ現在においては全人口の僅かに一・五%がこの權利を奪はれてゐるに過ぎないことを認めてゐる。一九三六年五月には政府は更に一步を進めて、或る就職の候補者を單に曾つてその人自身或は兩親がブルジョア社會の人間であつたといふ理由で拒否することを禁じた。

更に既に我々は政治局によつて發表された、第二次五箇年計畫（一九三三年一月一日—一九三七年十二月三十一日）は第一次五箇年計畫（一九二八年十月一日—一九三二年十二月三十一日）よりも現實的な規模の上に建てられてゐるといふことを述べた。第二次五箇年計畫原案の實施に當つて、工業化の基本的制度を破壊するやうなものはすべて削除されたことは確かである。殊に新計畫の多くの修正が人的素材、即ち「基幹分子」の缺乏といふ理由からなされたといふことが指摘されねばならない。

しかし、これらの全ての事實が第一次五箇年計畫の基本的原則の變革、即ち放棄を意味するものであると云ひ得るだらうか。

この重大問題の評価に當つて、現實的變化の價值を過大評價することは、過少評價することよりも遙かに危険である。か

くて、極めて慎重な態度を以つて新コルホーズ規約及び新工業計畫の研究がなされねばならない。

農業集團化に對するソヴェート政權の絶えざる努力

コルホーズ農家の「自家消費のための耕作」の發展は、疑ひもなく經濟問題に關する個人のイニシヤチブに對するソヴェート政權の一讓歩であることを證明する。しかし、このことは決して所有權の確認を意味するものではない。コルホーズ農家の小住宅附屬地を使用する權利は財産とは異なるものであり、更にまた或るコルホーズ農家がコルホーズに屬する土地を所有することを意味するものでもない。何等かの理由によつてコルホーズ農家がコルホーズを脱退する場合には、コルホーズ農家は、この事實によつて、「小住宅附屬地」を使用する權利を失ふ。他方また、この極めて小さな經營の建設はソヴェート政權が農民經濟の古い個人的形態を完全に排除せんとする政策を放棄したといふことを全然意味するものではない。それどころか、政府は一九三八年初頭までに「非集團的」經營の完全な消滅を企圖してゐる。最近における非集團的經營の減少は豫定された期間内にこの計畫が成功的に完成されるであらうといふ期待を持たせる。非集團的經營の絶えざる減少は次の數字によつて示されてゐる。

年 度	コルホーズ農家數	集團代のパーセンテージ	非集團的農家數
一九三四年 十月 一日	一五、八六七、七〇〇	七三・〇	五、八六八、九〇〇
一九三五年 七月 一日	一七、三〇七、八〇〇	八二・八	三、五九五、三〇〇
一九三六年 四月 一日	一八、三三二、二〇〇	八九・〇	二、二六四、五四〇

(註) 「ソツタイアリスチエスコエゼムレゼーリエ」紙(一九三六年六月一日)。一九三四年以前のソヴェートにおける集團化の發展に關する

數字は前章「社會主義への前進」参照。

一九三七年中にコルホーズは二四萬三、七〇〇に増大し、コルホーズ農家數は絶對數で一、八五〇萬に増加した。集團的經營(コルホーズ及びソフホーズ)の相對數は同年に全農家の九三%、全播種面積の九九・一%に達した。

かくて、ソヴェート政權は實際上コルホーズ農家の小規模な「自家消費のための耕作」を認めてゐるにも拘らず、經濟政策の「一般的方針」は農業の分野においては不變であつた。

新工業化計畫の重壓に疲らされた國民經濟

工業に關する新生産計畫は第一次五箇年計畫よりも小規模であつたが、それにも拘らず、既に第一次五箇年計畫によつて疲らされた國民經濟にとつては相當な重荷であつた。工業化は絶えず國庫に巨額の費用を要求するが、その極く小部分が所謂「企業収益税」によつて賄はれるに過ぎない。その不足額を政府は國家豫算の一般的財源によつて充たさねばならない。下表はその不足額を示してゐる。(單位一〇億ルーブル)

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
豫算の工業への充當額	九・一	一三・八	一四・八	一四・八
企業収益税額	〇・九	〇・七	〇・九	〇・七
不足額	八・二	一三・一	一三・九	一四・一

(註) 「一九三五年國民經濟計畫」

經濟計畫によつて人民に課せられる重い負擔は、明かにソヴェート聯邦豫算の機構及び増大より生ずるものである。

豫算の絶えざる増大

ソヴェート聯邦の單一國家豫算は次の如き數字を示してゐる。(單位一〇億ルーブル)

一九二七—二八年	六・八	一九三三—三四年	三三・〇
一九二八—二九年	八・一	一九三三—三五年	四九・七
一九三〇—三一年	一二・八	一九三五年	六五・九
一九三一年	二〇・四	一九三六年	七八・七
一九三二年	二七・五	一九三七年	九八・一

(註) この最後の數字は一九三七年一月十四日の「ブラウダ」紙から引用した。

次にソヴェート聯邦の最近の國家豫算の主要項目を掲げよう。(單位一〇〇萬ルーブル)

收 入	一九三五年	一九三六年	一九三七年
一、社會化經濟よりの收入	五二、〇三五・七	六二、六九〇・〇	七六、七九五・四
(一) 取引税(註一)	一、七三五・七	三、一八八・三	六、三〇四・二
(二) 収益控除金	六九九・二	七九八・五	九七二・九
(三) 企業及び諸組織よりの所得税 其他	一、七五八・四	三、一五〇・〇	三、七〇〇・〇
(四) 社會保險よりの入金	八六五・〇	一、二〇〇・〇	一、六〇〇・〇
(五) 生産、配給及び信用組織の遊 資により公債を買入れたる資金	一六・三	九二・〇	
(六) 社會化經濟よりの其他の收入			

社會化經濟よりの收入總額	一九三五年	一九三六年	一九三七年
二、國民資金の動員	五七、〇九〇・三	七一、一一八・八	八九、三七二・五
(一) 大衆公債	三、五五〇・〇	三、九五〇・〇	四、三七五・〇
(二) 租税及び賦課金	二、一八二・八	二、一三〇・〇	二、六四五・〇
國民資金の動員總額	五、七三二・八	六、〇八〇・一	七、〇二〇・〇
三、其他の收入			
(一) 關 税	三〇〇・〇	八二〇・〇	八六〇・〇
(二) 貨幣制度	二五・〇	一一〇・〇	一五・〇
(三) 諸收入	四五二・五	六七六・一	八〇二・〇
其他の收入總額	七七七・五	一、五一六・一	一、六七七・〇
收入總額	六三、六〇〇・六	七八、七一五・一	九八、〇六九・五
支 出 (註三)			
一、國民經濟への融資			
(一) 工 業	一五、三三四・六	一四、〇七六・一	一一、三九七・五
(二) 農 業	七、一一二・〇	七、七〇〇・七	九、〇五九・二
(三) 運輸及び通信	六、〇二六・一	七、九〇七・五	八、五三三・〇
(四) 商業及び其他	六、六八四・二	七、八九九・二	九、五九五・九
國民經濟への融資總額	三五、一五六・九	三七、五八三・五	三九、五八五・六
二、社會文化施設費	四、八〇四・三	六、五〇九・五	一〇、八七〇・一
三、國防及び行政費			

し、政府自身が衣服及び糸、石鹼及び火酒、パン及び煙草、食料品及び乾物類、砂糖及び茶、燐寸及び石油、糖果及びボンボン等凡ゆる日用品を販賣する。これら全ての「物品」には取引税と呼ばれる、特殊な税金が課せられる。この取引税は農民からの原料の調達より消費者への製品の引渡しに至るまでの全取引段階の各々に課税される。

間接税の大きさ

舊時代の消費税に等しい、消費に對する間接税は眞實とは思はれない程に商品の價格を引き上げる。日常消費財に對する課税を認めない古い社會主義的原則と異なつて、間接税は現在「社會主義的豫算」の最も重要な項目を成してゐる。一九三二年以來取引税は國家收入の中で他の全財源總額よりも大きな割合を占めてゐる。

年	度	百 萬 ル ー プ ル	豫算總額に對する百分率
一九三一年	九 三 一 年	一、六四三・三	五〇%
一九三二年	九 三 二 年	一九、五一四・〇	六三
一九三三年	九 三 三 年	二六、九八三・〇	六四
一九三四年	九 三 四 年	三七、六一五・〇	六五
一九三五年	九 三 五 年	五一、九〇〇・〇	六六

取引税は五〇%から七九%に増大した。収入額は一九三五年には五二〇億ルーブルに達した。(但しルーブルの價值がこの期間に變動したことを考慮せねばならぬ)。取引税はソヴェート政府にとつては事實「金鑛脈」の發見にも匹敵する。取引税からソヴェート政府は大工場、飛行隊、科學研究所、更にソヴェート聯邦の首府を訪れる旅行者及び「資本主義國」の大官達の

賞讃的となる豪華なモスクワの地下鐵等の建設費を得てゐるのである。

一九三六年及び一九三七年度豫算における取引税

一九三六年度及び一九三七年度における取引税は小麥、酒精、植物性油、砂糖、肉、綿布、石油、揮發油等に課せられた豫算見積額によれば、取引税は一九三六年度には六二六億九、〇〇〇萬ルーブル(全豫算の七九%)、一九三七年度には七六七億九、五〇〇萬ルーブル(全豫算の七八%)に達する。この龐大な取引税の占める比重は、國庫收入と小賣商業よりの取引税總額とを對比して見る場合殊に顯著である。一九三六年度にはこの取引税額は一、〇〇〇億ルーブルと豫定され、計畫遂行に關する暫定資料によれば一、〇六〇億ルーブルに達した。一九三七年度においては同税額は一、三二〇億ルーブルと豫定された。かくて、國庫は一九三六年には小賣商業賣上高に對して、一ルーブルに就き約六〇カベークを取引税として徴收したことになる。一九三七年にはこの徴收額は一ルーブルにつき五八カベークを越えた。若し、生活必需品に對するかゝる重い間接税制度が或る近代的民主主義國に行はれてゐるとしたならば、必ず反抗的感情を生ぜしめるであらう。而もかゝることが、ソヴェート體制を社會主義的樂園であると最も熱心に考へてゐる人々の社會に行はれてゐるのだから驚くべきことである。

農村に對する間接課税。その課税方法

既に述べた如く、農民からの現物調達に對する課税は取引税のうちで最も主要なものである。一九三二年以來この課税は次の如き方法で農村に適用された。即ち、政府は各コルホーズ及び非集團的經營に對して、それらが國定價格で國家に提供すべき小麥、馬鈴薯、肉、牛乳或は牛酪、羊毛等の一定額を通告する。義務納入額は次の條件によつて決定される。(一)當該コルホーズ或は非集團的經營の所在地によつて。勿論肥沃な南部地方はより肥沃ならざる北部地方よりも重い税を課せられる。

(二)全耕作面積、播種面積、家畜の重要性等によつて。之に反して、實際の收穫は全然考慮せられない。従つて、或る一地方が不作だつた場合にはその義務納入額は實際上の負擔力を越えるので、その結果農民は飢饉に陥し入れられる。この痛ましい農民の飢饉はコルホーズ農業史上に一度ならず生じたことである。しかし、ソヴェート政權は今に至るも未だこの現實に眼を蔽うてゐる。

一九三七年春ソヴェート聯邦の多くの地方で、不作と小麦調達の過重なため農村人口は新たな飢饉の危機に曝された。政府の公表するところによれば、一九三六年は非常な豊作であつた。しかし、一九三七年三月頃は之に反して「氣候の不順のためヴォルガ及び東南部地方において穀物收穫が減少した」ことが明らかとなつた。従つてまた、確かに事態は不幸にも言語に絶するものであつた。ヴォルガ地方、南部地方、東南部地方、中央地方及び極東シベリヤ地方の非常に多數のコルホーズは種子の缺乏のため春の播種を行ふことが出来なかつた。そこで、政府はかゝる事態に備へるために、種子の貸付を行はねばならなかつた。

一九三七年春、通常最も良い收穫を得てゐる大部分の地方に對しても、種子の貸付がなされたとい事實から事態は極めて悲惨なものであつたことが推論される。しかし更にこの事實から、コルホーズはコルホーズ規約第十一條によつて國家への納入義務を果たした後は貯蔵すべき種子を手元に残さなかつたといふことを考へ合せれば、事態は恐らく一層慘憺たるものであつたことが知られる。かゝる事情の下においては、コルホーズが播種のための充分な種子を持たない場合でも、全收穫は國家に納入され、況んやコルホーズは農民の食料(「労働日」に對する現物支拂)及び家畜の飼料を確保することは出来なかつた。(註一)

(註一) 農務人民委員部の指導的な人々自身さへもソヴェート聯邦の多くの地方において、一九三六—一九三七年の冬の飼料缺乏のために家畜の飼育が異常な危機に瀕したことを認めてゐた。(ソツタイアリスチーチエスコエ・ゼムレゼリエ)紙、一九三六年三月一日参照)家畜を藁や木の

枝で飼養せねばならなかつたといふ事實は、また農民の食料が如何に缺乏してゐたかの他の一つの證據であつた。

一九二八年より一九三五年に至る小麦の國家調達は次の如き上昇傾向を示してゐる。(註二)

年	度	小麦收穫總額 (單位百萬キントナル)	國家調達額 (單位百萬キントナル)	總收穫額に對する百分率
九	二	七三三・二	一一四・〇	一六・九
九	三	七二七・四	一六三・〇	二二・七
九	四	八三五・四	二二六・〇	二七・〇
九	五	六九四・八	二二七・〇	三二・七
九	六	六九八・七	一九二・〇	二七・五
九	三	八〇〇・〇	二三一・〇	二八・九
九	四	八四五・〇	二六三・〇	三一・一
九	五	九二〇・〇	—	—

更に、農民は棉花及び甜菜糖の全收穫、一ヘクタール當り二二キントナルまでの馬鈴薯の全收穫、牧羊一頭當り二、〇〇〇キントナルまでの羊毛の全收穫、北部地方においては牝牛一頭當り二、二〇リットルまでの全牛乳等を納入せねばならない。

これらの納入に對して、國家は眞の租税的性質を幾分有する「固定價格」を支拂ふ。しかし、この租税の眞の性格は納入された農産物に對して、國家の支拂ふ極めて低い價格とその農産物の消費者への販賣に課せられる極めて高い課税とを比較することによつて諒解される。これら兩者の差額が「農産物に課せられる取引税」の名目で豫算に計上される。豫算はこの項目の下に一九三五年、一九三六年及び一九三七年の各年に總額二四〇億ルーブルの収入を計上した。既に公表された一九三五年度實

行豫算における顯著な事實は、農産物の價値の極めて多くの部分が國家の手に入り、農民の手に残されるのは全く僅かな部分であるといふことである。(註一)

(註一) 種々なソヴェート機關の發表する數字の位置によつて、大戦前のロシアの穀物價格、現在の調達價格及び販賣價格の適切な比較をなすことが出来る。

一九一三年における裸麥一キントル(一〇〇キログラム)の價格は四ルーブル四七カベークであり、小麥一キントルの價格は五ルーブル六八カベークであつた。(「經濟評論」誌一九二八年第五號)一九三三—一九三四年における一九三三年度收穫に對する調達價格は裸麥一キントルにつき六ルーブル三三カベークであり、小麥一キントルにつき八ルーブル五二カベークであつた。しかし、これら二つの時期の價格から認められる差額はルーブル購買力の著しい低落によつて抹殺される。(ヤンボルスキー編「農村における一九三三—三四年度の調達價格、及び穀物と向日葵の買的評價」一九三三年)

他方裸麥粉の卸賣價格は一九三四年には一〇〇キログラムにつき六〇ルーブルであつた。小賣價格は一九三五年一月一日には、地方によつて一キログラム當りルーブル三五カベーク乃至三〇カベークであつた。小麥粉(六割混合)の卸賣價格は一九三四年には一〇〇キログラムにつき六六ルーブル七〇カベークであり、小賣價格は地方によつて一キログラム當りルーブル四〇カベーク乃至三〇ルーブル八〇カベークであつた。(「財政及び經濟法令時報」一九三四年第十九號)しかし、一九三五年秋の價格の改革以後調達價格は僅かに一〇%引き上げられた。

前記の諸年度における調達總額は二五〇億三、〇〇〇萬ルーブルであり、その總額のうちから二〇七億二、九四〇萬ルーブル、即ち全農産物價値の八二・八%が取引税として徴收された。(註二)

(註二) 「一九三三—三五年ソヴェート聯邦豫算實績報告」二五六頁。更に同報告三四〇頁には同年における諸農産物調達價格表が掲げられてゐる。

しかし、これらの數字は決して國家が取引税の名目の下に農業から徴收した眞實の財政收入總額を示してはゐない。農産物の或る部分は工業に送られ、更に工業上の加工を施された後にまた取引税を支拂はねばならない。一九三七年の取引税は豫算收入總額の八〇%を占めてゐたが、その收入額の四分の三は種々な方法によつて農業生産から收得され、従つてコルホーズによつて負擔されたことが認められる。(註三)

(註三) 農業生産物の約八五%が國家調達に向けられ、僅かに一五%が農民自身によつて自由市場において自由價格で販賣される。第二次五箇年計

畫の一九三七年度に關する諸統計によつてこの事態を確認することが出来る。

取引税及び工業生産物税

一九三七年度豫算は工業生産物及び商品取引に對する取引税として五二七億ルーブルの收入を計上した。その内工業設備のための生産手段に課せられる部分は全然會計上の價値を持つに過ぎず、而も全收入の極めて僅かな割合を占めるに過ぎない。之に反して、輕工業製品及び食料品、更に石油及び揮發油等の小賣される或る種の重工業製品に對する課税は前者に比較して非常に大きな割合を占め、食料品工業人民委員部に屬するものだけで二六八億ルーブルに達してゐる。(註一)食料品工業人民委員部は原料の食料品への加工に際して、現物税及び直接國營企業(ソフホーズ、漁業組織等)に對する課税の形態で人民から徴收する。従つて、前記の食料品に對する取引税の他に、更に國家が現物税の形態で農民に課する二四一億ルーブルの取引税がつけ加へられねばならない。かくて、五〇九億ルーブル、即ち一九三七年度國家收入の半分以上が事實上食料品に對する間接税から得られてゐる。

(註一) この金額にはアルコール及びウオッカの專賣から政府が得た六二億ルーブルが含まれてゐる。

一九三七年度豫算は輕工業人民委員部に屬する取引税として總額一一四億ルーブルを計上した。勿論、この全額が消費者の負擔となるのである。

以上の説明によつて、強度な工業化のための巨額な費用とソヴェート豫算における人民の比類なき重課のための低い生活水準との間の因果關係が明かにされた。

租税及び義務的公債

一般的な間接税と比較すれば、其の他の財源からの収入は殆んど取るに足りない。其他の財源とは、(一)租税及び(二)公債の義務的應募である。

一九三七年度豫算は租税収入として二六億ルーブルを計上し、その内一二億ルーブルが農業(農業税(註二)及び臨時文化施設税)から醸出された。更に、公債収入として四四億ルーブルを計上した。公債の應募は義務として認められてはゐないが、このことは既に疑ひなき事實である。公債が毎年發行される毎に、先づ各聯邦加盟共和國及び各州の、次に各區の割當額が決定される。次いで、この割當額應募のための運動を組織し、職業組合の指導機關は各労働者及び勤務員が應募すべき賃銀額からの割合を決定する。各労働者及び勤務員への割當額は一般に一箇月乃至半箇月間の賃銀額に相當し、十二箇月に分割して支拂はれる。労働者達は公債への應募を社會保險(註二)等への拂込と同様に考へてゐる。更に、公債券の譲渡は「國家融資特別委員會」の許可——この許可は殆んど與へられたことがない——を必要とするといふことによつて、公債の強制的性質は一層強化される。(註三)

(註一) 一九三六年に農業税は所得税に改正され、その税率は各ホルホーズの收穫總額に對する三%であつた。

(註二) ソヴェート聯邦の内國債は一九三四年一月一日現在一四三億七、〇〇〇萬ルーブルに達した。(ソヴェート聯邦便覽)ロンドン、一九三六年、三三三頁)豫算によれば、一九三七年末には一五〇億ルーブルを超え、更に一九三七年度國防公債として四〇億ルーブルの巨額な融資が豫定されてゐる。従つて、内國債は一九三七年末には三〇億ルーブルを超えることになる。賃銀基金は一九三四年には四一六億ルーブルに過ぎなかつた。一九三七年には五〇七億ルーブルに達することを考へれば、國家の拂つた努力の如何に大なるかを知ることが出来る。(上掲書一五三頁)に債券所持者数が總人口一億七、五〇〇萬人に對して四、〇〇〇萬人に達するといふ事實から、人民に對する強制を程度を知ることが出来る。(上掲書三三二頁)

(註三) 最近まで、特別の許可なしに債券を擔保に提供することも同様に禁じられてゐた。一九三七年以來公債券は六箇月を越さざる期限を以つて自由に擔保に提供することが許され、その貸附額は擔保價値の三〇%に限定された。

貨幣表章の發行より得る収入

最後に、貨幣表章の發行もまた工業化費を充たすための流動財源であり、工業化の開始當時には極めて重要な財源であつた。その後一九一八—二四年頃のやうなインフレーションを再び起す危険が生じたので指導者達はこの政策を放棄した。貨幣表章の發行より得た収益額は、次の流通紙幣及び金準備を示す統計表によつて評價される。(單位百萬ルーブル)(註一)

年	度	紙幣(銀行券及び國庫券)	補助貨幣	金準備(註二)
一九二九年	一月一日	一、八二一・一	二〇六・八	一七九
一九三〇年	同	二、五二九・二	二四三・八	二五六
一九三一年	同	四、〇二六・七	二七五・三	四八四
一九三二年	同	五、一五三・一	三一一・四	六三八
一九三二年	七月一日	五、八四七・〇	三三三・〇	七一五 (九月一日)
一九三三年	同	六、五三三・〇	二九二・〇	七七九
一九三四年	一月一日	六、五〇一・五	三六八・〇	八〇八
一九三五年	四月一日	七、四七八・九	四〇〇・四	八五八
一九三五年	十月一日			九七一
一九三七年	一月一日	一〇、八二〇・七	四三四・九	一、九〇六

(註一) これらの數字はソヴェート通商代表部發行の「マンズリー・レビエ」誌(ロンドン)一九三二—三五年、及び國幣聯盟發行「統計月報」(ジュネーブ)一九三二—三五年より引用した。一九三七年の數字は「マンズリー・レビエ」誌一九三七年第六號、二八〇頁及び二九九頁より引用)ソヴェート聯邦における年平均流通紙幣額は上掲表に掲げた一定期日に關する數字と相異なる。この相異は、一部分ソヴェート統計の不完全

な結果である。ソヴェート統計ではその出所が異なるに従つて常に同一對象に關する數字が異なつてゐる。(單位一〇〇萬ルーブル)

年	度	年平均 (紙幣及 補助貨)	紙幣流通額 (紙幣及 補助貨)	年	度	年平均 (紙幣及 補助貨)	紙幣流通額 (紙幣及 補助貨)
一九二八年	年	一、七三三・七	一	一九二八年	年	九	六、六三八・〇
一九二九年	年	二、三一一・六	一	一九二九年	年	九	七、二二八・〇
一九三〇年	年	三、五三八・六	一	一九三〇年	年	九	七、二五五・〇
一九三一年	年	四、八二一・〇	一	一九三一年	年	九	八、六三三・〇

(この表に示された、一九二八年より一九三四年に至る數字は一九三五年モスクワで第七回ソヴェート大會の際に國立銀行で發行したパンフレットから引用した。一九三五年の數字は財務人民委員グリシコフの一九三六年一月七月の「アラウダ」紙の論文から引用した。)

この表の數字と他方前掲表の數字とが假令へ相異するとしても、得られる推論は矢張り同じである。

(註二) 公表數字によれば一九二九年以前の金準備は、一九二四年四月一日九、六〇〇萬ルーブル、一九二五年一月一日一億四、二〇〇萬ルーブル、一九二六年一月一日一億八、二〇〇萬ルーブル、一九二七年一月一日一億六、四〇〇萬ルーブル、一九二八年一月一日一億八、九〇〇萬ルーブルであつた。かくて、金準備の變動は二つの時期に分けられる。一九二九年までの第一期には金準備は最初増加し、その後一億五、〇〇〇乃至二億金ルーブルの間に安定してゐた。強度な工業化の段階と一致する第二期は金準備の急激な増大をその特徴とする(「パーミンガム・ロシア經濟事情調査局報」第六號)

(註三) 一九三七年一月一日には八〇億二、〇三〇萬ルーブルの銀行券及び二八億四〇萬ルーブルの國庫證券が流通してゐた。

斯くの如く、貨幣流通及び金準備は絶えず増大し続けた。しかし、一九三七年一月一日に示されてゐる金準備の一見驚くべき激増(九億七、一〇〇萬ルーブルより一九億六、〇〇〇萬ルーブルへの増大)は主として一九三六年二月に行はれたルーブルの平價切下の結果である。金準備と貨幣流通(紙幣及び補助貨)との比率は一九三七年一月一日には約一七%となつた。

ソヴェート工業における利潤の問題

ソヴェート聯邦の豫算は社會主義的工業の建設のために非常に重い犠牲を人民に負はしてゐる。それにも拘らず、ソヴェート工業は良好な状態を示してゐない。工業、殊に第二次五箇年計畫において最大の配慮が拂はれてゐる重工業の不良な状態は、國家による獨占が競争を許さないもので、ソヴェート工業は謂はば温室内で發達してゐることに大部分の原因があると見なければならぬ。ソヴェートの工業はその經費を賸り得ないにも拘らず、依然として維持され而も年々その生産額を増大してゐる。一九三六年に至るまで殆んど大部分の工業部門において引渡價格(卸賣價格)は生産原價以下に決定されてゐた。この引渡價格は全經濟領域において政府の採つた一般的目的(「自立採算制」)に従つて決定された。(註一)従つて、それは古典的經濟におけるとは全然異なつた方法で決定された。經營から生じた缺損は一般に國家の補助金によつて補償された。(註二)

(註一) こゝで問題となつてゐるのは生産物が國民に販賣される場合の小賣價格ではなくて、生産物や他の企業或は國家組織に引渡される場合の引渡價格である。この場合には、明かに販賣價格と呼ぶことは出来ない。何故なら、引渡された生産物は依然として國家の所有に屬してゐるものであるから。この引渡價格は只諸企業と國營工業及び商業組織との間の計算の基礎として役立つに過ぎない。

(註二) 「プラノヴォエ・ハジヤイストヴォ」誌(一九三六年第五號七六―七七頁)はこの經營方法に關して次の如き説明をなした。「第一次五箇年計畫において工業化が達成されるためには、重工業の諸部門において低價格を維持することが必要であつた。金屬及び石炭が低廉であることは機械が廉價で生産されるための第一條件であり、かくて低廉な機械は容易に全經濟部門に普及される。しかし、その生産原價が高いにも拘らず、重工業生産物の低價格を維持するためには國家の補助金が絶對に必要である。技術が未だ充分に普及せず、生産原價は高いにも拘らず、第二次五箇年計畫に當つてこの補助金を廢止したといふことは、當然重工業生産物價格の激しい騰貴を惹き起すであらう。」

ネツプ(新經濟政策)の初期に、ソヴェート工業史上に確かに上級經濟機關が出来得る限り工業から利潤を得、或は少くとも缺損を生ぜしめないことを自己の課題とした一時期があつた。一九二三年第十二回全露共産黨大會はその決議において、正確な自立採算、現實的な生産原價及び商業バランスが存在せざる限り、ソヴェート經濟の合理的組織は不可能であると論じた。その決議は次の如く述べてゐる。「収益をあげ得る工業のみが勝利し得る。國家の補助を受けねばならぬやうな工業はプロレタリア獨裁のための確固たる永続的な基礎を建てることは出来ない。國營工業の當面する剩餘價值の問題はプロレタリア

の運命に關する致命的問題である。(註一)この決議に従つて、ソヴェート聯邦の諸經濟機關は大戦前の方法によつて工業上の生産原價を確立せんと長い間努力した。かくて、一方においては新たな諸條件を考慮に容れて大戦前の方法に従ひ、他方においてはネツプ時代の市場に存した方法に従つて生産原價を決定した。しかし、前記の決議後一箇年たらずの後に第十三回黨大會(一九二四年一月十六日—十七日)は、工業の引渡價格をその生産原價に基いて決定し且つその價格に出來得る限り大きな利潤を含ましめんとする試みは引渡價格の騰貴を惹き起したので、その結果多數の國營企業は「支拂を停し、生産を減少せねばならぬ脅威」に曝されたことを認めねばならなかつた。かゝる事態に當面して、黨は「引渡價格の引き下げ」を工業政策の緊急問題として取り上げた。

(註一) それ以前の時代には一般に價格の問題は全取上げられず、どうでもよいものと考へられてゐた。例へば一九一八年八月の人民委員會の決議は、ソヴェート・ロシアは將來専ら直接的な物々交換を行ふであらう。従つて「この方法によつて交換される生産物の支拂は貨幣を使用せず帳簿上の計算によつて行はれるであらう」と述べてゐる。

かゝる決議にも拘らず、その後においても引渡價格の計算に當つて利潤率が考慮されてゐた。しかし、一九二四年以來政府は次第に精力的に引渡價格の水準に干渉し出した。一九二七年末に、工業の引渡價格の問題に關して決定的な轉回がなされた。一九二七年十二月二日より十八日に亘つて開かれた第十五回黨大會は、「生産原價の引き下げが工業の中心課題であり、其他の問題は從屬的問題に過ぎない」と規定した。

一九二八—二九年には工業の引渡價格は漸次決定的に市場價格から分離した。一九三〇年にはこの分離過程は完全に遂行された。「自立採算」が各企業内における「營利計算」に決定的に代位し、國家豫算からの補助金は一般的に、自立採算に基いて決定された引渡價格と純生産原價との差額を補償した。

この方法の結果は直ちに現はれた。一九三一年七月スターリンは工業指導者の會議の席上で、多くの企業は寄生的存在とな

り、或る場合には「補助金は豫算喰ひとなり、更に」企業の収益を低下せしめた」と指摘した。次いで、ソヴェートの指導者達は引渡價格を生産原價以下に決定すること及び國庫からの規則的な補助金の交付は個々の企業に對して惡結果を齎したのみならず、工業全體に對してその影響を及ぼしたことを考慮せねばならなかつた。「寄生的傾向」、「企業の財務活動に對する蔑視」、「自立採算の弱体化」、増大した「全活動の非収益性」(註二)が到るところに生じ、次第に一般的状態となつた。最後に、ソヴェート政權は豫算からの補助金制度及び中央經濟機關の決定する引渡價格の實行を放棄せねばならなくなつた。

(註二) 「アラノグオエ・ハジヤイストグオ」誌、一九三六年第五號七六—七七頁。「プラン」誌、一九三六年第九號八頁。

一九三六年四月多數の新聞紙は「國庫補助金制度の廢止、重工業及び木材工業の引渡價格の廢止」を報導した。(註三)それ以後、新引渡價格は一定の工業部門全體を基礎として、それが缺損を生じないやうに決定された。この缺損なき引渡價格は「一定工業部門の或る生産物に關して得られた平均的な生産原價を考慮して決定された。かくて、新引渡價格は一方においては低い生産原價を以つて活動するトラストに對する奨励金及びより高い生産原價で生産するトラストに對する命令的な刺戟を意味してゐる。(註四)

(註三) 國庫補助金の廢止は石炭、泥炭、鐵礦、金屬の各工業、全化學工業、我る種の機械製作業、セメント及び木材工業に對してなされた。

(註四) 「アラノグオエ・ハジヤイストグオ」誌、一九三六年第五號八二頁。

引渡價格に關する新政策は必ずや大きな困難に逢着するだらう。ソヴェート工業においては、同一生産物——例へば鑄鐵、過磷酸鹽等——の生産原價ですら、一工場と他工場によつて屢々二〇〇%を超える程の著しい差額を示してゐる。「平均的な生産原價」の設定は今後も一企業を犠牲として他企業の缺損を補ふことを必要ならしめるだらう。資本主義制度の場合におけるとは異なつて、「成績の悪い事業」は絶えず「平均的な生産原價」を合理的生産の通常の水準以上に高める働をなすだらう。ソヴェート當局の再び採つた「營利計算」の原則は必ず事實上痛烈な打撃を蒙るだらう。(註五)

(註一) 一九三〇年の信用改革以前には、集團的な工業部分の内部に商業手形が流通してゐた。國營(協同組合を含めて)企業は相互に手形の引渡に對して短期信用を與へ合ふことが出来た。企業自身による直接的な手形の發行は信用の計畫的分配を必要ならしめた。企業をして正確にこの計畫的分配に従はしめ、手形の期限を書き替へることを全然禁止し、更に他の企業から信用を受けもつことを禁ずるために、政府は手形の流通を禁止し、信用の額を國立銀行の當座勘定の限度内に制限した。かくて、ソヴェート聯邦の國立銀行は集團的工業部分に對する短期信用の唯一の源泉となつた。

これこそポリシエヴィキ制度の明白な中央集權的性格の新たな一例である。

しかし、工業原料の價格が市場の状態によつては決定されず、恣意的に國家によつて決定される獨占的な國家經濟において、果して「營利計算」は存立し得るであらうか。一企業が人為的な低價格で原料、燃料、半製品を購入する場合に得られる利潤は明かに現實的なものでは有り得ない。「ザ・インドウストリアザアチユ」紙は一九三五年第一九六號紙上において「原料及び燃料の引渡價格の不同、及び諸工場における計算様式の相異が存在する限り、計算された金額は決して國民經濟が負擔する眞の生産費を現はしてゐない」と認めざるを得なかつた。このことから、かゝる條件の下においては工業の収益性に關する論争は大部分現實的なものではないといふ結論が引き出される。(註二)この説明から考へれば、一九三七年五月になされたニージニ・ノブゴロドのマケイフ冶金工場の公式的視察の結果は極めて特徴的である。一九三五年以來この企業は模範的工場とされてゐた。一九三五年八月十一日「ブラウダ」紙は「二萬五千人の労働定員を持つこの工場は凡ゆる國の美望的である。マケイフ工場はソヴェート冶金業の収益性のための闘争の旗手である」と報じた。同工場のグバハリヤ技師はスターリン自身から管理者の職に任ぜられ、彼の管理上のイニシャチーブは全てスターリンの好意的支持を受けた。全てが順調に行はれてゐた時、一九三七年六月初旬「ザ・インドウストリアザアチユ」紙は突然グバハリヤ技師をトロツキスト、妨害者と宣告し、彼の輝かしい報告は虚偽の堆積であると聲明した。

(註三) ソヴェート聯邦の經濟に關する主要な刊行物は次のことを認めざるを得なかつた。一九三六年には「工業は生産原價の引き上げ計畫を遂行し得なかつた。且つ劣等品(廢物、二等品及び三等品)の割合は著しく「ノルマ」(標準)を超過した。……一九三六年の下半期に行はれた一聯の企業及び經濟機關の視察の結果、會計の不充分、財務規律の甚だしい違反及び國家收入の明白な掠奪が證明された。一九三六年の特徴は生産の發達テンポと經營の質との調和の破壊であつた。」(エコノミーチエスカヤ・ジズニ「一九三七年三月六日」)

ソヴェート聯邦の模範的工場に發生した不幸な禍は、全ソヴェート工業を特徴づけるものであると認めざるを得ない。それは兎も角、ソヴェート聯邦の工業は現在に至るまで明らかに寄生的存在を續けてをり、そのための經費は常に主として農民によつて負擔されてゐる。

ソヴェート工業の質的方面

生産の質を改善する必要は、ソヴェート政府の工業政策が絶えず解決のために努力し、而も未だに解決し得ない一問題を提起する。確かに政府の公表した統計數字によれば、一九三六年前半期の労働生産率は一九三五年の平均水準を二一%突破した。しかし、先進諸國の労働生産率に比すれば未だに非常な低水準にある。「アメリカ合衆國における労働の生産率は我國よりも二倍高い」と「ザ・インドウストリアチユ」紙は認めざるはをなかつた。(註一)同様に生産の純技術的方面の絶えざる改善にも拘らず、ソヴェート工業全體にとつての將來の課題(註二)は「世界的工業の技術的生産率に追いつくことである。」しかしソ、ヴェート工業は先進諸國において既に獲得された生産の質と等しくするために異常な努力をなさねばならぬだらう。一九三六年六月末に開かれた重工業人民委員部評議會の席上で、重工業人民委員オルジョニキエ及び同次官ピアタコフは「我國の機械の質は未だ多くの改善すべき餘地を残してゐる」と認めざるを得なかつた。(註三)「ザ・インドウストリアチユ」紙は澁澁ながら「ソヴェート聯邦は最近の技術上の要求に應じてニコポール鋼管工場を建設するために一億ルーブルを投じた、而るに同工場は鋼管ではなくが、くたを生産した」と報じた。(註四)更に、輕工業人民委員は我々は「一九三六年

に基本的要求を實現し得なかつた。廢物のパーセンテージの大きいこと及び生産物の質の不良なることは眞に我々の恥辱である。多くの場合、労働における不徳義、無智、不注意の結果廢物が生ずる。これは極度の混亂であり、恥辱である」と聲明した。(註五) ソヴェートの諸刊行物は一九三七年にこの種の多くの苦情を訴へてゐる。(註六)

(註一) 「ザ・インドウストリアザアチユ」紙、一九三三年七月五日。一九三七年二月一日の同紙上にもソヴェート聯邦における労働者の平均生産率はノルマ及びスタハノフ運動者の指数よりも遙かに以下であるばかりでなく、技術的に進んだ諸國の平均指数よりも劣つてゐると記されてゐる。……アメリカ合衆國の鋸鋸廠では一労働者當りの年平均生産額は一九二九年に一七三五噸であつたに對してソヴェート聯邦においては一九三六年に僅かに五七五噸であつた。アメリカ合衆國における最も成績の良い工場の一労働者當りの年平均生産額は三、七八〇噸であるに對して、ソヴェート聯邦におけるそれは一、五〇〇噸乃至一、六〇〇噸に過ぎない。……一九二九年にアメリカにおける機械化された或る鋸鋸廠は七五乃至八五人の労働者を使用して、ゐたに對してソヴェート聯邦においては二〇〇乃至二四〇名の労働者を要する。等々」

(註二) 「アラノヴオエ・ハジャイストヴオ」誌、一九三六年等七號一五頁。更に一九三七年三月二日の「アラウダ」紙は一九三六年におけるソヴェート聯邦の重工業の生産率は資本主義諸國のそれよりも著しく低くかつたと認めてゐる。同紙は次の如く述べてゐる。「ソヴェート聯邦の工業が資本主義諸國の進んだ諸企業に追いつくのを妨げてゐるものは何か。その原因の主要なものは遅れた労働組織、多くの企業における労働者の過剰及び利用の不正確である。……或る種の工業部門における労働者の過剰は熟練工の不足の結果である。企業管理機關は屢々仕事に對する訓練の不充分なる者、甚だしきに至つては初等教育を受けたに過ぎないやうな者によつて占められてゐた。等々」

(註三) 「ザ・インドウストリアザアチユ」紙、一九三六年五月五日。

(註四) 同上、一九三六年七月十五日。一九三六年の同紙第八號にも他の多數の不成績が指摘されてゐる。

(註五) 「リョーフスカヤ・インドウストリヤ」紙、一九三七年一月九日。

(註六) 殊に、一九三七年七月及び八月の「アラウダ」紙及び「ザ・インドウストリアザアチユ」紙。

スターリンの現經濟政策の新しい特徴

かくて、例の時代遅れの「成功の幻惑」時代以後政府は疑もなくその方針を轉換した。しかし、この方向轉換も未だ決して政

府が經濟的現實主義に向つたことを意味しない。寧ろ正反對でさへある。社會主義的諸經驗の周期は未だ終つてはゐない。かかる條件の下においては、その理論及び技術の完全な發展について語ることは少くとも輕率であるだらう。

事實上存在してゐるものは只「基幹分子を尊重せよ!」といスローガンだけである。このことは確かに實際的方面においては一つの改革であるだらう。しかし、政府が考へてゐるやうな特定の人間を尊重するといふことは、また同時にその反面を持つものである。事實、第一次五箇年計畫によつて強行されたソヴェート聯邦の工業的飛躍の裏面には驚べき人間の犠牲が認められてゐる。

「平等主義」の放棄

特定の人間及び基幹分子の尊重は、結局先づ第一に「平等主義」の原則の放棄を意味する。全ての人間に對する殆んど平等な報酬に代つて、請負労働及び或る場合にはプレミアム制度の採用によつて既に甚だしい賃銀の相異が生じた。スターリン及びその周圍の人々は彼等の以前の斷言に反して、經濟的不平等主義を讚美する多くの聲明をなした。この新しい立場から、多くの賃銀を得ることが社會主義的祖國に對する道德的功績と看做されるに至つた。「突撃」隊員は勳章を授けられ、個人的特權を與へられ始めた。普通労働者以上の賃銀を得る労働者は日常生活の慰安を求めんとした。スターリン自身もこの欲望を正常なものと認めたに止まらず、更に大いに稱讚しさへした。國營商店は國民が長い間使用し得なかつた商品を俄かに豊富に取揃へて、増加した賃銀の用途を提供した。かくて、その大部分が輸入品である凡ゆる種類の卓上裝飾品、婦人用絹靴下、ブラウス、香水、ハンドバック、蓄音機等が新しい時代相を特徴付けた。更に、この新時代の人間は都市においては個人的な部屋を、農村においては小屋を得る可能性を與へられた。しかし、この可能性は事實上家屋が不足してゐるので、多くの場合只言葉の上で與へられたに過ぎなかつた。同時にまた、國家の需要が充たされた後には、將來自動車を個人的に所有し得る

希望をさへ與へられた。ソヴェート政權は破壊された家計を再建して、國民生活を愉快なものとするために努力した。「同志諸君！今や生活は豊かになつた」——これが現在政府の代辯者によつて絶えず繰り返される叫びである。かくて、彼等は最近の改革以前のソヴェート聯邦の國民生活が如何に悪かつたかを問はず語りに告白してゐる。

労働強化の諸手段

勿論、より多く賃銀を得、生活を幾分豊かにする可能性は労働者の労働強化のための強力な刺戟であつた。その個人的生産額がほんの僅かでも一般的標準を超えさへすれば、その労働者は「突撃隊員」と呼ばれた。短時日の間に突撃隊員の数は全労働者数の八〇％に達した。かくして、確かに労働は強化され、突撃隊員の生産能率が一般的水準と看做されるに至つた。しかし、政府はこれに満足せず、更に一層労働の強化をなさんとした。かゝる事態の下に發生したのが「スタハノフ」運動であり、ソヴェート聯邦全土から稱讃を以つて迎へられ、更に外國からさへ讚美されてゐる。

「スタハノフ」運動

スタハノフ運動は九一三五年八月三十日無名の「非黨員」労働者スタハノフが一交代時に從來の標準採炭量たる六噸を破つて一〇二噸の新記録を立てたことにその起源を發する。それ以前にも既にソヴェート聯邦の各地で同様な試みがなされたが、政府は一個人の賃銀が一般大衆の水準を超えることを欲しなかつたのでその時までこれらの試み禁止してゐた。しかるに今やスタハノフの経験は新聞紙上に取り上げられて誇張され、模倣さるべき價值あるものと宣言された。

最初はこの運動は除々に發展したが、十月末以來全工業に發展し、更に若干の農業部門にも普及した。十一月中旬モスクワに開かれた大會において三千人のスタハノフ運動の代表者がスターリン及び其他の指導者達と會合した。十二月に開かれた黨中央委員會の全會期はスタハノフ運動に捧げられ、翌一九三六年一月及び二月にはスタハノフ運動「週間」及び「旬間」、即ちスタハノフ式運動方法を全工業部門に強制する試みが殆んど絶えず行はれた。

しかれば、スタハノフ式労働方法とは如何なるものか。この方法はモスクワ大會におけるスタハノフ員の演説によつて豊富に例證された。この方法は要するに二つの要素から成る。即ち(一)單純な分業(スタハノフはコールピック・ハンマーの操縦に専心し、支柱工事も石炭積込も行はない)、(二)ソヴェート工業に行はれてゐた自然發生的な無秩序と異なる労働過程のより基本的合理化(繊維工業におけるスタハノフ員は「最早や仕事臺の附近を走り廻ることなく」、「その労働を秩序正しく行ふ」)。

かくて、ソヴェート聯邦においてはスタハノフ運動によつて何等の發明もなされた譯ではない。只革命前のロシアに既に知られてゐたもの、諸外國には既に知れ渡つてゐるものを行ひ始めたに過ぎない。しかれば、スタハノフ及びその模倣者によつて突然作られた記録は如何なる意味を持つか。新しい「労働の英雄達」が特に高度な生産能率を發揮することが利益であると考へたので、ソヴェート政府は他の労働者には與へられず而も彼等にとつては不利でさへあるやうな、例外的な配慮をこの新しい英雄達に與へ且つその労働を容易ならしめた。政府はスタハノフ員の経験に基いて、極めて低い個人的な生産能率を高め、そのことによつて工業の生産能率を増進すると同時に生産單位の生産費を減じようと試みた。

この方法によつて、政府が事實上或る程度の成功を得たことは否定し得ない。全體としての生産能率の規準は一五％乃至五〇％増進した。(註一)これが一九三六年の最初の九箇月間に二七・五％の増産を惹き起した工業生産の一般的向上の一原因、恐らく副次的な一原因であつた。

(註一) しかし、この新らし規準に達しない場合が屢々あつた。(層は平均一〇％乃至一五％の割合を占めてゐた。)

一九三六年九月二十日の「ザ・インドウストリアリザチニ」紙はスタハノフ運動が行はれてゐるに拘らず、ロシア労働者の平均生産能率が相

對的には未だに低度にあることを示す數字を公表した。獨逸における鑛山労働者は一交替時に一、六六七疋を生産し、アメリカ合衆國においては二、一四〇疋を生産するに反して、ドネツ流域においては一、〇五三疋しか生産しない。

それは兎も角として、「前衛の經驗は共同財産となる」ことは出来なかつた。全工業企業における諸生産段階は相互に內的に結合してゐるものである。しかるに、各地に自然發生的に起つたスタハノフ運動はこの諸生産段階の相互依存を無視してゐた。一工場のスタハノフ員が異常な生産能率をあげた場合に、は他の工場はそれと歩調を合はせることは出来なかつた。スタハノフ員に與へられた保護は屢々全體としての生産費を引き下げることが妨げさへした。かくて、全國民經濟を計畫の正確な指導に服せしめるために、ポリシエヴィキ達はこの原則を放棄して、この原則の遂行が殊に指導者達の重大な責任であるのに、單純な實行者達にその遂行は放任した。

スタハノフ員は今や安樂な生活を送り、多くの特權を享受してゐる。スタハノフ員は時代の寵兒である。(註二) 政府にとつては、スタハノフ運動は労働者に共通の生産能率をあげさせるための口實であると同時に豫算の節減として役立つた。しかし、ソヴェートの労働者が如何に従順であらうとも、また如何に階級意識が鈍つてゐようとも、彼等の多くは結局スタハノフ運動は自己の利益を脅すものであることを理解してゐる。(註二)

(註一) 一九三五年十一月のスタハノフ員大會において、スタハノフ員に與へらるべき特權に就いて大いに議論がなされた。(ザ・インドウストリアリザアチユ)紙、一九三五年十一月十五及び十六日)一九三五年十二月聯邦職業組合中央委員の特別決議によつて數種の特權が承認された。この決議によつてその職業的經驗期間の長短を問はずスタハノフ員に休息の家、サナトリウム、温泉への旅行パスが優先的に交付された。(ザ・インドウストリアリザアチユ)紙、一九三五年十二月十七日)ソヴェート體制下におけるスタハノフ員の本質的特權の一つは彼等が「タレムリンの諸評議會」に参加する權利である。この評議會に就いて「ハハリン」は「イズヴェスチヤ」紙の新年號に次の如く記した。「中央委員會評議會、全聯邦労働者及びスタハノフ員大會、農業スタハノフ員大會——これらは新たな評議會である。何故なら、その選挙方法、構成人員、議題の性質、社會的價值が新しい内容を持つからである。この大會の代表の選挙方法は先例と全然異なる。即ち、代表はその例外的な労働能力によつて無條件に任命される。代表を選挙する標準となるものはその生産の噸數であり、數量である。他ならぬこの標準によつて動勞大衆はその前衛、優

秀者、最良の代表者を選び出す。これこそソヴェートの運命を決定する偉大なる民主主義の眞の發展ではないだらうか。歴史はブルジョア的代用品ではなく、先づ第一に正統的民主主義を實現する。」(イズヴェスチヤ)紙、一九三六年一月一日)

(註二) ソヴェートの諸新聞紙上にはスタハノフ員に對する妨害行為に關する多數の通信が掲載されてゐる。茲にはその内から二三を擧げるに止めよう。一九三五年十月末ドネツ流域のマケイエフカ區の「イワン」鑛山においてスタハノフ員ニコライ・ペスノフは「妨害」行為の三人の首謀者によつて殺害された。同じ頃「シユバルツェフカ」鑛山においては銀冶工セツエンコは職業組合大會において彼と議論したスタハノフ員サザノフを殺害せんとした。或る製本工場の寄宿舎において労働者達はスタハノフ員ソロビエフをその睡眠中に焼き殺さんとした。秋頃には労働者がドネツの機械技師であり、鐵道におけるスタハノフ運動の提唱者であるクロボソノフに協力することを拒否した。更らに、多數の労働者が故意に記録を作ることや妨げんとして懲戒処分を受けた。ドン河畔のロストフにおいては一女スタハノフ員の機械の上に「規準を三倍に高めた」とに對してこの花束を捧ぐ」と書いた紙をつけた汚れた簪が置かれてあつた。レニングラードの「スコロホード」工場においては労働者達はその同僚の一人に對して計畫的に嘲笑を浴せた。ニジニ・ノヴゴロド州においては一九三五年十一月末頃二人のカレチエコフ兄弟は一スタハノフ員を殺害した際によつて銃殺に處せられた。

ソヴェートの貨幣制度、ルーブルの下落、インフレーション

ソヴェート政府はソヴェート・ルーブルの安定は資本主義的貨幣の安定とは異つて全く確固たるものであると屢々聲明した。更に、一九三五年秋財務人民委員はソヴェート・ルーブルは「資本主義世界の一般的混亂の中にあつて最も安定せる通貨」であると斷言した。(註一) しかし、かかる斷言は現實の事態と全く相反するものである。

(註一) グリンコ「配給切符の廢止とルーブルの變化」、「プラウダ」紙、一九三五年十月六日及び七日。

チエルウオネツ・ルーブルが五一・四六金セント(ロズベルトの平價切下げ以前)の法定平價を維持してゐたのは比較的短期間であつた。一九二六年以來インフレーションが発生し、直ちにルーブルの購買力は低下した。インフレーションは第一次五箇年計畫の全期間に亘つてゐたが、一九二八年は殊に著しかつた。この期間に通貨量は膨脹し続け、殊に通貨の増大

と商業取引の増大との不一致が顯著となつた。

年 度	小 賣 商 業 取 引		貨 幣 流 通	
	百 萬 ル ー プ ル 指 數	指 數	百 萬 ル ー プ ル 指 數	指 數
一九二八年	一五五・六	1000	一七三・七	1000
一九二九年	一七四・七	一一三	二二二・六	一一三・四
一九三〇年	一九九・五	二六四	三五六・六	二〇四・一
一九三一年	二七四・五	一七二	四八二・〇	二七六・二
一九三二年	四〇三・七	二〇三	六六八・〇	三六三・九

この表から貨幣流通の増大と商業取引の發展との間の不一致は、殊に一九二九年及び一九三〇年が著しかったことが解る其後、一九三一年及び一九三二年にはこの上昇的運動の垂離は減少し始めた。

インフレーションに引き續いて起つたルーブルの購買力の下落は、一九三二年までのソヴェート統計の示す卸賣物價指數によつて最も顯著に現はれてゐる。一九一三年の物價を基準として示した卸賣物價はこのことを遙かに雄辯に物語つてゐる

年 度	卸 賣 物 價 指 數	年 度	卸 賣 物 價 指 數
一九二三年	一〇〇・〇	一九二七年	一五二・三
一九二四年	一二八・八	一九二八年	一九三・一
一九二五年	一九二・八	一九二九年	一九三・〇
一九二六年	一四九・九	一九三〇年	一九三・一
一九二七年	一五二・三	一九三一年	一九三・一

インフレーションの終り

前記の、貨幣流通の著しい増大は一九三三年に終つた。同年以來、流通紙幣量の増大は小賣商業取引量の増大よりも緩慢となつた。

年 度	小 賣 商 業 取 引		貨 幣 流 通	
	百 萬 ル ー プ ル 指 數	指 數	百 萬 ル ー プ ル 指 數	指 數
一九三三年	四九二・四	三二七・〇	七三三・〇	四二六・九
一九三四年	六二二・〇	三九三・五	七二五・〇	四二八・五
一九三五年	四〇五・〇	五二四	八六三・〇	四六八・〇
一九三六年	一〇〇,〇〇〇・〇	六四三・三	—	—

かくて、ソヴェート聯邦における所謂インフレーションは終つた。それと同時にこの國における金採掘が進捗した。

金の採掘

世界における金産額統計に關するアメリカの専門家エヌ・ローリイ氏はソヴェート側の資料に従つて次の如きソヴェート聯邦の金産額を擧げてゐる。(註一)

年 度	キ ロ グ ラ ム	金 ル ー プ ル 價 値	年 増 加 率
一九三〇年	四六、六九〇	六〇、三〇五、〇〇〇	—

一	九	三	一	年	五、五〇〇	六六、五一七、〇〇〇	一〇・三
一	九	三	二	年	六〇、二八〇	七七、八五八、〇〇〇	一七・〇
一	九	三	三	年	八四、〇〇〇	一〇八、四九四、〇〇〇	三九・三
一	九	三	四	年	一三一、五八七	一七一、二四九、〇〇〇	五七・八
一	九	三	五	年	一八二、〇〇〇	二三五、〇〇〇、〇〇〇	三七・三
(概算)							

(註一) エマ・ローリー氏の提供したソヴェート聯邦の金産額に関する資料は「プロコポヴィツ教授經濟研究所報」(ブラーグ)第二二七號七二頁に發表されてゐる。

同氏の計算によれば、一九三二年より一九三五年に至る期間の金産額は五一・四六金セントの平價で換算して總額五億九、二六〇萬金ルーブルに達した。(註二)

(註二) ソヴェート聯邦の金産額に関する公表資料は極めて少ない。一九三三年十二月アメリカのジャナリス、ドウランテイのこの問題に関する質問に答へて、スターリンは次の如く答へた。「我が國の金産額は現在既に帝政時代の二倍以上に増加した。その年産額は一億金ルーブルを超えてゐる。一九三六年十二月ロンドン駐在ソヴェート大使マイスキーは金産額は一九三一年以來殆んど三倍となつたと聲明し、更にソヴェート聯邦は世界金生産において第二位を占めるに至つたと言明した。最後に、彼は一九三六年の金産額は一九三五年の金産額を二六%超過せんとしてゐると公式に聲明した。

「國際聯盟統計時報」(一九三七年四月)は一九三五年のソヴェート聯邦の金産額を一四〇、〇〇〇キログラム乃至一八〇、〇〇〇キログラムと評價した。同じ資料によれば、同年における南アフリカの鑛山の金産額は三三五、〇〇〇キログラムであり、カナダの金産額は一〇六、〇〇〇キログラムであり、アメリカ合衆國の金産額は一〇〇、〇〇〇キログラムであつた。更に、ソヴェート聯邦を除いた世界總産額は七七五、〇〇〇キログラムであつた。

一九一三年のロシア金産額は約五〇、〇〇〇キログラムであつた。

貿易バランス

ルーブルの購買力は同時にまた、同じ期間におけるソヴェートの外國貿易が出超を維持したといふ事實によつて鞏化されたものと考へられる。

第二次五箇年計畫期間の外國商品の輸入は第一次五箇年計畫期間に比較して非常に減少した。次の數字は金ルーブル(五・四六セント平價)で現はされた一九三三年より一九三六年に至る期間の輸入額を示してゐる。(單位一〇〇萬ルーブル)

一	九	三	三	年	三四八・二	一	九	三	五	年	二四一・四
一	九	三	四	年	二二二・四	一	九	三	六	年	三〇四・四

一九三七年の輸入額を一九三六年と同額とするならば、第二次五箇年計畫期間の輸入總額は、外國貿易人民委員ローゼンゴルトの聲明による第一次五箇年計畫期間の輸入總額四〇億ルーブルの約三五%に當たる。ローゼンゴルトの説明によれば、この輸入の著しい減少はソヴェート聯邦が必要とする機械、器具及び種々な生産物の大部分を國內で生産するに至つた國民工業の發展といふ唯一の事實の結果である。第二次五箇年計畫の經驗によつて、ローゼンゴルトは「我々は殆んど輸入を必要とせずに第三次五箇年計畫を遂行し得るであらう」と斷定し得ると信じてゐる。

一九三三―三六年の輸入減少の原因に關するローゼンゴルトの説明は明かに不十分である。第二次五箇年計畫期間における機械及び器具の輸入減少の原因は、單にソヴェート工業の達成した成果にのみ歸せらるべきではない。輸入の減少は、建築部門の労働者及び勤務員の著しい減少となつて現はれた工業建設の激減の結果であつた。

他方、外國貿易人民委員が誤つて主張した如く、輸入の減少は凡ゆる觀點から見ても積極的要因であつたし、またそれ故に輸入を減少せんと努力したと敢へて主張することは正當ではない。輸入が莫大な額に達してゐた第一次五箇年計畫下にあつては、消費財の輸入は人民大衆が必要とするよりも遙かに低い水準にあつた。政府の説明によれば、この期間における消費

財の輸入制限は建設中の工場設備を外國から購入するために全力を注がねばならなかつた結果であつた。しかし、第二次五箇年計畫下にあつても輸入は甚だしい壓迫を受け、而もそのうち消費財の占める割合は過去と同じく非常に低かつた。(註一)かくて外國貿易が最早や入超を示してゐない年においてさへ、更に進んで多頭の出超を得るために、ソヴェート政府は國民の生活必需品及び醫藥の輸入さへも禁じてゐた。しかし、政府は單に自國商品の輸出より得た金額をこれらの生活必需品の輸入に充てたに過ぎなかつた。更に、政府はその産額の絶えず増大する金をこのために使用し、金を他の用途に向けることを禁じた。かゝる事態の下におけるソヴェート政府の採つた態度は、國民の致命的な利益に對する殘酷な、明かな打撃であつた。(註二)

(註一) 一九三六年の輸入總額は生産財が八九・一%、消費財が一〇・九%の割合を示してゐた。(「アラウダ」紙、一九三七年二月四日)

(註二) ローゼンゴルトの言にも拘らず、今後ソヴェート聯邦の貿易收支の受取額が現在よりも一層悪化されるかどうかは疑ひの餘地がある。ソヴェート聯邦がその輸入を減少するに従つて、その相手國はソヴェート聯邦から輸入する商品量を減少することを餘儀なくされるだらう。それ故に、かゝる輸入の制限政策は早晚必然的にロシア國民の利益を犠牲とする對外貿易關係の萎縮を惹き起すだらう。

それは兎も角として、第二次五箇年計畫以來ソヴェート・ロシアの貿易バランスは受取超過となつた。次に貿易バランスを金ルーブルで示さう。(單位一〇〇萬ルーブル)

年	度	貿易バランス	年	度	貿易バランス
一九三二年	入超額	二二九・一	一九三五年	出超額	一三六・〇
一九三三年	出超額	一四六・七	差引	出超額	一三九・五
一九三四年	出超額	一八五・九			

(註一) 税關總管理局の評價によれば、一九三六年のソヴェート聯邦輸出總額は三億五八〇萬金ルーブルであり、輸入總額は三億四四〇萬金ルーブルであつた。(「アラウダ」紙、一九三七年二月四日)

かくて、前記四箇年間の金生産及び貿易バランス(註一)は總額九億二、二〇〇萬金ルーブルに達した。最後に、同年にトルグシン(註二)によつて外國爲替或は金で二億七、〇〇〇萬金ルーブルの金額が國庫に收められた。これらの諸金額の合計によれば、一九三二―三五年間におけるソヴェート聯邦の國庫收入總額は一一億九、二〇〇萬金ルーブルに達した。(註二)

(註一) 一九三六年六月三日の「アラウダ」紙は一九三五年度のソヴェート聯邦の支拂バランスに關する次の如き非常に興味ある資料を發表した。この支拂バランスは一九三六年二月二十六日の法令の附則によつて、當時三ポアンカレー・フランに等しい二二・五金カペークの平價で換算した、新ルーブルで計算されてゐた。

収入の部		(單位百萬ルーブル)
商品輸出	運搬及び保險による國庫收入	一、八〇〇
	商業外の送金(國外居住の兩親よりのソヴェート市民に對する扶助金等)	七六
	ソヴェート聯邦在住の外國人の支出	六二
	其他の收入	二九
	外國への金の賣却	一六五
合計		二、一八四

支出の部		(單位百萬ルーブル)
商品輸入(輸運及び保險を含む)		八六〇
豫算支出(駐多ソヴェート聯邦代表維持費等)		五七
外國クレジットに對する利子		八九
技術的援助及び機械組立新工業設備に關する		二三
小計		一、〇二九

外國クレヂットの償還	一、〇〇五
支拂超過額	一五〇
合計	二、一八四

茲に掲げた貿易バランスの數字によれば、一九三五年の輸出超過は一億二、六〇〇萬金ルーブル、或は二二・五金カベークの平價で計算すれば五億六、〇〇〇萬ルーブルであつた。之に對して、「ブラウダ」紙から引用した數字によれば輸出超過は九億四、〇〇〇萬新ルーブル(22500000000)である。この兩數字の不一致は「ブラウダ」紙の數字は輸出の内、外國貿易取引から生じた外國クレヂットによる三八〇萬ルーブル——二二・五金カベークの平價で計算した——を含めてゐる結果である。従つて、この場合には一〇億五〇〇萬ルーブル乃至六億二、五〇〇萬ルーブルに達する外國クレヂットのうち一九三五年に償還された同額の金額——二二・五金カベークで三億八、〇〇〇萬ルーブル——を引き去る必要がある。ソヴェート聯邦の支拂バランスの特徴はそれが全く外國貿易の作用によるものであるといふ事實である。更に、工業化に必要な技術的設備を輸入するために外國クレヂットを必要としたのもまたこれがためである。この支拂バランスは外國における私的資本の流通或は私的支出を全然含まない。かくて一般にソヴェート人民はソヴェート聯邦の國土を離れることを禁じられてゐる。

事實、ソヴェート國家は同期間中に外國クレヂットの大部分を償還し、更に新たに一億四、〇〇〇萬金ルーブルのクレヂットを得た。これらの對外借款の正確な金額に關する外國貿易人民委員會ローゼンゴルトツの聲明は種々である。一九三五年、彼は外國クレヂットは一九三一年末一四億ルーブルの最高額に達したと言明した。しかし、一九三六年末の「ブラウダ」紙に發表したローゼンゴルトツの論文によれば、彼の發表した前記の數字は不正確であり、ソヴェート聯邦の對外契約額は一九三二年一月一日に二三億七、一〇〇萬金ルーブルであつたといふ結果になる。

しかし、對外借款の償還は前記の金及び外國爲替の準備を大して減少せしめなかつた。ソヴェート政權はこれらの借款の大部分を金準備を使用せず償還した。即ち、ソヴェート政府は外國の諸銀行及びブローカーが商品擔保に對して與へたクレヂットをこの償還に當てた。ソヴェート聯邦の統計においては、全ての外國への商品の發送はその商品が國境を通過するや否や直ちに確定賣却と看做され、その推定價格が輸出收入に繰り入れられてゐる。しかし實際においては、これらの商品は屢々ソヴェート聯邦通商代表部(トルグストボ)に一箇年或は二箇年間も貯藏される。その價值の一部をさへ實現するためには、先づクレヂットの擔保として提供され、次いで屢々損失を生ずるやうな價格での販賣によつて回收される。對外借款の大部分はかゝる方法によつて得られたものであることが考慮されねばならない。

チエルウオネツ・ルーブルの購買力の連續的下落

最後に注目すべきことは、最近におけるソヴェートの國家豫算は絶えず支出に對する收入超過を示してゐることである。以上に列擧した全要素、即ち赤字なき豫算、外國貿易バランスの受取超過、急激に増大した金生産、國立銀行の保管する多額の金準備及び金爲替、更に工業生産費の低下は相合してチエルウオネツ・ルーブルの鞏化に役立ち、従つて生活費の高騰を阻止するかの如く思はれた。ところが他方においては、インフレーションが停止し、財政の立て直しに着手し得るやうな事態が生じたにも拘らず、チエルウオネツ・ルーブルは依然低落し続け、五一・四六セントの法定平價は次第に單なる擬制となるに至つた。

ルーブルのこの不自然な性格を一層激化したものは、ソヴェート製の生活必需品の世界市場における金價格とソヴェート國內の國營商店及び消費組合における生活必需品のルーブル價格との間の著しい乖離である。

燕 米 小	麥 粉	輸出向卸賣價格		商業價格	
		一九三五年八月	一九三四年	一九三五年一月	一九三五年一月
二・八	八・二	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七五
三・七	三・七	一	一	一	二六〇

粟	三・六	五〇〇	三〇〇
蕎麥	四・〇	七〇〇	五〇〇
豚肉	三・三	九〇〇	一・六〇〇
鶏肉	三・七	六〇〇	一・四〇〇
牛酪	三・四	二・七〇〇	二・六〇〇
向日葵油	一・〇・六	二・四〇〇	二・四〇〇
砂糖	七・九	一・〇〇〇	六五〇
精製糖	七・六	一・二〇〇	七五〇
食鹽	〇・四	五〇〇	
家庭用石鹼	一・六・〇		
石	一・六		

かくて、ソヴェート政府は國內市場において商品を販賣して多額のチェルウオネツ・ルーブルを得るよりは、外國市場で販賣して幾何かの金カペータを得ることが有利であつた。

外部的諸事情が貨幣制度の立直しに好都合であつた一九三三年以後においてさへ、ルーブルの購買力は不安定であり、また同時期における國內市場向け生活必需品及び工業生産物の價格が騰貴し続けたのは、何よりも先づソヴェート聯邦における小賣物價水準を決定する極めて特殊な價格構成方法の結果である。

生活必需品の小賣價格

ソヴェート聯邦の獨占市場においては、生産費も需要供給も商品價格、原料價格に對して影響を及ぼさない。價格は政府

の「計畫」に従つて決定され、且つ各人民層の間に國民所得を分配し、再分配する一手段である。(註一)勿論、「計畫」を立案する政府機關は小賣價格の決定に當つて若干の要因を考慮する。しかし、價格の人為的性質はこのことによつても消失しない。事實、生活必需品の價格は調達價格、商業利潤及び取引税の要素から構成される。これらの諸要素の各々の分量は全然政府の經濟政策の要求に従つて人為的に決定される。

(註一) ボゴレボフ教授は「第三次五箇年計畫に直面する財政金融」(「プラノヴォエ・ハジヤイスヴォ」誌、一九三五年第四號九八頁)なる論文において次の如く述べた。「ソヴェート聯邦における價格はその機構上の理由によつて、需要供給の無政府政的變動によつて支配される市場における價格とは根本的に異なる。ソヴェート價格は集團化された部分内においては中央權力によつて決定される。價格はそれ自體計畫を表現し、數字に現はされた與へられた指令を表現する。この計畫及び指令は、價格は國民所得を社會主義的建設のために再分配するといふ事實に立脚する。現在における小賣物價の決定は、一方においては購買者としての國家が調達に際して農民に支拂ふ非常に廉い價格、他方においては販賣者としての國家が取得する種々の取引稅率によつて統制される。

一九三三年より一九三五年に至る間のソヴェート市場における一特性は「標準」價格と「商業」價格との並存であつた。「標準」價格は生産物の販賣に際して特權的な人民層、即ち個人的生活必需品及び消費財の購買切符を所持するソヴェート労働者及び勤務員、及びソヴェート聯邦に居住して外國爲替で購買する外國人に適用された。「商業」價格はその他の人民及びその配給切符を以つて購入し得るよりもより多量の物品を得んと欲する者に對して適用された。

第一次五箇年計畫初頭においては、労働者及び勤務員に適用された「標準」價格は調達價格よりほんの僅か高かつたに過ぎなかつた。しかし、これら兩者の乖離は次第に大となり、第一次五箇年末には非常に顯著となつた。國營商店に適用された「商業」價格は、それに課せられる取引税が非常に重かつたので、一般的に調達價格より遙かに高かつた。

調達價格、標準價格及び商業價格の相互關係

次に掲げる物價表はソヴェートにおける高物價がその價格制度に基づくものであること、殊に價格において占める取引税の大きさを示してゐる。この表によつて、農村における調達價格及び、例へば石油の如き或る種の重工業生産物に適用される小賣價格の極めて低いのに比較して、生活必需品の價格が非常に高いことが解る。

一キログラム當りのモスクワ物價表(註一)

	一九三三年(註二)	調達價格	標準價格		商業價格	
	一九三四—三五年	一九三三年(註三)	一九三四年(註四)	一九三三年(註三)	一九三四年(註四)	
燕麥	五三	五五				
米(一等品)	二六九					
小麥粉(九六%挽き)	二二二	(小麥) 二〇二	一九〇	二一〇	二一〇	二一〇
裸麥粉(九六%挽き)	七三	(裸麥) 六四	一〇〇	六〇		
小麥パン(九六%挽き)	七三		七五	六〇		
裸麥パン(九六%挽き)	七三		二五	〇〇	二〇	二〇
挽割小麥(一等品)	八八		二〇〇	二七〇	二〇〇	二〇〇
蕎麥粉	一七二	(蕎麥) 六九	三三〇	三〇〇	一〇〇—一〇〇	三〇〇
馬鈴薯	四九		二五〇	二六〇		
牛(肉一等品)	四六四		三三〇	三六〇		
豚(肉一等品)	四六四		二五〇	三〇〇		
鶏肉	四六四		五二〇	四〇〇		
牛乳(一リットル)	一		一	一	六五—一〇〇	六〇
牛酪	二四八		二五〇〇	八〇〇〇	一七〇〇—一七〇〇	一七〇〇

	一九三三年(註一)	一九二五年—二二—二二六頁		一九三三年	
	一九二三年は金カベークで、其の他の年はチエルウオネツ・カベークで表はされてゐる。	一九二五年	一九二六年	一九三三年	一九三四年
向日葵油	二二七			一三〇〇	一三〇〇
鶏卵(十個)	二九〇			一〇〇〇	一八〇〇
粉砂糖	二九三			九〇〇	一〇〇〇
精製糖	三四三			二五〇〇	二五〇〇
食鹽	二四			八〇	一六〇
家庭用石鹼	六六六			一〇〇〇	一〇〇〇
石油	二二二			三〇〇	四七〇

(註一) 一九二三年は金カベークで、其の他の年はチエルウオネツ・カベークで表はされてゐる。

(註二) 「景氣研究所經濟時報」一九二二年四頁。エム・イグナティフ「景氣と物價」一九二五年一一二—一二三六頁。

(註三) 「モスクワ州における小賣價格及び追加價格年報」、一九三三年。

(註四) 「モスクワ州における食料品の卸賣及び小賣物價年報」一九三四年。

牛酪の一例を採つて、この人為的價格制度から生ずる生産物の價格が高騰する全手段を示さう。即ち、國家調達委員會はこの生産物の價格として農民に一キロ當り二・五ルーブルの調達價格を支拂ふ、國家は購買者たるソヴェート労働者及び勤務員に八ルーブルの標準價格で賣渡し、また他方普通の購買者は二七ルーブルの商業價格を支拂ふことになる。(註一)

(註一) 農民の個人的小經營によつて市場に出される食料品は尙幾分高い價格で販賣される。何故なら、食料品の供給は都市人口の需要に満ちないから。「一九二八年と比較して、一九三二年の市場價格は一乃六・三の割合で騰貴した。一九三三年初頭における市場價格は標準價格の二倍乃至一五倍であつた。(「プラノゾオエ・ハジヤイストゾオ」一九三五年第八卷九三頁)。

一九三五年の物價制度の改革

一九三五年政府は商品價格に關して重要な改革を實行した。同年一月一日パン、麥粉及び碾割の標準價格並びに商業價格

が廢止されて、「國定單一價格」が設けられた。更に、同年十月一日に肉類、脂肪、魚類、砂糖及び馬鈴薯にも同様に單一價格が適用された。

舊標準及び商業價格と新單一價格との關係はチエルウオネツ・カベークで表はされた左表に示されてゐる。

	標準價格 (一九三四年)	商業價格 (一九三四年)	單一價格 (一九三五年十月)
米 (一等品)	一一五	一一〇〇	六五〇
小麥 粉(九六%挽き)	七二	—	一八〇
裸麥 粉(九六%挽き)	六六	—	一六〇
小麥 パン(九六%挽き)	六〇	—	一〇〇
裸麥 ベン(九六%挽き)	五〇	—	八五
挽割麥 (一等品)	二七	—	二一〇
蕎麥 粉	三三	—	四三〇

若し、一九三五年に若干の食料品の小賣に關して設けられた國定單一價格が、一九三四年の商業價格よりも著しく高いならば、單一價格は却つて舊標準價格を遙かに超えることになる。この物價制度の改革においては標準價格が廢止されたに過ぎなかつたので、國庫は小賣價格と調達價格——一九三五年の改革においてはその低い水準は改められなかつた——の差額しい莫大な金額を取得した。(註一)確かに國家は「單一價格」によつて、その得るところは「商業價格」を以つてするよりも二に等分の一に減じた。しかし、最も一般的に消費される食料品の大部分に對する「標準價格」の廢止のために惹き起された、商業價格での販賣高の増加の結果却つて增收を來たした。

ソヴェート統計によれば、小賣總額において商業價格での販賣の占める割合は一九三五年の改革以前においては次の如くであつた。

一九三一年	二・七%	一九三三年	一四・七%
一九三二年	一〇・八%	一九三四年(推定)	二四・二%

従つて、一九三四年には未だ「標準價格」での販賣高は全消費の七五・八を占めてゐた。計畫によれば、一九三五年には七%即ち一分の一に減ずる筈であつた。同じく一九三五年に商業の改革は、計畫によつて自由販賣を全販賣高の九三%まで、即ち四倍すべき筈であつた。しかるに、その後自由販賣に適用された「國定單一價格」は、前掲物價表の示す如く最近の「商業價格」より五〇%も低い。之に反して、單一價格は非常に大きな割合で舊「標準價格」を超えてゐる。従つて、「國定單一價格」の採用はソヴェート聯邦における生活費の減少を導かず、却つてその著しい増大を惹き起した。

第二次五箇年計畫は「物價引下げ政策」を聲明したが、ソヴェート政權は一九三七年五月に至るも未だ生活費の引下げに成功しない。十八箇月間にも互つて生活必需品の問題に全然觸れなかつた。「リヨフスカヤ・インドウストリヤ」紙が一九三七年五月九日の紙上に發表した數字はこの失敗を明らかに物語つてゐる。これらの數字は一九三七年に「物價引下げ政策」が輝かしい成果を収めたことを示さんとしてゐるので一層興味深いものである。同紙は「同一の金額を以つて、一九三七年には一七三三年の二倍半の財貨量を購入し得る」と確言する。しかしこの推論もまた、明かにソヴェートの公表數字を無批判に受け容れる讀者を故意に誤り導かんとするために、ソヴェート統計が好んで用ひる常套的手段を示してゐる。

「リヨフスカヤ・インドウストリヤ」紙は生活費が一九三三年より半減したことを確證するために、一九三三年の「商業價格」と一九三七年の「國定單一價格」とを比較してゐる。しかし既に述べた如く、一九三三年當時には生活必需品の大部分は「標準」價格で販賣されてゐたし、而もそれは一九三七年五月九日の「リヨフスカヤ・インドウストリヤ」紙の發表した現價格より遙

かに低かつた。(註一)これ即ち、同紙に發表された數字から引き出される唯一の正しい推論は、ソヴェート政權が引き出した結論とは全然正反對な所似である。即ち、一九三七年の生活費は四年前より遙かに高かつた。労働者は一九三三年にはその生活必需品の九〇%を「標準價格」で購買してゐたのであるから、殊にこのことが云へる。労働者は現在生活必需品の購入のために殆んど二倍以上を費さねばならない。(註二)

(註一) 一九三七年五月九日の「リヨフスカヤ・インドウストリヤ」紙の發表した生活必需品の價格は次の如くであつた。(單位ルーブル)

品目	一九三三年商業價格	一九三七年國定單一價格
裸麥 (一キログラム)	二・五〇	・八五
小麥 (同)	三・〇〇	一・〇〇
麥粉 (同)	四・五〇	二・五〇
挽麥 (同)	五・五〇	二・五〇
牛 肉 (同)	二・〇〇	七・六〇
腸 詰 (同)	二・〇〇	一・〇〇
牛 酪 (同)	四二・〇〇	一六・五〇
砂 糖 (同)	一五・〇〇	四・〇〇
果 子 (同)	一五・〇〇	六・四〇
家庭用石鹼 (一個)	二・六五	一・五五
化粧石鹼 (同)	一・三〇	・八〇
煙草 (下級品) (一箱)	一・〇〇	・五〇

(註二) 一九三三年には労働者は自己の消費するパンの九〇%を一キログラム當り六〇カベークで購買し、其他の人々は一〇%を三ルーブルで購買した。一九三七年には労働者はその消費するパン全部を一キログラム當り一ルーブルの價格で購入した。一九三三年には労働者は牛酪を一キロ當り八〇ルーブルで購入し、一九三七年には一六ルーブル五〇カベークで購入した。一九三三年には労働者はその消費する砂糖の九〇%を一キロ當り二ルーブルで購入し、残りの一〇%を一キロ當り一〇ルーブルで購入した。一九三七年には全部キログラム當り四ルーブルで購入してゐる。

更に「リヨフスカヤ・インドウストリヤ」紙の發表した數字は、ソヴェート政權が實現せんとした「價格引下げ」に關して否定的な結論に導く。事實、一九三七年における生活必需品の國定單一價格は一九三五年十月一日と同一水準にある。殊に次の諸價格は不變であつた。即ち、裸麥パンは一キロ八五カベークであり、小麥パンは一キロ一ルーブルであり、牛肉は一キロ七ルーブル六〇カベークであり、牛酪は一キロ一六ルーブル五〇カベークである。他の若干の品物については、價格は一九三七年に却つて一九三五年より騰貴した。例へば、小麥粉は一キロ當り一ルーブル八〇カベークから二ルーブル九〇カベークに上昇した。他方において、砂糖は確かに低落し、四ルーブル二〇カベークから四ルーブルに下落した。(註一)

(註一) 一九三五年と一九三七年のソヴェート物價を比較する場合には前記の「リヨフスカヤ・インドウストリヤ」紙が比較される個々の商品の質と價格の關係する場所とを注意深く無視してゐることを考慮せねばならない。しかし、これらの事柄は物價の運動に關する客觀的結論を得るためには極めて重要なものである。例へば、一九三五年における砂糖一キロ當りの價格は地方によつて四ルーブル二〇カベーク乃至五ルーブル五〇カベークであつたが如きである。更に、挽麥はその質の如何によつて一ルーブル五〇カベーク乃至二ルーブル八〇カベークあつたし、蕎麥粉は三ルーブル八〇カベーク乃至四ルーブル八〇カベークであつた。物價の低落を示す確かな資料があるならば、ソヴェート統計機關はそれを發表せずには置かなかつたであらう。しかしそれを示すべき事實が無いために、ソヴェート統計は物價が一九三七年に下落しなかつたことは暗黙の内に認めてゐる。

一九三七年六月一日以來實施されたソヴェート聯邦人民委員會の一決議は多數の生活必需品價格の引下げを決定した。この問題に關して一九三七年六月二日の「プラウダ」紙は次の如く述べた。「綿織物、毛織物、亚麻布、履物類、オートバイシューズ、裁縫機械、香料、石鹼、蓄音機、毛皮運動用具、煙草、燭寸、電球、硝子コップは現在においては以前より五乃至一六%廉くなつた。これら品目の列擧から解る如く、食料品は價格引下げの影響を受けなかつた。かくて、「物價の引下げ」が實現されるだらうと考へることは或る程度早計に過ぎるであらうが、只確實に云ひ得ることは、最も良く行つた場合でもソヴェートの全商品に就いて價格の引下げが行はれることはないだらうといふことである。

一般的に云つて、生活必需品に關する價格の統計がソヴェート聯邦の統計の内でも最も曖昧な領域である。しかるに、ソヴェート國家の全支出の財政的基礎をなすものは、明らかに租稅政策と結合した物價政策なのである。

上述せる如く、一九三五年の價格制度の改革は國庫收入を、生産物の基本的部分の販賣價格に課せられる取引税によつて増大せしめた。この國庫收入の増大は價格の改革が國家收入の増加を計らんとしたものであつて、決して高き生活費を引き下げ、チエルウオネツ・ルーブルの購買力を増大せんとしたものではないことを示してゐる。

一九三五年の價格制度を改革するに當つて、更にソヴェート政府は賃銀の騰貴を「労働者及び勤務員に對する決定的刺戟」たらしめんと欲した。(註一) 労働者の物質的状態は今後更に一層直接的にその所得額、換言すればその努力の如何に依存することになつた。スターリンが一九三五年に採用した配給切符制度の廢止は、一九二二年レーニンが採つた同様な手段とは全然異なる價值と經濟的意味とを持つた。その當時レーニンは農民の經濟的イニシヤチブを發揮せしめるために、市場に農産物の自由販賣制度を確立せんと試みた。一九三五年の改革の目的は全然それと異なる。この改革は農民に對しては何等の利益を齎さなかつた。配給切符及び標準價格が廢止されて、國營商店及び消費組合で販賣される若干の生産物に單一價格が適用されたことによつて、利益を得たものは只工業のみであつた。計畫委員會は「單一價格の創設は生産及び配給機關と或る範疇の労働者との間に存在する寄生的傾向の決定的消滅及び労働の不平等な分配の決定的消滅のための基礎を提供するであらう」と評價した。(註二)

(註一) 「イズヴェスチヤ」紙、一九三四年十一月三十日。この表現は一九三四年十一月に開かれた黨中央委員會總會においてモロトフが用ひた。
(註二) 「一九三六年度國民經濟計畫」六三—六四頁。

トルグシンの廢止

更に、同じく一九三五年にソヴェート政府はルーブルの運命を決する他の一法令を出した。一九三五年十一月十四日の法令は、トルグシンは一九三六年二月一日以後廢止せらるべきこと、及びトルグシン網は國內商業人民委員部に移管せらるべきことを決定した。周知の如く、ソヴェート聯邦にはソヴェート領土内において外國爲替或は金を所持する外國人及びロシア人に對して食料品及び消費財を外國爲替或は金を以つて販賣するトルグシンと呼ばれる商業組織があつた。かくて、トルグシン廢止の結果影響を受けた者は、少數のソヴェート聯邦に居住する外國人及び旅行者、更に時々外國爲替を所持する極めて少數なソヴェート國民のみであつた。しかし、十一月十四日の同法令は重要な意味を持つてゐた。實際上同法令は一九三六年以來國立銀行に對して、同銀行に送付され或は提出された外國爲替に對して新しい爲替相場を適用すべきことを命じた。ルーブルが五一・四六セント、即ち當時のフラン爲替で一三「ポアンカレ・フラン」二〇サンチムの舊相場は取消されて、今後ルーブルは三フランス・フランの平價に決定された。この新平價はルーブルの二二・五金カベークへの減價即ち金ルーブルに比して七七・五%の減少に對應するものであつた。

チエルウオネツ・ルーブルの平價切下げ

この處置はチエルウオネツ・ルーブルの購買力低下の公然の承認であり、平價切下げの前徴であつた。事實、一九三六年二月二十九日付の人民委員會の一法令は二二・五金カベーク或は三フランに對してルーブルの相場を今後全ての輸出入の決済及び外國爲替取引に適用すべきことを規定した。その後一九三六年九月二十六日に行はれたフランス・フランの「清算」によつて、フラン爲替とのルーブル交換率は變動した。一九三六年十月二十六日の「イズヴェスチヤ」紙は「フランの切下げの結果、外國爲替のチエルウオネツとの交換、輸出入の決済及び其他の全ての爲替取引は今後ルーブル對四・二五フランス・フラン(所謂オリオール・フラン)の平價で行はれるであらう」と述べた。

一九三六年のソヴェート爲替の七七・五%の切下げがどの程度までルーブルの眞の減價に一致するものであるかを判斷す

ることは極めて困難である。ソヴェート・ルーブルの輸出及び外國爲替の輸入は常に禁止されてゐたし、現在も禁止されてゐる。この禁止はそれ自體ルーブルの水準が人爲的なものであることを證明する。(註一)それは兎に角、少くとも當分の間はルーブルのこの切下げは「世界中で最も安定せるソヴェート通貨」といふ課題に關する公言を否定するものである。(註二)

(註一) 一九三七年初頭における外國の關相場ではルーブルは約一・二二〇「オリオール」フランであつた。即ちこれがルーブルの眞の購買力を示すものであつた。

(註二) 一九三六年二月のルーブルの切下げの結果、金及び外國爲替で保持されてゐる正貨準備の評価替へが行はれた。一九三五年十月一日に國立銀行は正貨準備として、九億七、〇八〇萬金ルーブルの金及び白金(五・四六金セントの平價で換算して)、及び三、四七〇萬金ルーブルの外國爲替を保管してゐた。平價切下げの結果、政府は國立銀行の金準備の内から五〇〇、〇〇〇キログラムの金を控除することが出来た。しかし、この控除額を政府が如何なる使途に向けたかは不明である。國立銀行の金準備は一九三六年四月一日現在において二四九、〇〇〇キログラムに過ぎない、即ち一四億四〇〇萬新ルーブル(二・二五金カークで評價して)に等しい。更に、國立銀行は當時一億一、三八〇萬新ルーブルの外國爲替を保持してゐた。(ロンドン駐在ソヴェート通商代表部機關紙「マンズリー・レビュー」に發表された數字より引用)

チエルウオネツ・ルーブルの安定問題

ソヴェート政權がチエルウオネツ・ルーブルをその新たな公定水準に決定的に安定し得るかどうかは、全く將來のことに屬する。しかし、國民經濟の状態は現在新ルーブル採用當時よりも遙かに幣制改革に好都合な状態にある。

ルーブルが安定された後に至つて初めて、このルーブルの平價切下げはソヴェート聯邦政府に對して外國市場における多くの利益を齎すであらう。

之に反して、ルーブルの安定それ自體は國內市場に對しては何等直接の影響を及ぼさない。ルーブルの安定は現物の調達に際して國家が農民に支拂ふ極めて低い價格の上昇を齎さない。調達價格の引き上げはソヴェート政權がその農業及び農民政策を根本的に變更する場合にのみ可能である。外貨に對するルーブル相場の安定はソヴェートの國內物價に對して利益を齎さない。何故なら、國家はそれによつて國庫收入の大部分が得られるやうに國內物價水準を統制してゐるからである。かくて、ルーブルの安定はソヴェート人民に對しては何等の變化も齎さない。しかし、ルーブルが二・二五金カベークに等しいと定められたことによつて、簡単な算術的計算によつて種々の生産物の金價格を算定し得るようになった。かくて、ポリシエヴィキの首領達の言によれば社會主義的建設が完成されんとしてゐるソヴェート聯邦においては、食料品の價格は戰前のロシアよりも遙かに高いといふとが理解される。金カベークに換算して一九一三年と比較すれば、一九三五年及び一九三六年の主要食料品のモスクワにおける價格は次の如くである。

品名 (一キログラム)	一九一三年	一九三五—三六年	騰貴率
黒麥粉	七・三	一九・一	二六一
内麥粉	一七・一	九六・八	五六六
牛酪類	四六・四	一七一・〇	三六八
砂糖	一一四・八	三七一・〇	三二三
砂	二九・三	九〇・〇	三〇七

かくて、一九三二年以後のソヴェート聯邦における生活費の高騰は取引税の重課及びそれから生ずる高物價の直接的な必然的な結果であつた。ソヴェート政府がこの高物價に基いて、豫算收入を立てることを止め且つ社會主義的建設に要する資金を得ることを止めない限り、物價の著しい引き下げは達成し得ないだらう。

ポリシエヴィキ的「方針」の連續的變化の影響を受けた労働賃銀

ソヴェート政府が配給切符制度を放棄し、且つ或る種の生産物に就いては標準価格及び商業価格を廢止して國定單一價格を設定して以來、眞の労働賃銀水準は國營商店及び消費組合が食料品及び消費財に適用する價格と密接な關係を持つに至つた。

曾つてソヴェート政權は配給切符制度を創設して、一般人民の生活を犠牲として労働者階級に特權的地位を與へた。配給切符制度は「非労働民による商品の消費を制限して、何によりも先づ工業労働者の要求を満足せしめるための一手段」(註二)であつた。一九二八年の春に新經濟政策によつてソヴェート聯邦の各都市に配給切符制度が創設された。一九二九年には政府の命令によつて、ソヴェート聯邦の全都市においてパン、穀粉、砂糖、動物及び植物性油、鯀、織物類、家庭用石鹼、卵、肉類及び馬鈴薯の標準價格による販賣が行はれた。(註三)配給切符制度は確かに共產黨の達成せんとする目的に對應するものであつた。切符制度は労働者に對して労働者以外のものよりも豊富に食糧を保證した。その結果、農民大衆の食糧は質的にも量的にも極度に減少し、唯一回の不作にでも見舞はれるならば、農村は一九三一年及び一九三二年に経験したやうな烈しい飢饉に曝されたであらう。

(註一) 一九三〇年十二月の黨中央委員會總會の決議。

(註二) 「サヴェートスカヤ・タルゴブリヤ」一九三四年第七一八號一五頁。配給切符によつて分配される品種は時の経過と共に絶えず増加した。

かくて、賃銀の貨幣價值其れ自體は労働者が享受する物質的満足の大きさを決定するものではなかつた。労働者は更に國家から多くの副次的利益を享受した。配給切符によつて且つまた配給切符が存続する限り、労働者の所持するルーブルは農民の所持するルーブルよりも遙かに大きな購買力を持つてゐた。標準價格が相對的に低かつた限り、即ち工業化の初期においては、貨幣賃銀の増加は明かに實際上労働者の物質的状態の改善を意味するものであつた。

一九二八年より一九三六年の間に大工業における労働者(勤務員及び技師を除外して)の賃銀の名目額を、月平均で示せば

次の如く増加してゐる。(註一)

一九二八年	六九ルーブル	一九三三年	一二六ルーブル
一九二九年	七五ルーブル	一九三四年	一四七ルーブル
一九三〇年	八三ルーブル	一九三五年	一八五ルーブル
一九三一年	九六ルーブル	一九三六年	二二五ルーブル
一九三二年	一一五ルーブル		

(註一) 「ソヴェート聯邦における労働」モスクワ、一九三六年、九六頁。一九三六年の數字は一九三五年と比較した一九三六年の賃銀の平均増加率から算定した。この増加率は「ブラゾオニ・ハジャイストヴォ」誌一九三七年第一號二〇六頁に發表された。一九三七年には計畫では「労働者及び勤務員の賃銀の一九三六年の水準より七・四%の増加が豫定されてゐた。しかし大工業における労働賃銀の平均額は「職業運動問題」誌(モスクワ、一九三七年第二十號)によれば一九三七年五月に二二一ルーブルに過ぎなかつた。

この場合注意すべきことは、ソヴェート統計は名目賃銀の平均額を算定するに當つて突撃隊員、スタハノフ員等の特權的労働者に支拂はれる極めて高率の賃銀をその計算に入れてゐることである。普通労働者の實質的賃銀は公表統計の平均額よりも著しく低かつたが、その最低賃銀水準に關する資料が公表されたのは一九三七年十一月一日の法令によつてであつた。その數字は翌日の「アラウダ」紙に發表された。この法令は「工業及び運輸關係薄給労働者及び勤務員賃銀引上げに就いて」と稱するもので、同法令は賃銀率を、時間拂の場合には月額一一五ルーブルを下らざる程度に、出來高拂の場合には月額一一〇ルーブルを下らざる程度に引き上げることと規定した。同法令は確かに割増金及び副収入を計算外においてはゐるが、この剩餘賃銀は責任最低率を超える生産能率を前提してゐるのであるから、規程の超過遂行に對する賠償とは云へないとしても、その報酬と云へるであらう。しかし、この賃銀引上げは殘業手當、勤続手當、遠隔地在勤手當等を計算に入れなかつた。

以上の如き労働賃銀上げの結果生じた支出を賄ふために、同法令は年額六億ルーブルを豫算に計上した。かゝる支出を計上することによつて、政府は月額一〇〇ルーブル以下の賃銀しか得られない労働者がゐることを事實上承認したのであるし、賃銀上げのために支出される豫算の増加額は飢餓的生活を送つてゐる労働者数の概算的評價の基準となる。

かくて、ソヴェート統計が月平均賃銀を二二五ルーブルと算定してゐるのは、特權的労働者のみに與へられる例外的に高率な賃銀のみを考慮に入れてゐるからである。(註一)

(註一) ソヴェートの公表数字によれば、大工業における技術家及び勤務員の月平均賃銀は次の如くである。(単位ルーブル)

「技術家」……一九三一年——二二三・三、一九三二年——三〇二・八、一九三三年——三四〇・七、一九三四年——三七九・四、一九三五年——四三七・〇。

「勤務員」……一九三一年——一三七・五、一九三二年——一七三・〇、一九三三年——一九〇・二、一九三四年——二〇九・〇、一九三五年——二三四・二。

「助手」……一九三一年——六四・七、一九三二年——七四・〇、一九三三年——八二・八、一九三四年——八九・〇、一九三五年——一一八・九。
(ソヴェート聯邦における社會主義的建設)モスクワ、一九三六年、五二四—五二八頁)

配給切符によつて購買される商品の標準価格が上昇運動を始めて以來、労働賃銀の購買力はそれと同時に起つた貨幣價値の騰貴にも拘らず下落し始めた。商品の標準価格が著しく騰貴した第一次五箇年計畫の末期に始まつた労働賃銀の實質的價値の下落は、一九三三年及一九三四年に殊に顯著となつた。この二箇年間に多くの商品は一九三二年に比して五〇%乃至一〇〇%の騰貴を示した。之に反して、労働賃銀の増大は僅かに二六%に過ぎなかつた。(註二)

(註二) 更に、一般労働者の状態は家僕に等しきものである。この問題に關しては、ピエール・ヘルバルの著書の中に極めて示唆に富む言葉がある。彼はロシアに長い間滞在した後、「一九三六年のソヴェート聯邦において」といふ書名の印象記を發表した。同書の五四頁には次の如く書かれてある。「農村の娘達は食費は別で只居間を與へられる條件で、月約四〇ルーブル位の報酬で雇はれる。彼女達は部屋の片隅に寝かされ、残り物を食ひ、出がらしのお茶を飲み、熱湯の中に干からびたパンを浸して食ふ。」

一九三五年の物價制度の改革によつて、以前の「標準」價格よりも非常に高い水準に「單一小賣價格」が決定されたので、殊に労働者の家計は大きな打撃を受けた。物價騰貴の結果、食糧及び生活必需品を購入するための支出が著しく増大したのでそれと同時に決定された二・二%の賃銀の騰貴もこの支出の増大を補ふには全く不十分であつた。(註一)實際上ソヴェート政府は賃銀の騰貴がその豫定を超えて、一九三五年の最初の八箇月間に二六・五%以上に及ぶことを警戒した。全聯邦中央執行委員會に提出した報告において、モロトフは一九三五年に豫算における賃銀への支出が著しく超過したことを認めた。しかし、彼はまたこの支出超過も屢々一〇%以上にも達した物價の騰貴に比すれば取るに足らぬものであつたことを認めざるを得なかつた。更に、ソヴェートの労働者はその労働の月生産額が一定の規準を下らざる場合にのみ完全な賃銀を得るのであるといふことを忘れてはならない。然らざる場合には、労働者の賃銀はその生産の不足高に比例して減少する。(註二)

(註一) 「一九三五年國民經濟計畫第二版、六四一頁。

(註二) この問題に關しては、「ロシアにおける一フランス人坑夫」といふ書名で一九三七年十月パリで出版された、露山労働者組合書記クレイムル・レグイの著書を見よ。著者は同書で彼がソヴェート聯邦旅行中に目撃したソヴェート労働者の生活に關する自分の印象を述べてゐる。

しかし、一九三五年の物價制度の改革は積極的な方面も持つてゐた。同改革は農民を犠牲とする労働者の寄生的存在を終滅させた。しかし、不幸にして同改革によつて農民は何等の物質的改善も齎されなかつたし、他方労働者は多くのものを失つた。以上の事實は「イズヴェスチヤ」紙の主筆プハリンが、配給切符の廢止以來ソヴェート商業は「その大部分が大衆の利益を守るための交換の社會的形態」となつたと、主張することを妨げるものではなかつた。確かに、この改革は労働者の無慈悲な搾取のための手段を作り出した。獨占的配給によつて、ソヴェート國家は極めて苛酷な條件でその生産物を國家に引渡す義務を有する農民に支拂ふ調達價格の、十倍、二十倍、或は三十倍にも達する販賣價格で労働者に販賣する。ソヴェート聯邦の工業化は農民に残酷な試煉を課した後に、今や遂に労働者に對して極めて高價な代償を支拂はしめた。

金價値に換算すれば、労働者の月平均賃銀は次の如く變動した。

一九一三年	二四・三金ルーブル
一九二四—一九二五年	四三・五金ルーブル
一九二五—一九二六年	五四・〇金ルーブル
一九二六—一九二七年	六〇・四金ルーブル
一九三四年	三二・八金ルーブル
一九三五年	四一・六金ルーブル
一九三六年	五〇・六金ルーブル

この表によれば、第二次五箇年計畫末における金ルーブルで表はされた労働賃銀は、實質賃銀と全く同様に、社會主義的建設がまだ始められなかつた一九二五—二七年頃の賃銀水準よりも遙かに低い。同様にまた前表によれば、ソヴェート労働者の金ルーブルで表はされた賃銀は一九三六年には一九一三年の賃銀水準の約二〇八%に達してゐる。しかし、一九三五年には金カベークで表はされた食料品の價格は極めて顯著な騰貴を示した。前に述べた如く、食料品價格の騰貴は典型的な方と看做されるモスクワ地方において二六一%乃至五六六%に達した。かくて、金ルーブルで表はされた労働賃銀は非常に増大してゐるに拘らず、ソヴェート労働者の生活水準は大戦前のロシアの労働者の水準よりも低い。一九一三年當時の労働者の月平均賃銀(當時は二四・三金ルーブルであつた)を同じく一九一三年當時の價格による食料品量で表はし、更に同様に一九三七年當時(或はより正確には一九三七年五月)の労働者の月平均賃銀(二三一・チエルウオネツ・ルーブル)を「固定單一價格」による食料品量で表せば、各々の場合における賃銀は次表に示されてゐる何づれか一種の食料品の相當額(單位キログラム)を購入し得る。(註二)

品名	一九一三年	一九三七年
黒パン	三三三	二七二
米	九〇	三五
牛酪	二二	一四
牛肉	五三	三〇
砂糖	八三	五七

(註一) 一九三七年の月平均賃銀に相當する食料品の計算は、労働者がその所得の全額を自由に使用し得るとの前提の下になした。しかし事實上、その多くの部分が種々の税金及び義務的公債の應募のために支出される。これに就いてエム・イボンはその著書に次の如く述べてゐる。「謂はば賃銀に對する課税は賃銀の〇・六七乃至三・三%、「文化」税は〇・九三乃至二・八%、消費組合費は二乃至二%、「労働組合費」は二%、公債は一〇%、種々の團體費は一%に當る。かくて、これらの總額は賃銀の一五乃至二〇%に相當し、而も豫め賃銀から引き去られる。労働者はこの引き去られる金額には全然手を觸れることもないのだ!以上のことを確かめるためには任意の工場の場合を調べれば充分である。」(エム・イボンの「ロシア革命の結果」、パリ、一九三六年、二六一—二七頁)

明らかに、その月額賃銀が一〇乃至一一五ルーブルに達しない労働者及び勤務員大衆は、前記の一九三七年の項に掲げた半分の食料をさえ購買し得なかつたし、現在においても購買し得ない。

ソヴェート労働者の特權

勿論、一九三五年の改革は労働者に對してソヴェート聯邦の他の人民には與へられない二つの特權を齎した。第一の特權は労働者の支拂ふ住宅料の實質的價格は極めて低いといふことである。第二の特權は國家の提供する或る種の社會施設、即ち醫療機關、二週間の休暇中における休息の家及び保養地への旅行及び滞在、劇場及び映畫等の入場券の無料或は殆んど

無料での利用である。しかし、住宅に關する特權の如き重要な特權の實質的價値をさへ過大評價することは危険である。全ての金融手段が工場の建設に向けられてゐるので、ソヴェート聯邦政府は充分な程度に住宅の建設を行ふことが出来なかつた。一九二九年より一九三二年に至る間に都市及び大工業中心地の人口は二、八〇〇萬人から四、〇〇〇萬人に増加した。しかるに同一期間内に、宅地面積は二、二〇〇萬平方メートルしか増大しなかつた。従つて、一、二〇〇萬の都市新人口の一人當りの平均住宅地面積は二平方メートル以下にしか當らない。(註一)労働者及び農民の政權がソヴェートの勤勞民に與へた僅かな宅地面積及び貧弱な設備を羨むのは一體どんな外國労働者であらうか。十一年間に亘つて経験した豊富な觀察に基いて、エム・イボンはソヴェート聯邦における労働者住宅に就いて次の如く書いた。「一般にその家族數が二、三人乃至五人位の家族の占める宅地面積は一〇乃至二〇平方メートルである。屢々一つの住宅に一家族ではなく、數人の獨身者或は數家族が住んでゐる場合さへある。……現在最も普及してゐる他の住宅型は木造の大バラック住宅である。……この木造バラックは獨身者用の二五乃至四〇個の寢臺を備へた一つの部屋から出来てゐる。住宅の家具は全く原始的なものである。家族數だけの寢臺がないので、屢々床の上に冬の着物を擴げて寢臺代りにする。……ゴルキイ自動車工場では……五、〇〇〇人の労働者がバラックに住んでゐる。冬には水が凍り、夏には南京蟲が跋扈する。下水設備がないので空氣が非常に悪い。しかも尙、二二八の土造の小屋さへある。(註二)

(註一) 工業化時代の宅地面積は次の如く極めて低い數字を示してゐた。

	都市人口(百萬人)	總宅地面積(百萬平方メートル)	一人當宅地面積(平方メートル)
一九二二年	二・一・九	一一・七・八	五・八
一九二七年—二八年	二・七・九	一六・〇・〇	五・七

一九三二年	三・九・七	一八・五・一	四・七
一九三五五年	四・三・四	二〇・三・三	四・七

(一九三五年國民經濟計畫)第二版四三三頁、一九三五年の都市人口數は推定數である。

(註二) エム・イボン、上掲書、八、一一、一二頁。前掲の北部及びバド・カレイ區佛蘭西鑛山労働者組合書記クレイメル・ルゲエも一九三七年二月二十二日付の社會主義新聞「ル・ボヒユレル」紙の地方版で同様にソヴェート聯邦の労働者住宅のひどい状態に就いて述べてゐる。「多くとも三部屋、種には四部屋の平屋建ての多數の小住宅が建てられてゐる。しかし、各部屋毎に一家族が住んでゐる。屢々一部屋に家具もなしに入人乃至九人位の二家族が住んでゐることがある。全體として一家族當り〇・八メートル位の長さの寢臺がせいせい二個或は三個である。このやうな二つの寢臺に九人の家族が寢、而も一つの家具も椅子も持たず、全装飾もしてない家さへあつた。」

一九三五年度の改革は或る種の製造品(織物、靴、護謨靴)に對する配給切符を一時的に留保したが、その配給は不規則で數量も少なかつた。實際上この改革は労働者の家計に對して大した利益を齎さなかつた。

消費財の過度の高物價に原因する労働者の悲惨な物質的狀態は労働者の家計、殊に食料費に就いてなされた調査の報告書に明らかに示されてゐる。全ての申告書が、實質賃銀が低ければ低い程食料費に充てられる賃銀部分が大なることを物語つてゐる。ネツプ時代に行はれた労働者家計に關する調査によれば、食料費は賃銀の約五〇%を占めてゐた。ネツプの廢止以來この率は急激に飛躍した。

平均労働者家計における主要素(註一)(單位カペータ月額)

收入	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三五年	一九三五年
例で示した戸主の賃銀	二七五	三二〇	三二五	三三〇	三九〇	七〇五
收						
入						

支出		（労働者家族一人當りの）	
食糧費	1277	1141	1213
被服費	473	526	503
住宅費	198	324	322
文化費	44	77	60
衛生及醫療費	6	24	3
計	2298	2105	2100
食糧費率	60.8%	52.2%	57.0%
		69.9%	67.3%

（註一）「ソヴェート聯邦における労働」三四二—三四三頁。支出の内には國家が負擔する及び直接特別基金から支拂はれる文化費、衛生及び醫療費は含まれてゐない。

食料費の占めるパーセンテージは極めて大きい。革命前及びネツプ時代には常に五〇%を超えてゐた。このことはそれ自體極度に低い賃銀率の證明である。（註一）

（註一）「ソヴェート聯邦における社會經濟」（現代ロシア研究所刊）一九三六年版の第八頁及び第二六表に國際労働局で立てた普通労働者家計費に基いて、現モスクワ物價での食糧費の計算がなされてゐる。それによれば、一人當り食糧費月額一四ルーブル八〇カベツク、即ち二人家族で約二三〇ルーブルである。同書によれば、ロシアにおける平均賃銀は二一〇ルーブルである。しかし、この賃銀を以つてはロシアの労働者は國際労働局の基準に基づく二人分の食糧を得ることが出来ない。かくて、普通のソヴェート労働者の食糧水準は國際労働局の基準以下であるといふ結論が得られる。

現在ソヴェート政府が工場内に食糧の配給を組織することによつて労働者に與へてゐる直接的扶助は食糧の買の點からみても量の點から見ても取るに足らぬものである。その家族に對してははななく労働者のみが、勿論労働日に而も一日一回だけ、約一ルーブルの價格で、體力を維持するに足ると看做される一食分のスープ、或は少量の脂肪または肉のついた一片のキャベツ及び馬鈴薯を購買することが出来る。

更に、同じ申告書に現はれた極めて特徴的な事實は、労働者家族數及び働手一人當り被扶養者數（幼児、老人、痲疾者）の減少である。

労働者家族の構成（註一）

平均數	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
家族數	403	396	393	387	383	380
働手數	133	145	144	144	144	142
被扶養家族數	270	251	249	243	239	238
働手一人當りの被扶養者數	2.05	1.75	1.73	1.69	1.66	1.68

（註一）「ソヴェート聯邦における労働」三四二頁。

ソヴェート聯邦における社會保險

國家豫算が社會保險費として計上する金額はかなり多額であるに拘らず、ソヴェート聯邦におけるその組織形態の故にソヴェート労働者の生活状態は極めて不完全にしか改善されない。

全ての工場管理者或は企業長は社會保險に支出さるべき金額を國庫に納入する。この金額は賃銀總額の約三〇%に相當するが、賃銀から控除されるのではない。これを關係諸機關に分配するのは國立銀行である。ソヴェート聯邦における賃銀基金總額は四〇〇億ルーブルと評價されてゐる（註一）のであるから、その三〇%は一二〇億ルーブルの巨額となる。しかし、ソヴェート豫算における「社會文化施設費」は六五億ルーブルを超えたことはなかつた。かくて、國家は社會保險費として

國庫に納入される金額の殆んど半額を他の用途に使用することになる。

(註一) ジュダノフによる一九三五年度の評價。プラウダ紙一九三四年十二月二十六日。

國家豫算は一九三五年度社會保險費として五九億二三〇萬ルーブルを計上した。この總額は主要な三部分に分配される。

第一の部分は疾病及び災害手當、休暇手當、年金等を含む。一般にこの種の手當金額は只疾病、瘵疾或は年齢の程度のみによつて決定されるものではない。この場合第一に考慮されるものは労働者の社會的價値である。スタハノフ員、突撃隊員及び勳章着用者のみが病氣の場合その賃銀額に等しい正規の手當額を得ることが出来る。しかし、他の労働者は工場醫が疾病を證明した場合においてさへ、その賃銀額の半分或は三分の二以上に相當する手當を得ることは出来ない。工場醫の交附する診斷書なしに只の一日でも労働を休めば、その労働者は直ちに「労働忌避者」と宣告され、その結果迫害を受ける。

(註二) ソヴェート政府が所謂「平等主義」を放棄して以來、疾病手當に關する舊規約は廢止されて、或る場合には手當月額三〇〇ルーブルを超えることがあつた。かくて現在においては、労働賃銀に認められる不平等が社會保險の全分野にも支配してゐる。

(註三) その労働が殊に困難な職業においてさへ、労働者は彼が發病前の二箇月間に、定められた規準の生産能率を擧げたことの證明がある場合にのみ、完全な賃銀に等しい疾病手當を受けることが出来る。

ソヴェート政府な好んで、労働者に與へられる二週間の有給休暇をポリシエヴィキ革命の「勝利」の一つとして語る。しかし實際上これに支出される金額は、各労働者の十五日乃至三十日分の賃銀額に相當する金額の義務的な國債への應募によつて大部分國庫に回收される。ソヴェート聯邦で十一年間労働に従事したフランス人労働者エム・イボンは、彼自身の觀察に基いて、ソヴェート聯邦には収入の不足を補ふために止むを得ず有給休暇を放棄せざるを得ない労働者が屢々あることを述べてゐる。即ち「家父は殆んど乞食のやうな生活から免かれるために休暇中の労働を願ひ出て、少くとも年に一度の二倍の賃銀

を得ようとする。しかし規則が嚴重なためにかゝる「幸運」を得ることは稀にしかない。」(註一)

(註二) エム・イボニイ掲書三〇頁。

ソヴェート聯邦において労働者がその労働能力を失つた場合に支給される年金は、更に一層取るに足らぬものである。労働者の年金は普通の場合月額二五乃至五〇ルーブルであり、七〇乃至八〇ルーブルに達する場合は稀である。月額一五〇乃至二〇〇ルーブルの賃銀を得てゐる普通労働者は乞食に近い生活を送つてゐるのであるから、労働者が年金受領者とならねばならぬ時代のくることを極度に恐れてゐるのは全く尤もなことである。ソヴェートの國民は七十歳になつても工場労働に従事せねばならぬ。しかし、機械の前で五十年以上も生活した労働者に僅かに月額三五ルーブルの年金を與へることを恥辱とも考へないで、他方ではソヴェート政權は高位者、勝れた黨員、大企業管理者、責任ある専門家等には月額三〇〇乃至一、五〇〇ルーブルの俸給並びに住みの心地良い大きな部屋の終身的使用を與へてゐる。

以上の如き使途にソヴェート聯邦における社會保險費の最初の二〇億ルーブルが向けられてゐる。

社會保險費の内「社會文化施設」費として支出される第二の部分を社會保險と看做すことは殆んど出来ない。この部分は教育、幼稚園、研究所、住宅、公園、運動場等の費用の一部分を含む。「社會保險」のこの分野への支出は、一九三五年には一七億二、〇〇五萬ルーブルであつた。しかし、ソヴェート政權の代表者達が好んで賃銀への補足物であると看做す託兒所、幼稚園、競技場公園等は嚴密に云へば確かに社會保險のこの部分へ含まれることが出来るだらう。しかし、近代「ブルジョア」國家の大部分において、全てのこれらの施設は少くともソヴェート聯邦と同程度に保證されてゐるといふことを誰も否定し得ないだらう。(註一)

(註一) ソヴェート聯邦においては、「社會保險」は初等學校の兒童に教科書及び雜記帳を無料で貸與しない。例へば、モスクワでは學童は實際上三ルーブル以上の支給品を受けないのに、支給品費として年に二四ルーブルまで納入せねばならない。革命前のロシアにおいては、初等學校の